

乃乎波字加波多知家里ノハウカハタツチケリ卷十九四一九〇ニ和我勢故波宇河波多多佐禰ワガセコハカハタタテタタタテとあり。さて上の諸例いづれもウカハタツウカハタツといふ語遣なることを示せるが故にここに「ウカハタタテ」とよむとは自他の相違あり。この故に僻案抄にはウカハタタシウカハタタシとし考には「ウカハタタチ」とよめり。然れども「タタシ」にては「チ」といふ格助詞を要すべき理由なし。考に「タタチ」といへるは「川」の上下を多くの人もて断せきて中分にて鵜を飼ふものなれば断タテといふべしといふ理由によれるものなれど、かかる鵜飼の方法ありとも覺えず。上の諸例は委しくはばいづれも、鵜川に立つといふべきものにして、狩獵に立つといへると同趣の語なり。かくてそのうかはに立つといふわざを人にせさするをば、ウカハタタツといへるなり。これは語の上の趣にては川の神が鵜飼人に命じて鵜川のわざをせさする義なるが、その實は川神の命によりてさるわざをなすにあらぬはいふまでもなければ、かくいへるが歌の趣といふものなり。さて吉野川は今に至るまで名高き鮎の産地なれば、この事は實地をよめるものといふべし。

○下瀬爾「シモツセニ」とよむ。この事上にいへり。

○小網刺渡 古來「サデサシワタシ」とよめるを古義に「サテサシワタス」とよみて一段落とすべしといへり。小網を「サデ」とよむ。この語は今も用ゐられ小き手網をさせり。本集中に「サデ」とよめる例を見るに、卷四六六一に「網兒之山五百重アチノヤマイハヒカヒサヒ隱有佐提乃崎左手蠅師子之夢カサヒササキノサテノササキノシノユメ二四所見ニシヨ」卷九一七七一「淵瀬物不落左提刺爾フナセモノオチズサテサシワタス又卷十九四一九〇に「平瀬爾左泥刺渡ヒラセニササキノシノユメ」とあり。和名鈔漁釣具に「文選注云所撰反節網如箕形狹後廣前者也」とあり。この形狀の注は文選西京賦箋注倭名鈔

「西都賦」とするは誤なり。の薛瓌注の注文をとれるものなるが、略今いふ「さで」の形に當れり。この今さでといふ網は手に持ち水底に入れて抄ひ上げ以て魚を捕ふるものなり。「さで」をさすとはこの動作をさすものと考へて然るべしと思ふ。神樂歌「薦枕の曲に」さでさしのほるとあるは、かくの如き動作を繰返して川上に進み行くをいへりと見ゆ。しかるに、ここを「わたす」とよむときは、その動作を如何にせるをいふとすべきか明かならざる事となる。漁夫が自らこのわざをなしつつ川を渡るものとせば、「ワタル」とよむを可とする如く思はる。而してここを「わたす」とよむは、「わたらす」といふ義にて川神が漁人をして小網を刺し渡ることをなさしめたりといふ見方を以ていへりと思はる。かくて、上の「鵜川を立て」といへると同じ趣の語遣に出でたりと見ゆ。さてこゝは上の「黄葉頭刺理」に對するものなれば、古義の如く一段落とするをよじとする如くなれど、上の「頭刺理」は冒頭とこの對句とをあはせて一段としたるものなれば、ここはこの對句と終結とを併せて一段とする方、歌の構造巧妙なりと見ゆれば、なほ古來の訓をよしとす。なほこの構造のことは下にいふべし。

○山川母「ヤマカハモ」とカを清音にしてよむ。山の神も川の神もの意なり。

○依氏奉流「ヨリテツカフル」とよむ。元曆校本に「ヨリテタテマツル」とよみ、古葉略類聚鈔に「ヨリタテマツル」とよみたるなどあれど、語をなさねば、本文のよみ方をよしとす。契沖は帝徳に歸して仕うまつるなりといへるより諸家多くはそれに従へり。かくいへるは佛敎の歸依の意によりて解けるものなるべきが、その歸服する由は「奉流」の一語にてあらはされたれば、この



「よりは」はこの卷に五〇に「天地毛縁而有許會」卷二一六七に「天地之依相之極」とある如くありあふ意にして相共に一になる意の「より」なるべし。若し然らずして契沖の説の如くならば「山川も」の「も」は國民の歸服するに對していへる語とすべきなり。さて「奉を」ツカフルとよむ。その「ツカフル」といふ語は例多きがうちに、この如き連體形の假名書のは卷十八四一一六に「於保伎見能末伎能末爾末爾等里毛知氏都可布流久爾能」などなり。

○神乃御代鴨 「カミノミヨカモ」とよむ。「カモ」は助詞なるを「鴨」の字をかりてあらはせり。山川の神も天皇に奉事するを見れば、けにも今は神の御代なるかなとなり。

○一首の意 この歌二段落に分れたり。而して第一段の後半と第二段の前半とが對句をなし、第一段の前半に冒頭第二段の後半に結尾を置きたるなり。その形式次の如し。  
安見知之……………國見乎爲者 (以上冒頭)

疊有青垣山山神乃奉御調等……………黃葉頭刺理。(以上對句前半)第一段

遊副川之神母……………小網刺渡 (以上對句後半)

山川依氏奉流神乃御代鴨。

(以上結尾)第二段

その大意は、わが天皇の神聖のわざとして吉野川のたぎつ河内に高殿をつくりてこれに上りまして國見をしたまへば、四周に重なりたたはれる青垣山には山神の奉る調として春の頃には百花を挿頭し持ち、秋になれば黃葉を頭挿として天皇の御眺めよからむと希へり。されば、ゆふ川の神も山神に劣らじわれは大御饌に仕奉らむといひて上瀬には鶉川を立てしめ、下

瀬には「サデ」をさし渡ることをなさしむるなり。かく山の神も川の神も一つ心になりて相共に仕へ奉るを見れば、けにも今は神の御代といひつべきなりといふなり。

反歌

(三九)

山川毛 因而奉流 神長柄 多藝津河内爾 船出爲加母。

○山川毛 上の長歌と同じく「ヤマカハモ」と「カ」を清音によむべきなり。

○因而奉流 長歌の「依氏奉流」におなじきを文字をかへてかけるなり。

○神長柄 「カムナガラ」なること上の長歌にいへり。これは直ちに下の「船出」につづくべきを歌調の爲にここにおけるなり。

○多藝津河内爾 これも上の長歌にあり。これは上の「山川毛因而奉流」を直ちにうくる文勢なるを歌調の爲におきかへたるなり。

○船出爲加母 舊訓「フナデスルカモ」とよめるを考に「フナデセスカモ」とよみ改めたり。これは上の「神長柄」を受けていひ、天皇の御大業としていへるなれば「せず」といふ敬語を用ゐたるをよしとす。この「せず」は上の「神さびせず」の「せず」に同じく「する」の敬語なり。「船出」は船に乗りて出づるをいふ。「かも」は感動をあらはす助詞なり。この句の上に「神さびせず」との意を含めて解すべし。

○一首の意 山の神川の神も心を一にして相共に事へ奉るこの吉野川のたぎの河内に、わが天



皇は神ながら神さびしたまふとて船出したまふことなるかなとなり。

右日本紀曰三年己丑正月天皇幸吉野宮、八月幸吉野宮、四年庚寅二月幸吉野宮、五月幸吉野宮、五年辛卯正月幸吉野宮、四月幸吉野宮者未詳、知何月從駕作歌。

○これはこの天皇の吉野離宮に行幸の屢ありしことを注し、この歌の何年何月の車駕に扈從したる時の歌なるか詳ならぬ由をいへるなり。ここには行幸の事六度のみをあけたれど、日本紀にはこの外六年より十一年まで毎年吉野宮に行幸ありしにてすべて二十九度を記せり。

幸于伊勢國時留京柿本朝臣人麿作歌

○幸于伊勢國時 持統天皇の伊勢に行幸ありしは御宇六年にして左注にいへるが如し。  
○留京 この時の京はなほ飛鳥淨御原宮なりしなり。即ち柿本人麿がその京より行幸のさまを思ひやりてよめるなり。

(四〇)

嗚呼見乃浦、船乘爲良武、憾婦等之、珠裳乃須、十二四寶三都良武香。

○嗚呼見乃浦 舊本「アミノウラ」とよめり。或は又「チミノウラ」「オチミノウラ」などとよめる本あり。さてこの「嗚」字を流布本「嗚」とかけるが誤なること著しくして、古寫本多く正しくかけり。

かくてその「嗚呼」の二字は所謂感動をあらはす語にして「ア」と訓するによりて「アミノウラ」とよめるは由あることなり。然るに卷十五にのせたる歌「三六一〇」には「安胡乃宇良爾布奈能里須良牟乎等女良我安可毛能須素爾之保美都良武賀」とあり。その歌の左注に「柿本朝臣人麿歌曰安美能宇良云々」と見えたり。されば、ここは人麿の歌としては古來「アミノウラ」とありしものと見ざるべからず。しかるに「アミノウラ」といふ地名はこの度の行幸ありし地方には由なきを以て卷十五の「アゴ」の方を正しとする説あり。「あご」は志摩國英虞郡にしてこの伊勢行幸のついでに、この地に行幸ありしことはこの年の五月の紀に「御阿胡行宮時云々」とあり。この行宮は志摩國府のありし今の國府の地にありしならむ。さて「あごの浦」といへば、志摩の國府あたりの海濱をさすなり。右の如くなれば「あごの浦」の方地理上當る所あるに似たるを以て「見」字は「見」字の誤なりとして「嗚呼見」即ち「あごなり」といふ説あり。これは僻案抄の創見なるが、この説は上にいふ如く、地理にもあひ、又史實にもあひ、卷十五の本歌にもあひたれば、正確を得たるに近し。されど古寫本一も「見」字をかけるものなく、卷十五の歌の左注には「柿本人麿集には「安美能宇良」とありしこと明かなれば、古くより「アミノウラ」といふことに傳へられたるを知るべし。さればここには正しくは「アゴノウラ」なるべしといふ説を述ぶるはよけれど、直ちに本文を改むるは穩ならぬわざなり。

○船乗爲良武 「フナノリスラム」とよむ。「フナノリ」といふ語の意と語例とは「八」の條にいへり。今はただ船に乗るといふだけの事なり。「ラム」は現實の事を推量する複語尾なり。即ち今頃



は行幸に供奉して阿胡の浦にて舟に乗りて遊ぶらむと想像していへるなり。

○感婦等之 舊訓「ヲトメヲガ」とよめり。古寫本中には感婦を「ツマ」と訓じ「ツマトモカ」とよめるものあり。されど、感婦の字集中に多く、いづれも「ヲトメ」とよめり。「婦に「ツマ」の義あること、「三」の條に述べたるが、この字の原義は説文に「弱也」と注するによりて弱き女の義なるを知るべく、これ一字にて「ヲトメ」の國語に當るものなり。「感」といふ字は未だ他に所見なし。萬葉用字格に「感」の誤ならむといへれど、それも確證なし。攷證には「感婦」とありしが、連字「扁旁」を増すの習によりて「女扁」を加へしならむといひ、岡本保孝も同じ説を唱へて「續々」の説をなせり。この説は最も傾聽すべきものと思はるれど、「感婦」といふ熟字の證左なき限りはこの説未だ定説となし難し。「ヲトメ」は若き女官をさせるならむ。

○珠裳乃須十二 「タマモノスソニ」とよむ。考には「珠裳」を「アカモ」とよみたり。それは卷十五の本行に「安可毛」とあるに據れるものとおほし。されど、その歌の左注の柿本人麿集なるには別に「多麻母能須蘇爾」と注してあれば、ここは「タマモ」たること明かなり。「珠裳」は「アカモ」とよむべき字面にあらず。裳をほめて「玉裳」といへる例は卷二一九四に「玉垂乃越乃大野之且露爾玉藻者」打「夕霧爾衣者沾而」とあり。「須十」は借字にして裾なり。卷二十四四五一に「多麻毛須蘇婢」久などの例あり。

○四寶三都良武香 「シホミツラムカ」とよむ。「四寶」は借字にして「潮」なり。「ラム」は上にいへり。潮満ちて若き女官が裳裾をぬらすむかとなり。

○一首の意 行幸に供奉せる人を今京にありて思ひやるに、今頃は志摩國英眞の地に行幸せさせたまふならむ。年若き女官等は今頃船に乗りてその浦にて遊ぶらむか。さては潮水の満ち來てそれらの女官等の美しき裳の裾を濡すらむか。女官等が乗りなれぬ船にのらむとて且つは打興じ且つは手間取る程にいつしか潮満ちよせ來て裳裾を濡すらむさまを想像してよめるなり。眞率にしてよく想像のあらはれたる歌なり。

(四一)

釵著手節乃崎二今毛可母大宮人之玉藻荇良武

○釵著 舊本「釵著」とかきて「ヲチハキノ」とよめり。これは「釵著」の文字によれること明かなり。僻案抄には「釵」を「釵」の誤として「クシロ」とよめるは卓見といふべし。されど、これの文字には込み入りたる變遷ありと見ゆ。先づこの字は多くの古寫本に「釵」とあり。釵字は新撰字鏡に「環也」也也」とあり。その「釵」字は「玳」の訛にして「玳」は同書に「臂釵也」女人挂於臂上也釵同比知玉」とあり。その「釵」は通例「クシロ」とよむ字にして同書に「金契也」久自利又太万支」と見え、和名鈔には「農耕具の釵」の注に「賀奈賀岐一云久之路」と見え、服玩具の「釵」の注には「比知萬伎」といへり。この和名鈔の「賀奈賀岐」の訓ある「釵」の字は金扁に爪をかける正しき字にしてそれを「久之路」とよむ方は本來「釵」なるを増畫して「釵」の如くせるを同字と誤れるにて元來別なるものなり。然れども和名鈔を撰せしころは釵の實物に對しては「ヒヂマキ」といふ語をのみ用る「クシロ」といふ語は文字と訓とのみ知りて實物の如何は忘れられておりしが故にかゝる事も生ぜしならむ。さ



てこの「クシロ」は「釧」を正しき字とし、釧はその別體とせるものにして、ここにも必ずしも「釧」の意にて用ゐたるものにあらずして「釧」の異體字として用ゐたりと認めらる。かくて「釧」とある本は「釧」の「クシロ」なることを知らずして「釧」同字なりと誤り認めたるものなることは疑ふべからず。然るを諸家その「釧」を誤なりとせるはよけれど、その誤れる所以を究めずして直ちに「釧」又は「釧」に改めたるは僻事にして古典に忠なる所以にあらざるなり。さてこの「クシロ」といふ語の當時用ゐられし證は卷九、一七六六に「吾妹兒者久志呂爾有奈武左手乃吾與手爾纏而去麻師乎」といひ古事記上卷に「佐久久斯呂伊須受能宮」といへるなどあり。さてその「クシロ」の制如何にありしか。支那の「釧」の制を考ふるに、慧琳の一切經音義卷十九に環玕の注に「上環臂釧也或以象牙作環而以七寶釧之或用金銀作如環之象下川戀反釧亦環也皆臂腕之寶飾也」と見え、又卷九十九には「以玉金爲環以貫臂也」とあり。本邦古墳時代の遺物を見るに、銅釧、鈴釧、石釧等の名を以てよぶべきものあり。いづれも臂腕に纏ひたりと思はる。次に「著字僻案抄」には「ツク」とよめるにより諸本之に従へるを古義には「マク」とよめり。かくよめる由は卷中に釧をよめるは卷九、一七六六に「纏而」といひ、卷十二、二八六五に「玉釧卷宿妹」といひ、古事記仁徳卷に「女鳥王所纏御手之玉釧」とあるを證とせるなり。この説據るべきに據たり。然れども、ここに「著字」を用ゐる而して「卷」又は「纏」を用ゐざるは特に「つく」とよませむが爲ならむも知られず。この故に「姑く、つく」とよめり。さて釧は臂腕に纏ふものなれば「手」の枕詞とせるなり。従來の説には「手節」の枕詞とし「手節」即ち腕臂なりといふ説行はれたりといへども古語に身體の一部の名目とし

て「タフシ」といへるを見ず。されば「タ」一語にかかるものとすべしといふ品田太吉氏の説をよしとす。「タ」にのみかかれる枕詞の例は下「五四」の「衣手乃」の例もあり。

○手節乃崎 「タフシノサキ」なり。「フ」を濁るべからず。「手節」は宛字にして地名なり。志摩國答志郡の答志島あり。その島即ち答志村なるがその地をさせるなり。「タフシノサキ」はその答志村の海邊のある點をさすものなるべし。

○今毛可母 舊訓「ケフモカモ」とよめるを代匠記に「イマモカモ」とよむべしといへり。この語集中に例少からぬが、假名書にせるは卷十五、三七五八に「伊麻毛可母」とあり。されば文字通りに「イマモカモ」とよむべきなり。さて二の「モ」は相對して叙述を力強くせむ爲に添へたるものにしてこの句は抽象すれば「今か」といふに止まる。その「か」は疑ひの意をあらはせり。

○大宮人之 「三〇」にいへるにおなじ。  
○玉藻刈良武 「タマモカルラム」なり。玉藻刈るといふことは既に「二三」にいへり。ここは大宮人の物珍らしく海邊にて遊び戯るるを玉藻刈るとなぞらへていへるに止まる。眞に玉藻を刈るか刈らぬかは問ふ所にあらず。従來の説多くは鑿説なり。

○一首の意 今頃は志摩の答志の崎に大宮人等が物珍しく海邊の遊びしてあるらむかとなり。

(四二) 潮左爲二五十等兒乃島邊撈船荷妹乘良六鹿荒島回乎。

○潮左爲 「シホサキ」とよむ。その意義につきては契沖は鹽の荒きをいふといへりしに春滿は



「潮さわぎにて潮のさし來る時海の鳴を云」といへり。「左爲は騒ぐの語幹の「さわ」の轉じたる語にして「シホサキ」の語の意は潮の騒ぎの意なることは疑ふべからず。肥前肥後のあたりには潮の満つるを「シホサキ」といふといへり。卷三の長歌三八八に「鹽左爲能浪乎恐美」といひ、卷十一二七三に「牛窓之浪乃鹽左猪島響所依之君爾不且鴨將有」又卷十五三七一〇に「之保非奈波麻多母和禮許牟伊射遊賀武於伎都志保佐爲多可久多知伎奴」とあり。又魚に「しほさるふぐ」といへるあり。これは河豚の類なるが水族志に「此フグ河水ノ海ニ流出スル海口ニ群ヲナス」とあり。即ちこれ潮左爲の處に住む故の名なるべし。

○五十等兒乃島邊 「イラゴノシマへ」とよむ。「五十を古言「イ」といへるによりて「イ」の假名に借りたること古事記垂仁卷に「五十日帶日子王」又本卷五〇に「五十日太」卷四六七四に「言齒五十戸常」などその例なり。「イラゴノシマ」は上二三にいへり。答志島と伊良真岬との間は所謂いらごの渡りにして距離三里、その間に大築海、小築海、神島の諸島あり。

○撈船荷 「コグフネニ」なり。「撈字は「傍」字をかける古寫本もあり。いづれにしても進船の義あり。廣韻を見るに「傍」に「棹艇」と注し、字典所引李舟切韻には「傍」に「進船也」と注せり。

○妹乘良六鹿 「イモノルラムカ」なり。この妹は必ずしも人麿の思ふ人をいへるにあらず。ただ車駕に供奉せる女官をさせるのみにて誰と定まれる人なきなるべし。「カ」は疑問の助詞なり。

○荒鳥回乎 舊訓「アラキシマワヲ」とよめり。しかるに「鳥回」の二字を熊谷直好が説には「シマベ

といひ、萬葉集摺解本居宣長は「シママ」といひたり。かくて荒木田久老は「シママ」といひたる信濃漫録より橘守部鹿持雅澄等これに従へり。按ずるに「シママ」又は「シママ」とよめるは卷十七三九九一の長歌に「之麻未爾波許奴禮波奈左吉」卷二十四三九八の長歌には「春霞之麻未爾多知豆」などあるによれるものなるべきが、この「未」字を「末」と認むべきか、「末」と認むべきかによりて「シママ」とも「シママ」ともよまるることとなるべきが、そは字體紛れ易ければ、このみにては水掛論に終るべきものなり。よりにて他の似たる例を案ずるに、かかる場合の回字を用ゐたるに「浦回」「浦廻」とかけるあり。卷二一三三三卷三四四卷四五五卷六九四六卷七一四四これなり。又卷三三九〇「輕池之納回往轉留鴨尙爾玉藻乃於丹獨宿名久」二とある、納は「納」の誤にして、納回即ち浦回と同じとする説あり。これらは從來「ウラワ」とよみ來れるものなるが、鳥回が「シママ」ならばこれも「浦」なるべきなり。又「阿回」卷二一一五「隈回」卷二一七五あり。これらも從來「クマワ」といへるが上の例によらば「クマミ」とよみてよき筈なり。又「磯回」卷七一三三四卷十一三一九九とかけるあり。これらも從來「イソワ」とよみたれど、「イソミ」といひてよき筈なり。さてこれらに對してそのよみ方を決定するに足るべき假名の例を見るに、「浦回」「浦廻」に對しては「浦」は「浦」にかけるもの、卷四五〇九卷九一六七一卷十一二七三一あり。「阿回」「隈回」に對しては卷五八八六に「道乃久麻尾」とかけるあり。これらを以て見ればこれらの「回」「廻」は「ミ」といふ語に相當すと考へらる。これによりて按ずれば卷三二七三の歌に「傍手回行者」とある「手回」とかけるも或は「回」に「ミ」の訓あるが爲ならむも知られず。(されど、これは「回」に「タミ」の訓あるその訓の上



の音の「タ」の爲に「手」を加へしものとも考へらる。かかればかの卷十七卷二十なるも「シマミ」なるべく、こゝも亦「シマミ」とよむべきならむ。その意は文字の示す如く、そのめぐりの意にてあるべきなり。終の「乎」は今の語にあつる時は「デアルモノ」の意を含めたるものなり。

○一首の意 潮さるの時に伊良虞島の邊をこぎ渡る船にかよわき女人たちの乗るらむか。そのあたりは浪の荒きを以て世に知られたる島のあたりなるをとなり。

○以上三首人麿の歌なるが、三首個々の歌とは見えす。第一首は英虞第二首は答志第三首は伊良虞と近きより遠きに及ぼし、女官と官人とを交互により、自然に行幸の進みを想像せると共に供奉の人々の心持を思ひやりたるさまなど、三首相待ちて一團となれること著し。

### 當麻真人麿妻作歌

○當麻真人麿妻 「タギマノマヒトマロガメ」とよむ。當麻氏は用明天皇の御子麿子王の後なり。もとは公の姓なりしが天武十三年冬十月當麻等十三氏に真人の姓を賜へる由、日本紀に見ゆ。當時當麻真人智徳、同國見など知られたる人ありしを見れど、麿といふ人考ふる據なし。この歌は卷四に重出し、作者も同じ。但、かの卷には當麻麿大夫妻とあれば後世にていはば、五位以上の人なりしなり。

○作歌 この歌いづこにてよめりとも明記せられざるが如くなるが、上の「柿本人麿作歌」の上なる「幸于伊勢國時留京」といへるをもここにめぐらして見るべきを同じ文なれば、略したりしなる歌これなり。

らむ。即ちその當麻真人麿といふ人當時車駕に扈從せるを京に留守せる妻のしたひてよめる歌これなり。

### (四三)

吾勢枯波、何所行良武、己津物、隠乃山乎、今日香越等六。

○吾勢枯波 「ワガセコハ」とよむ。意は「一」にいへり。

○何所行良武 舊訓「イツチユクラム」とよみたり。されど「イツチ」は方向をさす語なればこの文字とここの意とに當らず。この故に考は「イツコ」とし略解に「イツク」とせり。然るに古事記應神卷の歌に「伊豆久」とあるをはじめ本集中にある假名書の例いづれも「イツク」にして「イツコ」とかける例を見ねば、略解の説によるべし。

○己津物 これは古本に「オノツモノ」など讀みたるもあれど、仙覺が「オキツモノ」とよみしより、諸家皆之を是認せり。卷四なる歌にもかくかけり。さて「己」を「オキ」とよむは起の略字なりといふ説(本居宣長)もあれど、禮記月令の十干の「己」の注に「己之爲言起也」と見え、又古本玉篇に同じく十干の「己」の注に「嗣也起也」と見え、白虎通五行篇に「己者物必起」と見え、たれば恐らくは「起」字の原字たるべくしてそが略字にはあらず。さてこの三字は元來借字にて「奥ツ藻」といふ義なり。奥津藻とは海の深き處にある藻にして外よりは見え難きものなれば名張の地名の「ナバリ」を隠の義にとりて、その枕詞とせるなり。

○隠乃山 舊訓「カクレノヤマ」とよめり。しかるを契沖は「ナバリノヤマ」とよむべきかと勘へ出



せり。玉の小琴には「隠はなばり」と訓べし。伊賀國名張郡の山也といへり。爾來諸家これに従へり。「隠」の字を「なばり」といふは古語にして、その義によりてかけるものにしてこの「なばり」といふ語は又通音にて「なまる」といへるものなり。卷十六三八八六に「忍照八難波乃小江爾處作難麻理且居葦河爾乎」とある「なまりては即ちかくる」といふに同じきを知るべし。今言語の「よこなまる」といふも本來の意義のかくる由をいへるならむ。本集中大和の地名の「ヨナバリ」にも「吉隠」とかけり。さてこの「なばり」の地は古事記安寧卷に「那波理之稻置」とあるもこの邊の地なるにて、日本紀天武卷には明かに「到隱郡焚隱驛家」とあり。この「隠」の驛家は今の名張町なるべく、その邊の山をば「隠の山」といへるなるべし。この地古飛鳥藤原の京より伊勢へ行くには必ず通過すべき要地たりしなり。

○今日香越等六「ケフカコユラム」とよむ。「香は疑の」かに借りたる宛字なり。意は明かなり。

○一首の意 この歌二段落にして「何所行良武」までを一段落とし、下また一段落たり。第一段落は我が夫は今頃は何處をかりきつあるらむと自ら問ひ、さて第二段にその旅程をはかるに今日頃は丁度「隠」のあたりの山を越ゆるならむかとなり。藤原の京より名張の邊まで早くて二日目若くは三日目なるべく、その頃によみたりと思はる。

石上大臣從駕作歌

○石上大臣 イソノカミノオホマヘツキミとよむべし。これは石上朝臣麻呂にして石上氏は

物部氏の支族なり。この人持統天皇の朝にての官名明記なく明かに知り難きが、その位はこの御世に「直廣壹」に至りしこと紀に見ゆ。かくて大寶元年三月に中納言正三位石上朝臣麿を大納言に任せられしことを思ふに持統天皇の御時に中納言までなりしものと考へらる。而してこの人の右大臣に任せられしは慶雲元年の事にして和銅元年には左大臣たり。されば、ここは後の官を前にめぐらして書けるかといふ説あり。然るときはこれは慶雲以後に書けりといはざるべからず。

○從駕作歌 「從駕は、扈從車駕」の意なり。儀制令に「車駕行幸所稱」とあり。韻會小補に「唐制天子居曰衛行曰駕」と見ゆ。これを「オホミトモニシテヨメルウタ」とよむべし。上の歌どもは留守者より旅行せる人を思ひてよめる歌なるが、これは旅中より遙に京を思ひてよめる歌なれば、上の柿本人麿の詞書のうち「幸于伊勢國時」の六字あるべきを上文によりて略せるなり。

(四四)

吾妹子乎、去來見乃山乎、高三香裳、日本能不所見國遠見可聞

○吾妹子乎 「ワギモコヲ」とよむ。「ワガイモ」といふを約めて「ワギモ」といひ、「ワガイモコ」を約めて「ワギモコ」といへること古語の例なり。古事記仁徳卷に「和藝毛」といひ、本集卷十五三五九六に「和伎母故我」とあり。されど、卷二十四四〇五に「和我伊母古我」といふもあれば、「ワガイモコ」といひても不都合なるにあらねど、なほ五音によむをよしとすべし。「イモ」は妹のみならず、姉をも妻をもさす語なることは上の「わがせ」の條(一一)に引ける日本紀仁賢卷の注にて明かなり。



さてここは恐らくは妻をさせるならむ。日本紀雄略卷に「謂皇后曰吾妹」とも見えたり。「子は親みていふ語にしてわがせこといふ場合におなじ。これは吾妹子をいざ見むといふ意にとりて下の「イザミノヤマ」の枕詞とせるなり。

○去來見乃山 「イザミノヤマ」とよむ。去來を「いざ」とよむこと上にいへり。この「イザミノヤマ」は何處にあるか。二見浦に近き佐見山といふ山なりといふ説あれど、「イザミノヤマ」とあれば正しく合はず。倭訓彙には「イサミノ山を飯高郡にありと記せり。これ伊勢人のしかも信頼すべき學者の云ふ所なれば、みだりに排すべからず。同じ伊勢人宮内默藏の伊勢名勝志には飯高郡の西端大和吉野郡との境なる高見山の一名を「去來見山」とせり。これによらば去來見山は今いふ高見山なり。この山はこの附近にて最も高きと共に、古より今に至るまで吉野と伊勢神宮との交通の要路たり。著者また明治二十九年に鳳鳴義塾の生徒と共にここを越えたることあり。按ずるに、この山かく大和と伊勢との堺として名高く且つ實際に高き山なるによりてかくよめりしならむ。

○高三香裳 「タカミカモ」とよむ。「高」は「高し」といふ語の語幹を動詞に化せしめたるもの、今の語にていへば山が高きによりてといふに近し。「カモ」は疑の助詞にして係たり。之に對して次の句を「ミエヌ」と結べるなり。

○日本能 「ヤマトノ」のよむ。「日本」の字面はわが國の惣名たるなり。然るに、これを「やまと」といひ、さて一國たる大和をも「やまと」といふが故に、ここに日本の字面を用ゐて、一國たる大和の語に宛てたる借字なり。日本紀神代卷上に「日本國之三諸山」とあるもこの例なり。

○不所見 「ミエヌ」とよむ。「所見」は「ミラル」の義なるによりて用ゐる字面なるが、當時受身の「ル」を「ユ」ラユとヤ行下二段にも活用せしが故に、「ミラユ」ともいひうべきものなるを更に「ミユ」と約めたるものと考へらる。かくてその「ミユ」は「ミラル」と同義の語にしてその「ミラル」は受身より轉じたる可能の意たるものなり。されば「ミユ」は「ミル」を得るに同じく、「ミエヌ」は「ミルコト能はず」といふにおなじ。かくて上の「カモ」の係に對するものなれば、ここに「ミエヌ」と連體形にて結ばざるべからざるなり。

○國遠見可聞 これは古寫本には「國をみるかも」とよめるもあれど、義をなさず、「クニトホミカモ」とよめるをよしとす。「カモ」は上にあると同じけれど、ここは終止なり。國の遠きによりてかあらむとなり。

○一首の意 二段落の歌なり。「日本のみえぬ」までにて一段落、末の一句にて一段落なり。大和に在る吾妹子をいざ見むと顧みれば、そのいざみむといふ語を名に負へる去來見の山の高きによりてか、その大和國の見えぬ事よ。かく大和國の見えぬはその國界にある去來見山の高きによりてかとも思へども或はさにはあらで、國の遠く隔たりたればにかあらむとなり。

右日本紀曰、朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰以淨廣肆廣瀨王等爲留  
守官於是中納言三輪朝臣高市麿脫其官位擢上於朝重諫曰農作之前



車駕未可以動辛未天皇不從諫遂幸伊勢。

○この左注また日本紀を引けるものなるが、朱鳥六年は現今の紀にては壬辰にあらず。現今の紀に壬辰の年は持統六年にして朱鳥元年よりすれば七年なり。これ亦例の一年の差あるなり。

○淨廣肆 流布本肆を津に作れるは誤なること著し。多くの古寫本正しくかけり。天武天皇の十四年に位階を改定せられ諸王已上の位に「明位二階淨位四階每階有大廣併十二階」とありて「淨廣四」はその最下級なり。日本紀には天武十三年の所に既に「淨廣肆廣瀨王」とあれば十四年以前より行はれしもの如し。

○廣瀨王 父祖未詳。養老六年正月卒すと續日本紀に見えたり。

○留守官 天皇地方に巡狩する時京に留りて諸司の鑰を管し、宮城を守る官なり。日本紀齊明卷に「留守官蘇我赤兄臣」ともあり。

○中納言 太政官の次官にして大納言の次に位す。令外の官なるが、持統天皇の時既に置かれしなり。

○三輪朝臣高市麿 これ續紀大寶二年同三年慶雲三年又靈異記上卷等に見ゆる大神朝臣高市麿なり。然るに日本紀には三輪と記して大神と記さず。この氏は姓氏錄に「素佐能雄命六世孫大國主之後也」と見ゆ。この人天武元年紀にはじめて三輪君高市麿と見え十三年に朝臣の

姓を賜はれるなり。持統朝の忠臣として古今に聞えたる賢者なり。

○脱其冠位 當時の位階は冠によりて次第せられたり。されば冠位とはいへるなり。冠を脱するはその冠に相當する位階の待遇をも辭し又は退けらるるなり。

○撃上於朝 冠を朝にかへしささぐるなり。「撃」は玉篇に「持高也」と見えれば正しく「ささぐ」といふ語にあたり。

○農事之前 紀に「農事之節」とあり。本書の「前」字蓋し誤ならむ。

五月乙丑朔庚午御阿胡行宮。

○御 蔡邑獨斷に「天子所進曰御」とあり。ここは「おはします」とよむべき所なり。さてこの文は左注の記者の誤なり。この行幸は戊辰(三日)に發駕辛未(六日)に伊勢に行幸乙酉(二十日)に還幸ありしにて、天皇は五月の庚午(六日)には藤原京にましましなり。これは日本紀に

五月乙丑朔庚午御阿胡行宮時進費者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨麿等兄弟三戸復十年調役雜徭復免挾抄八人今年調役。

とあるを誤り讀みたるなり。

輕皇子宿于安騎野時柿本朝臣人麿作歌

○輕皇子 かく申し奉れる方國史に二柱ませり。一柱は孝德天皇にして、一柱は文武天皇なり。



この故に扶桑略記には文武天皇をば後輕天皇と記せり。ここはその後の方の文武天皇なること著し。諱は續紀には珂瑠と書けり。ここに輕とかけるも音は同じ。御父はこの歌に出づる日並知皇子即ち草壁皇太子御母は元明天皇なり。持統天皇十一年二月に皇太子となり、八月に讓を受けて御即位あり。こゝに輕皇子とかけるは未だ皇太子に立ちたまはぬ前の事なればなるべし。

○宿于安騎野時 安騎野は大和國宇陀郡にして延喜式に宇陀郡阿紀神社あり。その阿紀神社は今松山町附近の迫間村にあり。その邊の野を安騎野といひしなるべし。日本紀文武天皇元年紀に「即日菟田吾城」と見ゆ。宿は旅宿の義なり。

○柿本朝臣人麿作歌 これは人麿が御供の人數中にありてよめりしなるべし。攷證には目錄によりてこの下に「一首並短歌四首」の七字を補へり。然れどもかくかける本一も存することなし。本のまゝにてあるべきなり。

(四五)

八隅知之吾大王、高照、日之皇子、神長柄、神佐備世須登、太敷爲京乎置而、隱口乃泊瀬山者、眞木立、荒山道乎、石根禁樹、押靡坂鳥乃朝越座而、玉限夕去來者、三雪落阿騎乃、大野爾、旗須爲寸、四能乎押靡、草枕多、日夜取世須、古昔念而。

○八隅知之吾大王 この語三の歌にいへり。これは輕皇子をさして申せり。皇子にもかく申す例は卷二一九九に高市皇子をいひ、二〇四に弓削皇子をいひ、卷三二六一に新田部皇子等にもかくいへり。

○高照 舊本「タカテラス」とよめるを僻案抄に「タカヒカル」とよみたるより諸家多く之に従へり。然れども美夫君志に「此照は天照大御神の照と同じく氏流を敬語に氏良須といふなり。」取を立ちたれすと云が如しさて日といふ言に冠せたるなり。卷二七右に天照日女之命日本書紀一書にも天照大日靈尊とあり、同じ意のつけけなり。集中の歌に月にはあまてるつぎといひて日にしかるを冠辭はてらすといへり古言の正しきを見るべし考には古事記に多加比加流比能美古とあると本集に高光ともかけるとによりて高照とあるも「タカヒカル」とよむべしといへるは一向なり」といひ、新考にも「タカヒカル」ならば高光とかくべし、ことさらに高照とは書くべからず、其上「タカテラス」といひて通ぜざるにあらずといへる如くなれば、古のまゝに「タカテラス」とよむをよしとす。さてその「タカ」は單に「高」といふ義にあらず。古く名詞にて大虚をもいへるなり。高天原高津鳥などの高これなり。古事記垂仁卷に「聞高往鵲之音」とあり、又仁徳卷の歌に「多迦由玖夜波夜夫佐和氣」とあり、本集卷四、五三四に「高飛鳥爾毛欲成」ともあり。伊勢古事記傳にいへり、又わが郷里越中などにて天を「タカ」といふは古語ののこれるなり。されば高照すも畢竟天照すと同じ趣の語にして、高即ち天に照りたまふの義にして日の枕詞とせるなり。

○日之皇子 舊本「ヒノワカミコ」とよめり。されど皇子の文字を「ワカミコ」とよむべき由なし。



ただ「ミコ」とよみてあるべし。日の御子といふは日の神の御末と申すことなり。これは古事記景行卷に日本武尊を申す歌に「比能美古」ともありて古くよりいへる詞なり。

○神長柄神佐備世須登 前(三八)に説けり。

○太敷爲 「フトシカス」は「フトシク」の敬語なり。「フトシク」は上(三六)にいへり。

○京乎置而 「ミヤコヲオキテ」とよむ。京都をさし置きての義。上の人麿の歌「一九」に「倭乎置而」とあるにおなじ例なり。京都を立ちて来るをいへり。

○隠口乃 「コモリクノ」とよむ。「ハツセ」の枕詞とす。古事記允恭卷の歌に「許母理久能波都世能夜麻能」とあり。本卷下七九に「隠國」ともかけり。又延暦の太神宮儀式帳に「許母理國志多備乃國」とあり。されば「ハツセ」にかざらぬ詞なるが、その「ハツセ」にいへることは大和國風土記殘篇に「長谷郷云々古老傳云此地兩山澗水相夾而谷間甚長故云隱國長谷也」とあり。その地勢現にこの文に同じ。「コモリクノ」の「ク」は「クニ」とつづける爲に生じたる略なるべきか。

○泊瀬山者 「ハツセノヤマハ」とよむ。「ハツセ」は後世「ハセ」といふ。今初瀬町といふ所、その本據といふべけれど、「ハツセ」といひし地はなほ廣かりしは泊瀬朝倉宮、泊瀬列城宮などの遺址は今の初瀬町よりは西なる黒崎出雲などに存し、その邊一帶を今は朝倉村といふ。この朝倉村はなほ古の初瀬の内なること著し。さてこゝに「者」といへるは他に別なる意を示したるにて下の「荒山道乎」の「ヲ」までにかゝれり。

○眞木立 舊本「マキタテル」とよめるを僻案抄に「マキノタツ」とよみ、考に「マキタツ」と四言によめ

り。今多く考の説によれり。さて卷三二二四一には「眞木之立荒山中爾」と見え、卷十三三二一九一に「三芳野之眞木立山爾」とも見えたり。「マキノタツ」にても「マキタツ」にてもよき事なるべけれども、聲調のよきによりて「マキタツ」とよむ方によるべし。「まきは契沖は今もいふ槇の木なり」といひ、眞淵は檜をほめていへる歌詞なりといへり。「まはもとたへていへる詞なるが故に「まき」とはよき材といふ程の語なるべし。かくて古にはこれを一種の樹の名とせるもあり。そは日本紀神代卷上の一書に「被此云磨紀」とあるこれなり。又ひろくよき材となるべき樹木をもさせり。こゝのはその太きよき樹といふ方なるべし。

○荒山道乎 「アラヤマミチヲ」とよむ。荒は和の反對にして人け稀なるをいふ。荒野荒山中などいふみなその意なり。「を」はなるものをの意にして上の「泊瀬の山」といふをうけたり。この山道は蓋し、今の出雲村より女寄に越ゆる岩坂越なるべし。岩坂の名實に次の詞に由あり。

○石根 古來「イハガネノ」とよめり。「イハガネ」は岩の根といふにおなじ。卷三三〇一に「磐金之凝敷山乎」卷七、一三三二に「石金之凝木敷山爾」とあるはまさしく「イハガネ」とよむ例なり。根は岩根木根垣根の根にて屋根はヤノへの約にして別なり。地に固定せるものをいふ。

○禁樹 舊本「フセギ」とよめるは字面によれるなり。されど意通ぜざるを以て、僻案抄に「禁」と「樹」とを上下の句に分ち、「石根禁をいはねせく」とし、「樹押靡をこだちおしふせ」とよめり。されど、これも心ゆかずとして、考には「禁を楚の誤として、楚樹をシモト」とよむべしとせり。「楚は説文に「楚叢木也一日荆」とあり。「楚樹」といふ熟字ありといふ説を攷證にいへれど、そは盧綸が送楊惲



詩に「楚樹荆雲發遠思」などいへる如く楚といふ土地の樹なれば、この證にはならず。又「シモト」といふ語は和名鈔に「蔓和名之木細枝也」と見え、日本紀景行卷に「是野也麋鹿甚多氣如朝霧足如茂林」とある「茂林」同雄略卷に「其聚脚如弱木林」とある「弱木林」をいづれも「シモトハラ」とよめり。されど、この禁樹を楚樹の誤とすること並に楚樹を「シモト」とよむこと、及び「シモト」といひてここに通ずるか否かはいづれも首肯せられず。されど、よき考説の出づるまで姑く之に従ふ。

○押靡 舊本「オシナミ」とよめるはわろし。本卷首の歌の例によりて「オシナベ」とよむべし。

○坂鳥乃 「サカトリノ」とよむ。これを朝越の枕詞といへり。これは渡り鳥は未明に山を飛び越えて渡るものなればそれを取りて御一行の早朝山坂を越えらるゝにたとへいへるなり。されば「たゞ枕詞とのみいふべからず。

○朝越座而 「アサコエマシテ」とよむ。推古天皇十九年五月五日の菟田野に藥狩せさせ給ひしとき、鷄鳴時を以て藤原池上に集り、會明に往くと日本紀に見ゆるを以て推すに當時のいひまは未明に都を立ちて往きませる例なりしを見る。されば朝越座すといふことは言の形容にあらずして事實たるなり。平安朝頃にも夜半に京を立ち、即日奈良に赴ける記事あり。

○玉限 舊本「タマキハル」とよみたれど、その意通らねば、管見に「カケロフノ」とよみ、考に之を「玉蜻」と改めて「カギロヒノ」とよみ略解など之に従へり。されど「カゲロフ」「カギロヒ」結局同じ語なれば、改むるにも及ばざることなれば、攷證には「玉限のまま「カギロヒノ」とせり。然るに「玉限」の字にて「カゲロフ」若くは「カギロヒ」とよむべき理由を發見すべからず。又「玉蜻」の場合も「蜻」字には

しかよむべき縁はあれど、玉字を加ふるには、他に理由あるべきことと考へらるれば、これも由なきことなり。されば、以上の諸説いづれも従ふべきものにあらず。鹿持雅澄は玉蜻考をあらはして、これらを「タマカギル」とよむべしといひ、美夫君志また之に和したり。その説をよしとす。かくよめるは卷十一「二三九四」に「朝影アサカゲ吾身ウミミ成玉垣タマキ入風所見フウノミ去子故イコノコト」とあるによりて定めたるなり。さるはこの同じ歌をば卷十二「三〇八五」には「朝影爾アサカゲニ吾身ウミミ成奴ヌ玉蜻タマカギル鬚所見ヒゲノミ而往ニイリ之兒故爾ウチノコノコトニかけり。而して、その假名書の例は靈異記上に「多萬タマン可妓カキ留波呂ルハ可邇カニ美縁ミヅヘ而ニあり。かくて「玉垣入玉蜻」が「タマカギル」なる以上は「玉限」はそのまま何人がよみたりとも「タマカギル」なること明かなりといふべし。委しくは玉蜻考及其の補正共に美夫君志卷一別記に載す。を見るべし。この「玉カギル」といふ語の玉は麗しきをたたふる詞「カギル」はかがやくをいふ。さてここは夕日のさす意にて夕の枕詞とせり。

○夕去來者 「ユフサリクレバ」なり。上一六の「春去來者ハルサリクレバ」に准じて知るべし。朝に坂を越え、夕に阿紀の野に到りませるなり。

○三雪落 「ミユキフル」とよむ。「みは美稱なり。「三芳野ミヨノ」二五などの例なり。「落ヲを「フル」とよむも「二五」にいへり。さてかくいふ由は當時雪降る頃なりしが故なるべし。之をただ廣き野の殊に寒きさまを思はせたるなりといへる説美夫君志あるは如何なり。橘守部もいへる如く、鷹狩は古より冬するものなるを思ふべきなり。

○阿騎乃大野 上にいへる阿騎野をさせり。大野とはたたへていへるなり。上に内の野を内



の大野といへると同じ趣なり。然るに、日本紀天武卷なる「大野」を以てこれに當つる説、攷證などあれど誤なり。この「大野」は紀に先づ「即日菟田吾城」とありて、それより多くの記事ありて、「到大野以日落也」とあれば、「アキ」の地より一日程を隔つる地なること明けし。この大野は今の内牧村にありて秋とは全く別なる地なり。

○旗須爲寸「ハタススキ」とよむ。集中には卷三三〇七卷十二二八三などに「皮爲酢寸」とかき日本紀神功卷に「幡荻穂出吾也」ともかけり。薄は長高くして著しく顯れ、其の穂の風に靡けるさま旗の風に靡くに似たればかくいへるなり。さてこの「ハタススキ」を次の句に對する枕詞なりといへれど、そは當らずしてここはさすものある詞なりとす。

○四能乎押靡「シノヲオシナベ」とよむ。「四能」は「シノ」なり。後世は小竹をのみ「シノ」といへれど古くは一種の植物の名にあらずして薄、葦、荻などの類、今の語にていはば禾本科の植物の幹直に丈高きものの一類をいふ總稱とおほえたり。その高き篠どもを押し靡け踏み分けてといふなり。

○多日夜取世須「旅宿りせずなり。」「せず」は「す」の敬語たること既にいへり。ここに「旅宿り」といひて「狩」といふは、この行狩はしたまへど、その本旨は父尊の御跡を偲びたまふにあればなるべし。

○古昔念而 舊本「ムカシオモヒテ」とよめるを僻案抄に「ムカシシヌビテ」とよみ考には「イニシヘオボシテ」とよみ、略解に「イニシヘオモヒテ」とよみ、古義に「イニシヘオモホシテ」とよめり。いづ

れにても意は同じかるべきが、「オボシテ」といふは當時の詞遣にあらず。又「念」一字にては敬語とならねば、「オモホス」とはよむべからず。されば略解の説をよしとす。「古昔」を「イニシヘ」とよむことは上(一三)にいへり。

○一首の意 輕皇子が、京を立ちて、泊瀬山の人氣遠き荒き山道の險しき道をば早朝に越えまして、夕には雪のふる寒き秋の荒野に繁き高草を押靡かせ、かりほつくりて旅宿したまふ。かくしたまふ故はその父尊の薨後昔阿騎野に御狩せさせたまひしを思ひ、その昔をしぬび、そのしぬびにせむとての御志の至りなりとなり。

短歌

○ 上には皆反歌とあるに、ここに短歌とかけり。拾穂抄及び考にはこれを反歌と改めたり。これは長歌に副へる短歌なれば反歌といふもよろしかるべく、又ひろく長歌に對しては短歌といふに妨なし。いづれにてもよしとせば、改むるにも及ばざるべし。

(百六)

阿騎乃爾宿旅人打麿寢毛宿良目八方古部念爾

○阿騎乃爾 古來「アキノノニ」とよめり。四字のままならば「アキノニ」とよむべき筈なり。これは「乃」の下に「野」を脱したりと見ゆ。かくかける古寫本(神田本)もあり。されば「アキノノニ」とよめるによるべし。



○宿旅人「ヤドルタビビト」とよむ。輕皇子を始め奉り御供の人々すべてをさしていへるなり。  
 ○打靡「ウチナビキ」とよむ。安く臥したるさまにいふ。卷五七九四に「宇知那比根許夜斯努禮」  
 卷十四三五六一に「宇知奈婢伎比登里夜宿良牟」ともあり。これやがて下の寝ぬるにつづくな  
 り。

○寐毛宿良目八方 舊本には「目を自とかきイモネラシヤモ」とよめり。契沖は定家卿點の本に  
 「ネラメヤモ」とあるによりて「自は目の誤ならむかといひたるが類聚古集神田本等には「目」とあ  
 るによりて「自は誤なるを知る。さてかくラメ」といふ場合は上は終止形なるべきによりて考  
 の如く「イモヌラメヤモ」とよむをよしとす。「イ」は寝ぬる事の名詞にして「ヌ」はその事の動詞な  
 り。卷九一七八七に「五十母不宿二吾齒會戀流」卷十五三六七八に「伊能彌良延奴爾」などみな兩  
 者を重ね用ゐたる例なり。「イヌ」といふ語はこれを直接に重ねたるなり。「ヤモ」は已然形を受  
 けて終止し反語をなすものなり。打靡きて寝ねむとすれど容易に寝られむやとなり。

○古部念爾「イニシヘオモフニ」とよむ。

○一首の意 この野に來りて日並知皇子尊のありし古の事を思ふには安寝もせられぬとなり。

(四七)

眞草薊荒野者雖有葉過去君之形見跡曾來師。

○眞草薊 舊訓「ミクサカル」とよめるを考に「マクサカル」と改めよめり。いづれにてもよきこと  
 なり。こはただ草といふを詞のあやとして「みくさ」といへるまでなり。

○荒野者雖有「アラヌニハアレド」とよむ。荒野は荒山といふに同じく人氣遠き野をいふ。「者」  
 を「ニハ」とよめる例は卷二二一〇に「念有之妹者雖有」など少なからず。

○葉 舊本この下に「過去をも加へ三字一句としてハスギユク」とよめり。或は又「ハスギサル」と  
 よめる本もあり。いづれも意をなさず。されば代匠記には「葉の字の上に黄の落たるを強て  
 かく讀たるなり。其故は第二卷に黄葉の過ていゆく第九に黄葉の過ゆくころ、十三に黄葉の  
 散て過ぬ又黄葉の過てゆきぬと云々皆一同に挽歌の詞也其外挽歌ならぬにかくつづけたる  
 歌おほし。(中略然ればモミチ葉ノ過ニシ君ガカタミトゾコシと讀べし。(中略)必黄の字の落  
 たるなり。紅葉も盛なる時あるに過としもつづくるは紅葉散むとて色付又惜めとも脆く散  
 物なればよそへ云なり」といへり。今皆これに従へるなり。この「葉」字の上に「黄」字ある本未だ  
 一もみねど契沖の説の如くなるべし。

○過去君之 舊本のよみ方は上にいへり。これは契沖が「スギニシキミガ」とよみたりしより諸  
 家すべてこれに従へるなり。「スギニシ」とは「イノチスギニシ」の意なり。卷五の長歌八八六に  
 「伊奴時母能道爾布斯旦夜伊能知周疑南」と見え又觀心寺阿彌陀佛造像記に「命過」といふ文字見  
 え、最勝王經長者子流水品にその出典あり。又正倉院聖語藏御物維摩詰經卷下の奥書に「于時  
 過往亡者穗積朝臣老」ともみえたるにて「すぎにし」といふは死去せしといふ意なるをささるべ  
 し。從來の諸家この意を明確にしたるを見ず。さて「すぎにし君」とは日並知皇子尊をさせる  
 こと明かなり。



○形見跡會來師 舊訓は上よりの關係にて「カタミノアトヨリソコシ」とよみたれど、語をなさず。これも契沖の説によりて「カタミトゾコシ」とよむことに一定せり。「カタミ」は今もいふ語なるが、卷十六、三八〇九の左注に「寵薄之還賜寄物俗云可」と見え、遊仙窟には記念、信などの訓とせり。ここはかかる荒野なれど、君が御狩たたしし所なりと思へば、この野をば、君が形見のごとく思はるれば、しか思ひてぞきたりしとなり。卷九、一七九七に「鹽氣立荒磯丹者ハレド雖在、往水之過去妹之方見等會來」とあるも同じ心なり。

○一首の意 ここは草茂く生ふる如き荒野にて尋常には到るべき地にはあらねど、われらが親愛せし亡君の思出多き地なれば、その形見とてわざわざかかる僻地に來りしことよとなり。

(四八)

東野炎立所見而反見爲者、月西渡。

○この上句は、舊本「アツマノケフリノタテルトコロミテ」とよみたれど、意通ぜず。代匠記以下種々の按ありしかど心ゆかざりしが、考に「ヒムカシノ、ノニカキロヒノ、タツミエテ」とよみ出でたるによりてはじめて意通することなれり。このよみ方は眞淵翁の卓見の一と稱しつべし。

○東「ヒムガシノ」とよみて一句とす。卷二、一八四に「東乃多藝能御門ヒムガシノ爾卷三、三一〇に「東市之植木乃ヒムガシノ卷十六、三八八六に「東中門由ヒムガシノ」などによりてかくよむべき由あるを見るべし。東をひむがしといふは古語にして和名抄官名に「東市司比牟加之乃」又攝津郡名に「東生比牟加之乃」とあり。ひむ

か「日向」より轉じて「ひむかし」となり、更に「ひがし」となれる語なり。

○野炎「ヌニカキロヒノ」とよむ。「ニ」と「ノ」とは加へてよむなり。「カキロヒ」とはひろく光のさすさまにいふ語なるが、多くは日光にもあれ、火氣にもあれ、その氣の立つが大氣にうつりてゆらゆらとするさまに見ゆるをいへり。歌に「糸ゆう又遊ぶ糸などいふは漢語の遊絲を譯せるなり。漢語には又野馬とも陽燄ともいへり。「カキロヒ」と假名にて書けるは古事記履仲卷に「迦藝漏肥能毛由流伊幣牟良」と見え、又卷二、二一〇に「蜻火之燎流荒野爾」と見ゆるが、卷六、一〇四七に「炎乃春爾之成者」とあるにて「炎」一字をもよみたるを見るべし。

○立所見而「タツミエテ」とよむ。立つが見えての意なり。「所見」の二字を「ミユ」とよむことは上の「日本能无所見」四四の條にいへり。

○反見爲者「カヘリミスレバ」とよむ。東方に曙光を望みや、がて西に顧みればなり。「カヘリミス」といふ語の例は卷二十四、三九八に「等騰己保里可弊里美之都都ホリカヘリミ」などあり。

○月西渡「ツキカタブキヌ」とよむ。「西渡」を「カタフキヌ」とよめるは、月の西の空に將に入らむとせるをいへるにて、所謂義訓なり。卷十七、三九五に「敷多我美夜麻爾カタフキヌ月加多夫伎奴」とあり。

卷十、二二九八に「秋風吹而月斜焉ツキカタブキヌ」などもかくよむべき例なり。月は入り方に西の方に渡り低く見ゆるものなればなり。

○一首の意 安騎野に旅宿せし翌朝の光景にして、東の方を見れば、野のはて旭の曙光のみえ初めてさては夜はあけなむかとして顧みれば、月は西山に近づき白けたるさまを見するなり。さ



てはいよく御狩のはじまらむ時とはなりぬといふ意をあらはし、やがて次の歌を導びけり。

(四九)

日雙斯皇子命乃馬副而御獵立師斯時者來向

○日雙斯皇子命乃 舊訓ヒナシミコノミコトノとよみ古寫本にはなほヒナラヘシ等種々によ  
みたれど、いづれも意通せず。契沖はヒナメシノミコノとよむべしといひたるがなほ足らず  
として、僻案抄にヒナメシノミコノミコトノとよめり。それより後この訓に殆ど一定せるま  
まなり。されど古義にはヒナメシといふ語當らずとして、斯を能の誤となし、ヒナミノミコノ  
ミコトとよむべしといへり。抑もこの語の意は天つ日即ち天皇の並に天下知らず意にして、  
恐らくは今攝政といふ程の特別の意ある語とおもはれたり。さればヒナミといふべくして  
「ヒナメ」とはいふべきにあらず。されど古義の如くヒナミノミコトとよむことも如何なり。  
何となれば古寫本其他一も誤なければ、其の説も信すべからず。さてこの語はその意よりい  
へば皇太子若くは攝政の別稱の如く思はるれど、草壁皇太子にのみ限られて用ゐられたれば  
この皇太子の特別の稱號にして、他の皇太子にはわたらぬことと思はる。續日本紀卷一に「天  
之眞宗豐祖父天皇、天淳中原瀛眞人天皇、孫日並知皇子之第二子也、又同紀元明天皇紀にも「適日  
並知皇子尊、生天之眞宗豐祖父天皇尊」と見え、粟原寺鑑盤銘に「日並御宇東宮」と見えたり。掖齋  
が古京遺文に曰はく「日並御宇當讀爲比奈美志、續日本紀作日並知萬葉集作日雙斯、皆可證讀御  
宇爲志者與萬葉集八隅知訓爲也、須美志之同、或讀爲比奈免志者非是」と。「皇子尊は皇太子の尊

稱なべるし。令集解に「東宮云謂美子宮」とあるに准じて知るべし。

○馬副而「ウマナメテ」とよむ。この語は上四「馬數而」におなじ。但副字をかけるは主なるも  
のに副ひたる意をあらはしたるにて皇子を主とし、従者と馬を並べさせ賜ひといふ義をあら  
はせるなり。

○御獵立師斯 舊本「ミカリタチシシ」とよめるは誤にして契沖に従ひて「タタシシ」とよむべきな  
り。上にある歌の如く御獵にたすといふべきを「ニ」を略せるなり。御獵に立たすは御獵を  
せらるるなり。この御獵は冬の鷹狩なるべし。

○時者來向 舊訓トキハコムカフとよみたるは誤にしてこれも契沖に従ひて「キムカフ」とよむ  
べきなり。然るに考には「キマケリ」とよめれど、さる語あるべくもなければ、契沖説をよしとす。  
日並知皇子尊のここに狩したまひし時と同じき趣の御狩の時のめぐり來れりとなり。卷十  
九四一八〇「春過而夏來向者」とある例によりて「來向ふ」といふ語が、その時となれるをいふを  
知るべし。

○一首の意 さていよいよ御狩をすべき當日とはなりぬ。今われらがかく狩に立つは我等が  
親しみ敬ひ奉りし日雙斯皇子尊の従者を多く率ゐてこの野に御狩に立たししことの記念と  
てわざ／＼來りしが、今やその記念の同じ時とはなりぬとなり。

○以上の四首順を逐ひて一の意を完成せり。そのさま恰も支那の律體の詩に似たり。故人  
那珂通高は之を絶句の起承轉結になぞらへて説けり。まことにいはれたる説なりとす。即



ち第一首は起句に當り、阿紀の野に旅宿する由をうたひて、先づその古を偲ぶ爲なるを提唱す。第二首は承句に當り、この野に來れる所以を明かにし、第三首は一轉して、その翌日の曙のさまを叙し、第四首に至りて、はじめてこの行の目的が狩にあり、その狩も、懷舊の情をばらさむが爲に行はるる由をいひて、本旨を明にす。この故に四首相聯關照應して一篇の詠をなす。所謂連作の模楷實にこゝに存す。かくて又長歌の本旨もこの第四首に至りてはじめて明にせられたり。これは人麿の歌にても傑作と評すべきものなるべし。

藤原宮之役民作歌

○藤原宮 持統天皇の皇居にしてその造營ありしことは上にいへり。なほ下の歌にていふことあるべきが、この宮のさまのよりく、史に見ゆるものは南門、海犬養門、大殿垣、大極殿、天安殿、東樓、西樓、西閣、西高殿などあり。又京中に林坊などの町名もありしさまなり。

○役民作歌 この役民を古來「エタスタミ」とよめれど、語をなさず。考には、藤原宮の上に「造」字あるべきものとして「フヂハラノ大ミヤツクリニタテルタミ」とよませたり。拾穂抄には又「營」字を脱せりとせり。されど、古寫本には一も「造」又は「營」を加へたるものなし。されば文字のままにしてよむべきが、役民を何によむべきか。これを「タテルタミ」とよまむには上に「オホミヤツクリニ」といへる如き語ある場合の外は語をなさず。「役」は令義解に「役者使也、歳役雜徭等爲役也」といひ、集解に「役身曰役也」とあり。當時の制、國民は租調の外、歳に十日の勞力を獻すべき制にしてこれを役といひたるなり。役として出づるを役に立つといふ。今俗語に「役に立つ」といへるはその名殘なり。古語これを「エニタツ」といへり。「役」を「エ」とよむは字音なるべしといふ説もあれど、恐らくは古言なるべし。かくて「役民」を「エニタテルタミ」とよむをよしとす。さてここに役民の作れる歌とあれば、これは大宮造營中の歌とすべし。この歌詞書のまゝにてはその役に立てる民のうちの或人がよめる歌なるなり。或は實際の役民がよめるにあらで役民の心になりて當時の歌人のよめるにてもあるべし。實際につきて見るに、この歌甚だ巧みにして尋常人の口つきにあらず。されど、その作者の誰なるかは素より今に於いて知るべからず。然るを本居宣長は人麿の作なるべしといひ、橘守部は標題に「さへ人麿の名を掲げた。武斷甚しといふべく、かくの如きは古典を論ずるものの最も戒慎すべきことにして毫も隨ふべきものにあらず。

(五〇)

八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、荒妙乃藤原、我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等、神長柄、所念奈戸、二天地、毛縁而有許曾、磐走、淡海乃國之、衣手能、田上山之、眞木佐、苦檜乃、婦手乎、物乃布能、八十氏、河爾、玉藻成、浮流禮、其乎取、登散和久、御民毛、家忘、身毛多、奈不知、鴨自物、水爾、浮居而、吾作、日之御門、爾不知國、依巨勢、道從、我國者、常世爾、成牟、圖負、留神龜、毛新代、登



泉乃河爾持越流眞木乃都麻手乎百不足五十日太爾作泝須良武伊蘇波  
久見者神隨爾有之。

○八隅知之 上にいへり。

○吾大王 上にいへるが、ここは天皇をさし奉れり。

○高照 上にいへり。

○日之皇子 上にいへるが、ここは天皇をさし奉れり。

○荒妙乃 「アラタヘノ」とよむ。延喜式踐祚大嘗祭式に「龜妙服神語所謂阿良多倍是也と見え、古語拾遺に織布

に注して「古語阿良多倍」といへり。「あらたへは」にぎたへに對する名目にして龜き布の總名なり。藤葛の纖維にて織れる布即ち荒妙なれば「ふぢ」にかけて枕詞とせり。

○藤原我宇倍爾 「フヂハラガウヘニ」とよむ。藤原はこの宮のある土地の名なるが下の歌(五二二)によりて藤井が原といふがもとの名なりし趣なるを知るべし。この地は既にいひたる如く、藤原鎌足の舊地なる藤原とは別なり。この宮經營のはじめは日本紀持統天皇叁四年十二月癸卯朔辛酉天皇幸藤原觀宮地とある頃よりなりとす。「我は」がの假名に用ゐたるものなるがこれはのに似たる助詞なれど、上なる語を主とする點を異なりとす。「宇倍は」上の假名なり。これをその地の高臺なるが故に、いひたるなりといふ説あれど、然らず。この宮址その附近と地盤略同じくして特に高臺と認むべき地にあらず。この「うへ」といふ語はある地域に存する

ものにつきてその地域をさす語にしてかかる場合には邊といふに似たり。古事記上に「傍之井、上有湯津香木」と見え、本集卷二二二に「野上乃宇波疑卷二十四三一九」に「多可麻刀能秋野宇倍能」と見えたるなどみなその地の上に存するをさせるなり。

○食國乎 古來「チシクニチ」とよみ來れるを考に「チスクニチ」と改めよめるより諸家之に従へり。靈異記上の訓釋に「食國 久爾乎師ス」と見え、本集卷十七四〇〇六に「須賣呂伎能乎須久爾奈禮婆」とあり。ここの「を」は動詞として、はたらきてあるなれば「を」をすくにとよむべし。「を」は食すといふを原義とし、轉じてすべて身外の物を身に受け入るることをいふに用ゐる。ここは國を治めもちたまふ意なり。かくて「を」をすくには天皇のきこしをす國の義にして天下といふに意異ならず。

○賣之賜牟登 「メシタマハムト」とよむ。「メシ」は「見」を佐行四段活用にして敬語とせるものにして「キク」を「キコス」を「テラス」を「シル」を「シラス」といふに同じ格なり。本集卷十八四〇九九に「余思努乃美夜乎安里我欲比賣須卷二十四三六〇」に「賣之多麻比安伎良米多麻比同卷四五四九」に「於保吉美能賣之思野邊爾波」などみなこの「見る」の敬語の格なり。以上二句は次の二句と相對して四句二對の對句をなせり。

○都宮者 舊訓「ミヤコヲハ」又は「ミヤコニハ」とよめるを僻案抄に「オホミヤハ」とよみ、考に「ミアラカハ」とよめり。これは宮を主とする語なれば「ミヤコ」とよむはあたらざるのみならず、下の「高知らさむ」との高は宮殿の屋の高きをいへるなれば宮殿につきてよむべきなり。さてその宮



殿をば古言に「ミアラカ」とよめり。古語拾遺に「瑞殿」の字に注して「古語美豆能美阿良可」といひ又「麴香」に注して「古語正殿謂之麴香」と記せり。本集卷二一六七に「御在香乎高知座而」とあり。又大殿祭祝詞に「御殿古語云阿良可」ともあり。さればこれは考の説によるべし。「ミ」は尊稱「アラカ」は在處の義なりといふ説あれど、在處ならば「アリカ」といふべし。恐らくは「アラ」は「あらは」の「あら」にして神とます天皇の現れます處の義なるべし。古來これを皇居にのみいひ來れるもこの故ならむ。下の「ハ」助詞は「テバ」の意なり。

○高所知武等 舊訓「タカシルラム」とよみたり。されど、これは敬語にすべき所なれば、考の説に従ひて「タカシラサムト」とよむべし。「高知るは上にいへり」。

○神長柄 上にいへり。

○所念奈戸二 「オモホスナベニ」とよむ。所念の二字「オモハル」の義なるものなれど、こゝは敬語に用ゐたるなれば「オモホス」とよめるなり。「戸」は「イヘ」の義よりとりて「ヘ」の假名に用ゐたり。

「ナヘニ」は「並ニ」にして事の同時に行はるるを示す語なれば、と共に「と同時に」につれて「など」と譯するをよしとす。卷二二〇九に「黄葉之落去奈倍爾」卷五八四一に「于遇比須能於登企久奈倍爾」卷七一〇八八に「山河之瀬之響苗爾」など其の例なり。天皇の御念しますと同時に直ちにその事の實現せらるといふ意にして、これより、天地の神のわざ、國民のわざを導き出せるなり。

○天地毛 「アメツチモ」とよむ。天は天神、地は地祇にして、毛は下に國民の子の如くにして來るをいへるに對していへるなり。天地といひて天神地祇をさせるは卷十三三二四一に「天地乎、

歎乞禱」又卷二十四四八七に「天地能加多米之久爾叙」などあるを例とす。

○縁而有許會 「ヨリテアレコソ」とよむ。「ヨリテ」は上の「山川モ依テ奉ル」といへると同じく、一つになり寄り合ふをいへり。「アレコソ」は後世ならば「アレバコソ」といふべき所なるをばなく、已然形のままにて句を接續する古文の一格にして、上の三山の歌の「古昔母然爾有許會」といへると同じさまなり。かくてこの「コソ」よりして下の「浮倍流禮」までにかかりて一文をなせるなり。

○磐走 古來「イハバシル」とよみ來れるを考に「イハバシノ」とよむべしとせり。その可否未だ決すべからぬこと上二九の「石走」の條にいへり。

○淡海乃國之 「アフミノクニ」も上二九にいへり。

○衣手能 「コロモデノ」とよむ。衣手は袖なること上五にいへり。田上山の枕詞としたるは衣手の「手」と重ねたるなるべく、深き意あるまじ。

○田上山 「タナカミヤマ」は近江國栗太郡にあり。日本地誌提要に「太神山 栗太郡又田上山ニ作ル」とあり。太戸川下流の南岸にあり。卷十五五二に「木綿疊田上山之」などもあり。さてここに田上山をいへるは當時この所に今いふ製材所ありしが故ならむ。その事はなほ下にいふべし。

○眞木佐苦 「マキサク」とよむ。「マキ」は既にいへるが如く、檜に限らず、實用上完全なる木材をいへるなり。この語を「ヒ」の枕詞とすることは日本紀體卷に「弄紀佐俱、避能伊陀圖塙又古事記雄略卷に「麻紀佐久比能美加度」ともあり。この語は眞木を拆くことは著しきが、何の故に「ヒ」の枕詞となせるかといふ説明に到りては舊來の諸説いづれもよく解せりとは見えぬ。こ



れにつきては契沖以下多くの學者「サク」を拆き割るの意とせるが「真木」を「檜」としこれを更に下なる「檜」の枕詞とせば、殆ど義をなさぬによりて冠辭考には用を冠辭として體にかけたるなりといひてこれを説明せむと企てたり。されどかく枕詞中に下なる實語を含める例はなきを以てこの説は不當なりとす。この故に鹿持雅澄は、この「サク」は拆き割るにあらすして「幸」の意なりとせり。然るに、これも亦不通なり。何となれば「幸」といふ漢字に相當する語は體言にては「サキ」又は「サチ」といひ、用言にては「サキク」又は「サキハフ」といふのみにして「サク」といふ用言は未だ會てなき所なればなり。この故にこの「サク」はなほ古來の説の如く「拆ク」なること疑ふべからず。かくしてその上の「真木」は檜又は樟かいづれにても通ぜぬにはあらねど、古より檜物細工に用ゐるは檜材にしてこれはよく割きうるものなれば、なほこれを檜とすべきなり。ここに於いて「真木サク」は明らかに檜を拆くことにて動かすべからぬに至れり。然らば、下の檜の枕詞となる所以如何。これは契沖説の如くにては既に古義に於いて「斧とか何ぞその真木を割り拆く器へ云ひかくべき語例にこそあれ」と難じたる如く、無理なれば、別の見解を要するなり。この故に僻案抄にはこの「ヒ」を刃の意とせり。この説は今刀の身といふ語は古「ヒ」なりしなりといふ。されど吾人は未だこれを以て首肯すべき説とするに足る證を見ず。按ずるに「比」といふ語は、かの古事記上卷に八十神が、大穴牟遲神を虐けたる事を叙せる條に大木の割れ目に矢といふものを茹めたるを氷目矢ともかけり。この「氷目」は即ち「われ目」なれば、「ヒ」とは古語間の拆けて二つに割れたる部分をいふ語と見えたり。今の「ヒビ」といふ語もこの「ヒ」を重

ねいへるものなるべし。然る時は「真木」は檜木を割くには、先「ヒ」即ち割れ目をつくるによりて、これを同音よりして「ヒ」の枕詞とせるまでにして「檜」といふ材木の實義にとりて枕詞とせるにはあらざるべし。

○檜乃婦手乎 「ヒノツマテヲ」とよむ。古寫本に「婦手」の二字を「タヤヤメカテ」又は「ワキモコカテ」などよみたるあれど従ふべからず。下に「都麻手」とかけるをみれば「ツマデ」とよむべきは疑なかるべし。「ツマデ」とは何かといふに、契沖は「細やかにうるはしき小材木を女の手に喩へたる名なるべし。」といひたれど、心ゆかず。僻案抄には「檜木を稱美していふ古語也」といひたれど、これは要領を得ぬ解釋といふべし。冠辭考には

まづ「龜」木造りしたる材は角「爪」のあればいふ也。神代紀に木國に齋へる三神の中に五十猛神は木種を蔦生し、大屋津姫は家造る幸をなし、爪津姫はその材を守給ふなるべし。されば是に「爪」の字を用ゐるたるはかのあら木造りし稜「爪」ある材の意なり。故に都万と訓來れるを思へ。手は物に添いふ辭のみ。

といへり。「爪津姫」を「ツマツヒメ」とよむ由はこの神の社を延喜式神名帳には「都麻都比賣神社」とかけるにてしるし。爪の字は古今韻會に引ける通俗文に「木四方爲稜、八稜爲爪」とある。爪字の別體にして削りたる材をいふなる「ツマ」といふ語にあてたること著し。「手」は考にただ添ふる辭なりといへれど、さにはあらずして「料」といふ字に相當する語なりとす。

○物乃布能 「モノノフノ」とよむ。八十氏河の枕詞とせり。卷三、二六四に「物乃部能八十氏河乃、



阿白木爾卷十一二七一四に「物部乃八十氏川之急瀨」などその例なり。「モノノフ」とは物部ともいひて後世武士といふに當る。されど、その語源を考ふるに「物ノフ」といひて武職の意をあらはすといふことは直ちに首肯すべからず。そのはじめを考ふるに、これは朝廷に仕へ奉る人等すべてを物の部といへるなるべし。さてその「物」とは荒木田久老がいへる如く彼物此物などいふものにて數々のつかさどる所ある者はいへるなるべし。されば物のふとははじめは後世の百官といへる如く文武すべての臣僚をいへるものなるべきが、上代は文武の區別も定められず、百官臣僚すべて武事かねて仕へ奉りしこと徳川幕府時代の武士の如くにてもありしならむ。されば日本紀天武天皇十三年閏四月の詔にも「凡政要者軍事也、是以文武官諸人務習用兵及乘馬云々」とあるにても知るべし。支那の制に倣ひて文武官の區別を立てられし後にてもかくの如し。そのかみの百僚武事をつとめしことを知るべし。かくの如くなれば、物部といふはもと百官みな武勇を主とせしによりて後世武勇を専らとするものにこの物部の名をとどめしものとすべし。さればここに八十氏河といふ語の枕詞とせるもその武職といふ方よりの關係にあらずして、八十伴緒といふ如く、百官の氏々の數多きよりいへるものなるべく、それも八十の下の氏といふにまでかかるにあらずして主として八十にかかれるものなることは、卷十三三二七六に「物部乃八十乃心呼」卷十九四一四三に「物部能八十乃嬖婦等之」などの例いづれも、八十の枕詞といふべし。「八十氏」といふも、川にのみいふにあらで、卷三四七八に「物乃負能八十伴男乎」卷六一〇四七に「物負之八十伴緒乃」卷十七三九九一に「物能乃敷能夜蘇」

等母乃乎能卷十八四〇九四に「毛能乃布能八十伴雄乎」又卷十八四一〇〇に「物能乃布能夜蘇氏人毛」などあり。八十氏河にかざらぬことを知るべし。

○八十氏河爾「ヤソウヂカハニ」とよむ。八十は八十氏といひて枕詞を導くたよりに加へたるまでにして深き意なし。「氏河」は山城の宇治河をいふ。この河は琵琶湖より流れ出づる勢田河の下流にして淀川に入るまでの間の流れの名にして宇治郡を流るるによりて名づけられたるなり。田上山の木材をば田上川よりやがて瀬田川に流し下流は宇治河入るるをいへるなり。

○玉藻成「タマモナス」とよむ。玉藻も、なすも上にいへり。玉藻の如くにの意にして材木の川に流るるさまを藻の水になびけるさまにたとへいへるなり。

○浮流禮「ウカベナガセレ」とよむ。古寫本に「ウカベナガルレ」とよめるもあれど、これは天地の神のわざとしていへるなれば「ナガセレ」とよめるをよしとす。さて「流せれ」は「流せり」の已然形にして上の「ヨリテアレコソ」に對する結なり。即ち田上山にてつくりし木材をば田上川より宇治川に流し今の八幡の邊の木津河との川合まで自然力のままに流したりしをば神の力と見立てたるなり。今も自然のままに山より材木をながす方法用らる。これ最も費用のからぬ自然的の方法とせらる。この「ながせれ」をば「ながせれば」の意とせる説はうけられず。何となれば上に「あれこそ」とありてここをもまた「ながせれば」の意とせば文の勢の至り止まる所なきに至ればなり。以上を第一段落とす。



○其乎取登「ソナトルト」とよむ。古寫本中には「ソレナトラムト」又は「ソレナトルト」とよめるもあれど、從ふからず。「ソチ」は、それをの義たるがかくいへる例は卷十四「三四七二」に「比登豆麻等」安是可會乎伊波牟「卷十八四一二二」に「之保美可禮由苦會乎美禮婆」などあり。「そ」は宇治川の川尻まで流れ來れる木材をさすなり。「とる」はその木材をば今いふ木場に止めむ爲にとりつむなり。「と」は「ととして」又は「とて」の意なり。

○散和久御民毛「サワグミタミモ」とよむ。卷五「八九七」に「佐和久兒等遠」といふもあり。「サワグ」は騒ぐにて「サワザワ」と立ち働くをいへるなり。「御民」といふは民は至尊の大御寶なる故にいふなり。卷六「九九六」に「御民吾生有驗有」といへり。それは自ら稱へたるものなるが、このは役民を第三者としていへるなり。さてこの「も」は上の「天地もの」にも對應せるなり。

○家忘「イヘワスレ」とよむ。わが家の事を忘れて公事につとむるをいへるなり。

○身毛多奈不知「ミモタナシラズ」とよむ。「タナシラズ」といふ語の意は詳ならず。この「タナ」といふ語は卷九「一七三九」に「身者田菜不知」又「一八〇七」に「身乎田名知而」卷十三「三二七九」に「事者棚知」卷十七「三九七三」に「許等波多奈由比」などある。「タナ」に同じ語なりと思はるれど、意明確に知られず。或は「タダ」の意なりといひ「僻案抄」たねらひの意なりといふ「萬葉考」如く諸説あれど、いづれも首肯しがたし。後賢の考をまつものなり。

○鴨自物「カモジモノ」とよむ。「カモジ」と「モノ」との合成語にして鴨の如ききましたるものといふ意なり。「ウジモノ」「シシジモノ」などいふと同じ構造の語なり。その「カモジ」「ウジ」「シシジ」とい

ふは「鴨」「鵜」「鹿」などに接尾辭「じ」を添へて形容詞とする古語の一格にして「男じもの」「われじく」「家じく」「時じく」などみなおなじ構造によれるものなり。かくしてその「かもじ」「うじ」「ししじ」をのこじなどいふ語幹より「物」といふ名詞につづけて熟語をなせるものなり。この外「鳥ジモノ」「馬ジモノ」「鹿兒ジモノ」「狗ジモノ」「雪ジモノ」など皆この格なり。こは古來難解の語とせられ、じものは「まの」なりといふ説あり「本居説」又「ただの」といふにおなじといふ説あり。「古義」いづれも通じかねる説なりき。往年余之が研究を國學院雜誌にて發表したるが、なほその大要は日本文法論、奈良朝文法史にも説けり。さて「かもじもの」は鴨のさましたる物の意にて水に浮きゐるの形容をあらはしたるなり。從來これを枕詞といへれど、枕詞にあらで「鴨」といふものの如くの意にて實際の形容に用ゐたるなり。卷十五「三六四九」に「可母自毛詔宇伎彌乎須禮婆」とあるは枕詞といふを得べけれど、ここのは譬喩といふべくして枕詞にはあらず。

○水爾浮居而「ミヅニウキキテ」とよむ。これ宇治川を流れ來る木材を役民が河中に下り立ちてとりとむるさまを説けるなり。さて文章の勢はこれより直ちに「泉乃河爾持越流」につづくなり。從來の諸家の解釋これより下不可解の點少からず。後に一括して批評すべし。

○吾作「ワガツクル」とよむ。「わが」は役民自らをさす。役民ともが、工事に從ふによりてかくはいへるなり。これより以下「新代登」までは泉乃河の序たるなり。

○日之御門爾「ヒノミカドニ」とよむ。卷五「八九四」に「高光日御朝庭」とあり。古事記雄略卷に「麻紀佐久比能美加度」とあるも同じ。「日」は日の神の意なり。「御門」は宮殿の御門なるを、一部を以



て全體の代表とせるなり。日の御門とは日神の御子なる天皇の御座す宮殿の御門の意にて皇居をいふ。後世ただ「みかど」といふ語も畢竟日の御門の略稱にして宮城をさし、やかで天皇の敬語の意に轉用せられたるなるべし。

○不知國 古寫本に「シラヌクニ」とあり。仙覺はこれを「イソノクニ」とよみたれど、義をなさず。契沖が古にかへして「しらぬくに」とよむべしといへるより諸家之に従へり。契沖曰はく、大唐三韓の外名もしらぬ國々まで徳化をしたひてたよりくるといふ事を葛上郡のこせといふ所の名にいひつづけたり。

といへり。この語は下に「我國者」とよめるに對照する語にはあれど、語のつづきはただ下に「こせぢ」といへるにつづくまでの序詞にすぎずして「しらぬ國の」より「こす」と語のつづきに加へたるに過ぎざるものなるべし。しかもこの「しらぬ國」といへるにもおのづから意ありて契沖のいへる如く、未だ知らぬ國の義にもあるべけれど、又言語の通ぜぬをも言へることもありと見ゆ。宇津保物語俊蔭卷に「あたの風おほいなる浪にただよはされて、しらぬ國に打ちよせらる」とあり。外國の義なるを見るべし。さて舊來の諸説多くは「シラヌクニヨリ」と七言により、下を「コセヂヨリ」と五言によりみたれど、それは歌の調にあはず、攷證にいへる如く、「シラヌクニヨリコセヂヨリ」とよむべきなり。かくてこの「シラヌクニ」は下の「ヨリコス」といふ語に對しての主格たるなり。

○依巨勢道從 「ヨリコセヂヨリ」とよむ。「ヨリコセヂ」は八十氏河といへる如く「コセヂ」といふ語

を導く爲に「ヨリコス」といふ語をつづきにとれるなり。若しこれを「ヨリコス」といふ語にあらざとせば、上の「日の御門」といへるに「助詞に對する語全くなきに至るべし。學者この點を熟思せよ。「ヨリコス」といふ語は漢文に「八戎來服」などいふ來服の意なり。「こせぢ」といふ語にかくの如きいひかけざまをなせる例は卷三「三一四」に「小浪磯越道有」といひ、卷十「三二五七」に「直不來、自此巨勢道柄」といひたるなどあり。又卷七「一〇九七」に「吾勢子乎、乞許世山登」とあるも趣は同じ。さてかく「こせぢ」の序に用ゐたれど、本意は「しらぬ國の歸服す」といひて祝意をあらはさむとしてかくはつづけたるなり。「コセ」は和名鈔には高市郡とし、延喜式神名帳には巨勢山口神社を葛上郡に載せ、藻鹽草には「こせ」を葛上郡とせり。今の南葛城郡にある古瀬村の地これなり。和名鈔と其の他と異なるは蓋し郡の地域の變遷ありしならむ。この地今の高市郡に隣接すればなり。さてこの地は巨勢山の東にありて、國中特に高市郡地方より宇智郡を経て紀伊に至る要路にあたる。されば「こせぢより」といへば、即ち紀路の延長と見らるるなり。從來の説はこの句によりて田上山の材を巨勢道よりも運ぶとせり。これは地理をも考へず、常識をも離れたる説明にして如何に古代なりとて行はるべき理なきことなり。若しそれらの説の如しとせば、一旦木津川までのほせて次に再び淀川を下して難波の海より紀伊國に持ちこし、紀川をのほせて大和國宇智郡邊より陸にあけて陸路藤原宮に運ぶなり。その宇智郡より藤原までの距離は木津より藤原までの距離に比すれば、稍近しといへども、道の險しきはまされり。然らば、この木津より紀川に廻すだけ、わざとむだの手續をかくることとなるなり。



されば、これは木材を巨勢道より運ぶにあらぬは明かなり。新考には巨勢道より持統天皇の御世に神龜の出でたる由に説けり。この説諸説のうちにて最もすぐれてあれど下の神龜も眞に出でたりといふ證なきものにしてただ祝言としていひたるなれば、この説もなほ如何なり。ただ外國の歸服すといふ縁によりて巨勢道より神龜出づと祝言をいひたりと見れば足るべし。文脈はこれより神龜出づといひて下の「泉河」の序となるなり。

○常世爾成牟、「トコヨニナラム」とよむ。常世は古事記雄略卷の歌に「麻比須流袁美那登許余爾母加母」とあるに同じく常住不變の國の義にして即ち不老不死の仙境をいふ。卷四「六五〇」に「吾妹兒者常世國爾住家良志昔見從變若益爾家利」とある。その證なり。わが國は不老不死の仙境とならむと祝したるなり。

○圖負留神龜毛、「フミオヘルアヤシキカメ」とよむ。「神龜をカミナルカメ」とよめる古寫本もあれどあやしきとよむをよしとす。これは支那の洛書の記事をいへるなり。尙書の洪範九疇の孔安國の注に「洛書者禹治水時神龜負文而出列於背有數至九禹遂因而第之以成九類」とあり。神龜は史記に「神龜者天下之寶也」と見え、延喜式の祥瑞のうちには神龜を大瑞とし、それに注して「黑神之精也、五色鮮明知存亡明吉凶也」とあり。これ唐の制を踏襲せるものなり。神龜を「アヤシキカメ」とよむは和玉篇に「神をアヤシ」とよめるなどその證なるが、易繫辭上傳の注に「神也者變化之極」ともいひ、管子内業篇の注に「神不測者也」ともあればあやしきといふに由あり。「圖負へる」とは龜の甲に吉凶の圖のあらはれたる由なり。この圖は所謂河圖の類にして、圖識

なり。後漢書光武紀に「宛人李通等以圖識說光武云劉氏復起李氏爲輔」とある注に「圖河圖也、識者符命之書識驗也、言爲王者受命之徵驗也」とあり。日本紀を按ずるに、天智天皇の九年六月に「邑中獲龜背書甲字上黃下玄長六寸許」とあり。所謂圖負へる龜とはかくの如きものをさせるなり。續紀を見れば靈龜神龜の年號もかかる龜の祥瑞によれるものにして、天平の改元も「天王貴平如百年」といふ背文ある龜の出でたるによれるなり。その改元の時の宣命に「負圖龜一頭獻止奏賜不爾」とあり。これを以てこの頃の思想に眞にかくの如き神龜の圖識を爲すものありと信じたるを見るべし。今このは我が國は常世とならむと思はれて吉祥の文字又は圖を背甲にあらはせる神龜のいでむと祝するなり。必しも實際に出でたりといふにあらざるなり。

○新代登、「アラタヨト」とよむ。舊訓「アタラヨ」とよみたれど、荒木田久老のかく改めしに従ふべし。今記紀及本集中にて假名書にせるを検するに、あたらしとあるは古事記上卷に「又離田之阿理溝者地矣阿多良斯登許會我那勢之命爲如此登」日本紀雄略卷に「阿拖羅斯枳偉能能陀俱彌」本集卷十「二二〇」に「思惠也安多良思」卷十三「三二四七」に「安多良思吉君之老落惜毛」卷二十四「四六五」に「安多良之伎吉用伎會乃名會」などあり。これは惜むべき由をいへるものなるが、その語幹となれる「あたらし」といふ語はもと獨立して副詞として用ゐられたるものなり。その例古事記仁徳卷歌に「阿多良須賀波良」阿多須賀志賣「日本紀雄略卷歌に「阿拖羅陀俱彌能夜」又「阿拖羅須彌能」本集卷三「三九一」に「安多良船材乎」卷二十四「三一八」に「安多良佐可里乎須具之豆牟登香」



なり。これら「あたら」といふ語は今もいふに意異ならず。又卷二十四二九九に「年月波安多良安多良爾安比美禮騰安我毛布伎美波安伎太良奴可母」といふもののみは上の諸例と異にして「あたら」に新又は改の義ある如くに見ゆれど古寫本多くは「安良多々々々」につくれば、今本は誤なること著し。されば「古へあたら」あたらしといひしは惜む意のみなりきといふべし。次に「あたら」と書ける例を見るに、卷十八四一〇六に「春花能佐可里裳安良多之家牟等吉能沙加利會」とあり。これを意通せずとして、代匠記はじめ古義までいづれも誤ありとし、「安良牟等末多之家牟」など改めたれど、かくかきし本一本もなし。古義に官本或校本にありといへるは信じ難し。かくしてこれは「新しからむ」にて意明かに通ずるものなるをや。さればこれが形容詞として用ゐられたる場合には古は「あらし」といひたるものにして今の如く「あたら」といひたるものにあらず。天元書寫の琴歌譜に「阿良多之支止之乃波之女爾可久之已曾知止世乎可爾豆多乃之支乎倍女」又鍋嶋侯爵家藏の古寫本催馬樂にも新年の歌の詞に「安良多之支止之乃波之女爾」とあり。これは平安朝時代のものなれど、古くよりかくいひしを傳へしものなるべし。これらは明かに「あらし」といふ形容詞あるを證せり。さてその「あらし」が「あたら」となるに至りしは平安朝の時代よりなりと見えたり。かくてその「あたら」の語幹は「あらし」となるが、それが獨立しては副詞として用ゐられしことなるべきが、今も「あたら」といふ語の盛んに用ゐらるるはこの時の形をうけつけることは明かなり。この語はその「あたら」より直ちに「よにつづけて熟語をなせりと見るべきが、その「あたら」とは新しき御代といふことにして、舊弊を

革めて面目を一新せる治世の義なり。明治維新の如きも亦「アラタヨ」にして時世の一新せるをいへるなるが、ここは上の神龜などに聯關して考ふれば、恐らくは支那の「天命維新」などいふ思想によれるならむか。

○以上「不知國」以下ここまで、天命維新の御代として我國は常世にならむとてか外國の歸服すといふ巨勢道よりさる圖讖を負へる神龜も出でむとて實際神龜の出でしか否かは今より明かならねど、一は「いづみの河」の序とし、かねては外國の歸服とわが國は常世にならむといふ圖讖ありて天命維新なるべしと御代を祝へる意をあらはせるなり。

○泉乃河爾「イヅミノカハニ」とよむ。この河は日本紀崇神卷に「更遊那羅山而進到輪韓河埴安彦挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河挑河、今謂泉河訛也」と見ゆる河にして今木津川といふ。これ山城國相樂郡にある河にして、伊賀の方より來り、笠置山の麓を流れ、末は男山の麓にて淀河と落合ふ大河なり。今木津川といふ名はこの川はじめは西流し、木津に至りて北流するものなれば、木津の地名をとりて名づけたるものなるが、その木津といふ名も、古材木をここに陸揚せし地點よりの名と見えたり。これよりは後の事なれど、正倉院文書によれば、天平十一年「泉木屋所」とあれば、そが古くよりありしを想ふべく、この歌も亦この木津まで筏にて材木を運び、泝せしを見るなり。

○持越流「モチコセル」とよむ。これは宇治河より淀まで流れたる木材を淀より泝りて泉河の河尻に持來せるにて陸上を持ち越せるにあらぬは、文脈が上の「水に浮きゐてより直ちにこの



「泉の河に持越せる」とつづけるにてもさとるべく、又次に筏につくりて「泝す」とあるにて泉河を流し下すにあらぬを知るべし。

○眞木乃都麻手 上に「檜乃婦手」といへるにおなじ。ただ同じ語の重なるをさけていひかへたるまでなり。

○百不足 「モモタラズ」とよむ。百に足らぬといふ意にて「五十」「八十」などの枕詞とせり。

○五十日太爾作 「イカダニツクリ」とよむ。「五十」を「イ」といひ「五十日」を「イカ」といふは古語なり、平安朝の頃兒産れて「五十日」に饗するを「イカ」といへるもこれなり。その「五十日」の「イカ」を借りて「太」を添へて「筏」の假名とせるなり。筏は和名鈔に「論語注云桴編竹木大曰筏小曰桴云々和名以賀多」と見ゆ。

○泝須良牟 古來「ノボスラム」とよめり。「泝」字は國語吳語の注に「逆流而上曰泝」と見えたるにて意明かなるが普通には「サカノボル」とよむ。ここは下に「須」字あれば「サカノボラス」なるが、かくよみては歌にならねば「ノボス」とよみてあるべきなり。「ノボス」といふ語は古書に證なければ、他によみ方なければ、今姑くかくよむ。木津川の河尻より木津邊まで筏を泝らすなり。「良牟」は推量をあらはす複語尾なり。考には「田上の宮材に仕奉るもののおしはかりていへる也」といひ、本居翁は藤原の宮地よりおもひやれるさまなりとせり。その他諸家の説あれど、あたらず。これは泉川の川尻に筏をつくれるさまをみて、これより泉川を泝すらむといへるなり。さて又この「らむ」を終止形と見る説多けれど、これは連體格にて次の「いそはく」につづけたるなり。

○伊蘇波久見者 舊訓「イソハクミルハ」とせれど、考によりて「ミレバ」とよむをよしとす。「イソハク」は契沖は

争の字をいそふとよめり。我先にと争ふ心なり

といへり。考には「事をよく勤るを紀にいそしといへり」といひ、略解には「敏達紀に勤乎をいそし」と訓ると同じ詞也といひたれど、「いそし」といそはくとは語異なり。契沖の「いそふ」といへるはよけれど、説きて未だ詳かならず。攷證に「いそはく」と濁るべしといひて、數の多きをいふといへれど、さる語古來見ざるところなれば、信すべからず。美夫君志に「伊蘇波久は争也、競ひ勤るをいふ、皇極紀に争陳をイソヒテマウスと訓、此集卷十三右に評榜とあるを舊訓に「イソヒコギ」とあり。(中略)後のものなれど、伊呂波字類抄にも争競角の三字いづれも「イソフ」とよめり。これ争競等の字に當る詞の「イソ」を波行四段に活かしたる證なり。さて思ふを思はく、曰ふをいはく、などいふ格にていそふをいそはくとはいへるなり。これを勤の字に當る詞の「いそし」とひとつに解ける説は精しからず、いそしはいかでいそはくといはるべき。よく思ふべしといへり。この説をよしとす。さてこの「く」は或は副詞の如く、或は體言の如くにするに用ゐらるるものなるが、ここは體言として取扱はれたるものなれば、競ひ勵む事をいへるなり。かくて上の「らむ」よりのつづきをよく了解しうべし。

○神隨爾有之 舊訓「カミノマ、ナラシ」とよみたれど、僻案抄等の説によりて「カムナガラナラシ」



とよむべきなり。「かむながら」の意は上にいへり。「良之は現實の事情を見て、その理由を推量する意の複語尾なり。この句の意は上の如く天地もよりてつかへ、御民も競ひ勵むを見れば、ゆにも天皇は神にてましますによる事ならむとなり。

○一首の意 既にいへる如くこの歌は二段落よりなれり。第一段は八十氏河に玉藻なすうかべ流せれまでにして、そのうち天皇の藤原宮御造營の御志を述べたる部分が一首の全體にわたれる冒頭なるが、この冒頭はこれより下の天地の神のわざと、第二段のはじめの人民のいそしむ事を導き出す力とを有するものなり。かくて第一段はその冒頭を受けて、天地の神の力を合せて天皇に奉仕するをいひ、その以下は第二段にして國民の獻身的に奉仕せるをいひて、第一段の神の奉仕に對せしめ、終りに全局を結びて第一の冒頭に應じて「神隨ならし」と結びたり。この構成法は上の「三九」と殆ど同じ。

なほこの歌の解につきては舊來地理の上に大なる誤解ありしなり。その最も甚しきは本居宣長の玉勝間の説なるが、これは上にも少しくいへるが、その大要をいはば、

田上山より伐り出せる宮材を宇治川へくだし、それを又泉川に持越して筏に作り其川より難波海に出し、海より又紀の川を泝せて巨勢の道より藤原の宮の地へ運び來たるをその宮邊りに使はれて居る民の見てよめるさま也

といひ又

其乎取登云々は川より陸に取上るとて水に浮居てとり上て其を泉の河爾持越流とつづ

く詞也

といひ又

泉乃河爾持越流は宇治川より上て陸路を泉川まで持越て又流す也。こは今の世の心を以て思へば宇治川より直に下すべき事なるに、泉川へ持越て下せるはいかなるよしにか、古は然爲べき故有けむかし。泝濱良牟とは海より紀の川へ入れて紀の川を泝すをいひてさて巨勢路より宮處に運ぶまでを兼たり。

といへり。この説の如くならば、非常識も甚しきことにて難波海に出すべきならば、宇治川を下したるまま淀川に流しやらば、さほどの勞力もなくすむべきに、わざと陸に揚げ泉河に持ち越して再び淀川に下し、これを難波海より紀伊國の海に持ち越し、紀川を溯らせ、更に陸揚して山路をこえて藤原宮處に運ぶなど、殆ど狂人のしわざに似たりといふべし。かくの如きはこれ「巨勢道依」とあるを木材運搬の通路と考へたるよりの強言なり。然るに玉勝間には明かに、

我國者より新代登まで五句はこれ壽詞をもて泉の序とせるにて出とつづく意也  
といひたれば、巨勢道は材木運搬の通路と解すべき筈なきに前後撞着せること如何。これらの説は全然不用の空論といふべし。

今當時宮材處理の實狀を察するに、近江の田上山は材木を切り出す杣山にあらずして、今の語にていはば、製材所のありしなり。そのことは正倉院の古文書に「田上山作所」とあるものこ

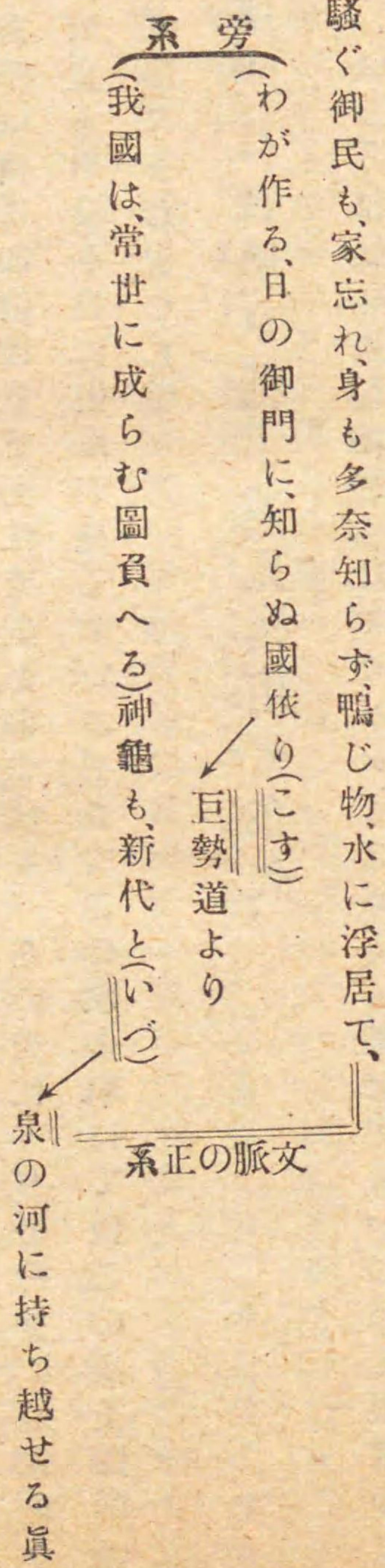


れを證せり。この「田上山作所」といふ事は當時の古文書に屢見ゆる所にして近江の高島山又甲賀山にも「作所」ありし由見えたれど、これは寧ろ稀なる例なり。かくて高島甲可等の柚山より切り出したる材を一旦田上山の邊に持來して蓋し大略の加工をなしたるものなるべく、その粗製材をば田上川、宇治川の水利を利用して放流せむが爲に田上山の麓邊にこの製材所を設けられしならむ。かくて今もする如く、その粗製材を田上川を経て、宇治川に放流するときには天然の水力はこれを淀河まで運ぶなり。この天然の水力をば天地の神のわざと見たてたるが第一段の後半の意たりとす。

さてその放流せる材を淀の邊にて止め集め、これを木津川の河尻にて筏に組みてのほすは何の目的ぞといふに、これより木津川を浜らしむるにあれば、自然力にたよること能はず、必ず人力によらざるべからず、しかもそれは筏につくりてまとめて浜らする方便なれば、筏につくりのほすらむとはいへるなり。かくてその陸揚せし地は何處ぞといふに、これも正倉院文書に「泉木屋解」といふありて、こゝよりは車にて材木を運びし由見えたり。以上別に詳しく説ける文あれば略してあけたるが、かく解すれば地理上には何等の矛盾もなく、この歌はよく當時の實際をうたへるものなるを見るべし。

要するにこの歌の第二段は、中間の「吾作日御門爾」に對して「不知國の依りこす」といひて、こせぢにかけ詞としたるまでにて、こゝにそれは本系の文脈よりは別にして傍系となりて、除外せらるべきものを生じ、その「巨勢道從は神龜毛出づ」といひて、これ亦、泉の河にかけ詞としたるま

でにて、こゝに又本系の文脈より除外せざるべき傍系を生じたるが、その間の「我國者常世爾成牟」は神龜の出づる事の説明の爲に加へたる注解のさまなれば、構造としては複雑を極めたるものなり。今これを圖表にして示すときは次の如し。



木の都麻手を百不足筏に作り浜すらむいそはく見れば、神隨ならし。

以上傍系の語をば從來序の詞といひたれど、こゝには明かにかへ詞としての技巧を見るなり。しかして、この第二段はその技巧によりて巧みに、御代の頌詞をなせるはけにも凡庸の歌よみのよくする所にあらざるなり。かく技巧を十分に用ゐたれども、その圓熟せる手腕によりて、天衣無縫の巧妙さをあらはせり。これ古來難解とせられたる所以の主たる點なるべきが、上述の構成は新考によりてはじめて明かになれるを愚見をも交へて上の如くいへるなり。

右日本紀朱鳥七年癸巳秋八月幸藤原宮地、八年甲午春正月幸藤原宮



冬十二月庚戌朔乙卯遷居藤原宮。

○ この左注は日本紀を引きて藤原宮造營の事を示せるものなるが、この朱鳥の年號は前なる左注と異にして持統天皇の元年を以てその元年とせるなり。如何なる理由によりてかくせるか詳かならず。

從明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌

○ 飛鳥淨御原宮より藤原宮に遷都ありし後の作なる由を示せり。  
○ 志貴皇子 は史に施基ともかけり。天智天皇の第七皇子にして持統天皇の御弟なり。この皇子の第六の御子は後に即位ありて光仁天皇と申すなり。その光仁天皇の御世に追尊ありて春日宮御宇天皇と申せり世に田原天皇ともいふ。さてこの歌の趣にてはこの皇子遷都の後も明日香の舊都にましまししなり。

(五一)

嫫女乃袖吹反明日香風京都乎遠見無用爾布久。

○ 嫫女 舊本「タヲヤメ」とよめるを僻案抄には「ミヤヒメ」とよめり。然れどもいづれも根據なきよみ方なり。考には「媛女」と改めて「タヲヤメ」とよみ古義は「媛女」の誤として「ヲトメ」とよみ季吟は「姪女」と改めて「タハレメ」とよめり。されど古本「嫫女」とのみ書ければ誤字説は従ふべからず。按ずるに「嫫女」は「采女」にして下字にひかれて「采」にも女偏を加へしによりて生じたるものにし

て六朝時代に専ら行はれし文字なり。玉篇に「嫫七字切嫫女也」とあるは「嫫女」の「嫫なり」といふ義なり。古事記などに「嫫」一字をかきて「ウネメ」にあてたるは「采女」一字にかけるにて「こ」とは例異なり、一にすべきにあらず。又可洪の隨函錄天集第六に「嫫女上合海反事也事君之女也正作采採二形也とあり。佛經にてはこの字面多く用ゐられたり。たとへば金光明最勝王經卷六四天王護國品の如き内宮諸嫫女又宮内后妃王子嫫女眷屬の字面あり。これらいづれも采女の義なり。本集中又屢「嫫女」の文字を用ゐる。卷四、五〇七に「駿河嫫女」とあるなどこれなり。采女の字はもと支那漢の世の女官の稱にして、後漢書皇后紀の論に光武帝の時に皇后貴人の下に「置美人宮人采女三等」とあるをはじめとす。さればこれは下級の女官の職名たることを知るべし。その采女の地位はわが「ウネメ」に似たる點ありしが爲に「古ウネメ」にこの字をあてられしならむ。采女の字面にとらはれて採擇の義なりといひて、それにて意義明かになれりと思ふは未だし。凡そ官職に任ずるに採擇せぬものやあるべき。世上の俗説大かたかくの如し。又日本紀孝德卷に「凡采女者貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者」とあるによりて地方より美人を徴せられし由を力強く説ける學者もあれど、こゝにも又俗説の行はるゝを見る。わざと形容の醜惡なるを貢する者もあるまじきが、こゝはその身分を主として制限せられたるものにして美貌を主として他を顧みずといふにはあらざるなり。さて文字はこゝの儘にて改むべき必要なきが、如何によむべきかといふに、文字のまゝ「ウネメ」とよむをよしとす。この「ウネメ」とよめるは元曆本にしかよめるにて古もかくよみたる人あるなり。これを「タヲヤメ」「タヲヤメ」とよむ



は強言といふべし。これは藤原宮に宮仕する采女をさしてのたまへるなるべし。

○袖吹反 舊訓ソデフキカヘスとよめるを考にソテフキカヘセとよめり。されどこれは下の明日香風につくべきものなれば舊訓の方よし。都のありしとき採女の袖吹きかへししものなるを以てかくいはれたるにて今も都ならば採女の袖を吹き翻すべきこの風もといふ意なり。この風實際に採女の袖をふきけるにあらぬは下に無用爾布久とあるにて明かなればこゝはふくべき又は古吹きしのいづれかの意なること明かなり。

○明日香風 明日香の地に吹く風の義なり。卷六九七九に佐保風卷十二二六一に泊瀬風卷十四三四二二に伊香保可是などいへる皆同じ趣なり。

○京都乎遠見 ミヤコヲトホミなり。京都の遠きによりてなり。

○無用爾布久 イタヅラニフクとよむ。無用をイタヅラといふは所謂義訓なり。イタヅラといふ語は卷五八五二に伊多豆良爾阿例乎知良須奈卷十五三七九九に伊多都良爾知利可須具良牟卷十七三九六九に時盛乎伊多豆良爾須具之夜里都禮など見たり。イタヅラは今無効といふにおなじ。吹けど吹くかひもなきをいへるなり。

○一首の意 この明日香の里が昔の如く京都ならば今この吹く風も官女の美しき袖など吹き返すべきに都は遠くうつりたれば採女も居らねば空しく吹くのみなりと舊都のものさびしきさまをいたみよまれたるなり。それを舊都を思ひやりてよみ給へりといふは當らじ。まさしくこの飛鳥の地の淋しきさまを味ひたまへる歌と見て感深き歌なり。

### 藤原宮御井歌

○ この歌の趣によれば藤原宮の地に名高き井ありて藤井といひたりと思はる。その井に基づきて宮造りもあり又藤原の宮號も起りしものと見ゆ。なほ人が居を占むるには飲料水を基とすることは古今同じきを深く考ふべし。

(五二)

八隅知之和期大王高照日之皇子龜妙乃藤井我原爾大御門始賜而埴安乃堤上爾在立之見之賜者日本乃青香具山者日經乃大御門爾春山路之美佐備立有畝火乃此美豆山者日緯能大御門爾彌豆山跡山佐備伊座耳高之青菅山者背友乃大御門爾宜名倍神佐備立有名細吉野乃山者影友乃大御門從雲居爾曾遠久有家留高知也天之御蔭天知也日御影乃水許曾波常爾有米御井之清水。

○八隅知之 上にいへり。

○和期大王 舊訓ワガオホキミノとよめり。考には文字のまゝにワゴオホキミとよむべしとせり。されどその説明は當らず。略解の説をよしとす。即ちがの音が下のオホのオに同化してゴとなれるなり。これ歌調のために自然にかくいへる場合に特にかくよむべき處なれ



ば、かくはかけるなり。集中の「吾大王とかけるはすべて、ワゴオホキミ」とよめといふ説あれど、それは強ひ言なり。又舊訓の末の「のは不用なり」。

○高照日之皇子 上四五にいへり。

○龜妙乃 これも上五〇にいへり。

○藤井我原 「フヂキガハラ」とよむ。これ恐らくは藤原宮の地の本名なるべく、藤原といへるはこれを略して呼べるならむ。而して、かく藤井が原と名づけられしは往古よりこの地に名高き清水ありて藤井と名づけられしがありしならむと先哲いへり。しかるべし。その藤井即ちここにいへる御井なるなり。

○大御門 「オホミカド」とよむ。上に「日之御門」といへるに同じく、皇居をいふなり。

○始賜而 「はじめ」とは基を起すをいふ。都城をつくりはじめたひてなり。

○埴安乃堤上爾 「ハニヤスノツツミノウヘニ」とよむ。埴安の池の堤の上なり。卷二二〇一に「埴安乃池之堤之隱沼之」とよめり。香具山の麓に埴安池のありしことは既に「二」にいへり。埴安といふ地は香具山の一部なりしことは、日本紀神武卷に天香山の土をとりて平瓮殿瓮等をつくりて神を祭られしことありし、その土をとられし處を埴安といふ由見えたり。「はにやす」は埴黏すにて土器をつくることをいふと思はれたり。

○在立之 「アリタタシ」とよむ。古寫本「アリタチシ」又は「アリタテシ」など種々によみたれど従ひがたし。「あり」を動詞に冠していふことは當時盛に行はれしにて「あり通ふ」あり待つ「ありふる」

「ありわたる」など例多し。かかる時の「あり」は「ありつつも」などよめるに意同じくその事の引つづきてあるをいふ語にしてをりく、毎に出立ちて望みたまふをいへり。「たはたは」は「たはたす」の連用形にして「たはたす」は「立つ」の敬語なり。「ありたはたす」といへる例は古事記上卷に「佐用婆比爾阿理多多斯用婆比爾阿理加用婆勢」といふあり。「ありたつ」といへる例は卷十三三二三九に「島之埴邪伎安利立有花橋乎」などなり。

○見之賜者 舊訓に「ミシタマヘレバ」とよめり。考に「メシタマヘバ」とよめるをよしとす。されど、その「之」を崇め辭なりといへるは説きて十分ならず。これは「しろしめす」「きこしめす」の語に含まれたる「めす」の語にして「見る」を敬語とする爲に、左行四段に活用せしめしなり。上の藤原宮役民作歌の「賣之賜牟」といへると同じ語なり。

○日本乃 「ヤマトノ」なり。「日本」の字を今の大和國にあてたることは四四にも例あり。

○青香具山者 「アチカゲヤマ」とよむ。山に青を冠するは本草茂り榮えて蒼々としたるを形容していへるなり。稱美する意のこまれるはいふまでもなし。

○日經乃 「ヒノタテノ」とよむ。經を「タテ」とよむは織物の經緯より來れるものなり。さて日本紀成務卷に「因以東西爲日縱南北爲日横山陽曰影面山陰曰背面」とあり。これによれば、日縱日横といへるは支那にて經緯といへると反對なり。支那にては周禮天官の疏に「南北之道謂之經東西之道謂之緯」とあり。本邦にては朝日に向ひて縱横を定め支那は日中を基として經緯を定めたるにて國情の相違といふべし。されど、日本紀の影面背面といふは日縱日横と相侵



す意ある語なれば、立脚地を異にせる命名といふべし。又本朝月令に引ける高橋氏文には「日  
豎日横陰面背面乃諸國人乎割移天」とあり。この文は日本紀と語同じけれど、さす所は異なり。  
これにては、日豎日横陰面背面を以て四方を概括したりと思はるれば、この四を東西南北にあ  
てたりと見るべし。さてその陰面背面を南北とすることは理由明かなれど、日縦日横を東西  
とするは道理なきことなり。然れどもこの歌にいへるさまは高橋氏文と一致すれば、當時の  
世俗かくの如くにいひ用ゐるしなるべし。即ち成務紀の趣にては日縦は東西を通ずる線の義  
なれど、ここは高橋氏文の趣にて東をさせりとすべし。されば、日の經の大御門とは東の御門  
の方をさせるなり。

○春山路 舊訓は文字のままに「ハルノヤマヂ」とよめり。それを考には「路」を「跡」の誤として「ハル  
ヤマト」と改めたり。古寫本多くは「路」とあれど、古葉略類聚鈔には跡の草體とせり。されば考  
の説を宜しとすべし。春山とは春は樹木の繁茂する時なればいふ。春山といふ成語は古事  
記應神卷に「春山之霞壯夫」といへるあり。「跡」は「アト」の上の「ア」を略して「ト」の假名に用ゐること  
多し。この「ト」は「雨」と「花」と散るなどいふ場合の「ト」にして其の物にたとへていふに用ゐる  
なり。玉の小琴にこの「春」を「青」の誤なるべしといひたれど、さまでいふべきにあらざるべし。  
○之美佐備立有「シミサビタテリ」とよむ。この「佐備」はこの歌の「山佐備」神佐備の語又「翁さび」男  
さび「女さび」をとめさびなどいへる「さび」にして上二段活用を具する接尾辭にして他の語をう  
けて動詞とする性を有し、その意はそれ相應の状態に振舞ふことをあらはせり。「しみ」は繁の

意の副詞たる古語にして、卷十七三九〇二に「鳥梅乃花美萬等之美爾」など用ゐ、又それに接尾  
辭「み」を添へて「しみ」といふことあり。その例卷三四六〇に「京思美彌爾里家者左波爾雖在」卷  
十三三三二四に「大殿之砌志美彌爾露負而靡茅子乎」などなり。その「しみ」を「さび」にてうけて「し  
みさぶ」といふ用言とせるなり。春山と青く茂り茂りて香具山のたてるをいへるなり。

○此美豆山者「コノミヅヤマハ」なり。畝傍山をたたへていへるなり。美豆山とはうるはしく  
若木の茂れる山といふ義なり。瑞垣瑞枝などの例なり。

○日緯能 舊訓「ヒノヌキノ」とよめるを考に「ヒノヨコノ」とよむべしといへり。「緯」は機  
の横糸にして和名鈔に「緯名沼岐」とあれば「ヌキ」とよみて「ヒノヨコノ」とよむべしといへり。「緯」は機  
の文によりて「ヨコ」とよむをよしとす。さて日本紀の義によれば「ヒノヨコ」は南北の線をさす  
ものなること明かなり。然るに畝火山はこの宮地よりは西に當り、前後の文を照し考ふるに  
別に南北なる「背友影友」といふ語も存すれば、これは西をさすに用ゐたること疑なし。かくて  
高橋氏文には「日豎日横影面背面」と相對したれば、これも日横を西とせりと思はるること上に  
いへる如くなれば、當時さる用ゐる方となれりしものと思はれたり。

○山佐備伊座「ヤマサビイマス」とよむ。「山佐備」の「さび」は上にいへる「しみさび」の「さび」におなじ。  
山の年ふりたる木などありて神々しく見ゆるをば「山さび」とはいへるなり。「イマス」は敬語な  
り。ここは山を神としてあがめいへるなり。

○耳高之 舊訓文字のままに「ミミタカノ」とよめり。古寫本いづれも「高」字をかけり。然れども



これは耳成山をさせること著しければ誤寫なること疑ひなし。考に「爲」の字を誤れりといへり。恐らくは然らむ。耳梨山の外に北方に青菅山といふべき山なければなり。

○青菅山 これは耳梨山の山菅の茂りて青み渡れる故にいへるにて山の名にはあらず。この山今も青々として如何にも瑞々しく見ゆるなり。舊訓「アナスゲヤマ」とよみたれど、考に従ひて「アナスガヤマ」とよむべし。「スゲ」の原を「スガハラ」といふが如き例なり。

○背友 「ソトモ」とよむ。背「ツ」面の義にして、日本紀高橋氏文に「背面」とかけるが正字なり。日本紀によれば、山陰をいへる語なれども、日の南中せる時に背後にあたる方なれば、汎く北方の義ともせりと見ゆ。耳梨山はこの宮地よりは北にあたること正しく地理に合へり。卷二「一九九」に「背友乃國之眞木立不破山越而」などあり。これは美濃をいへるものなるがそは和より北方に當れば義かなへり。

○宜名倍 「ヨロシナベ」とよむ。「ヨロシ」といふ語は考別記に「物の足そなはれるをいふ。よろづよろこび、よろひなどいふ皆同じ言より別れたる也」といへり。恐らくは是ならむ。「ナベ」は並なるが、上の役民の歌の「オモホスナベニ」といへる「ナベ」と語は本来一なれど、ここには一の物に多くの事を兼ね備へたる如き意にいへり。譯して「チャウドヨク」などすべし。この語の例は卷三「二八六」に「宜名倍吾背乃君之負來爾之此勢能山乎妹者不喚」卷六「一〇〇五」に「神佐備而見者貴久宜名倍見者清之」卷十八「四一一」に「之可禮許會神乃御代欲理與呂之奈倍此橘乎等伎自久能可久能木實等名附家良之母」などあり。

○神佐備立有 「カムサビタテリ」とよむ。「神佐備」の意は上にいへり。これは「之美佐備」「山佐備」と相對し、その最後として「神佐備」といへるものにして、いづれの山をもしけり「みづ山」と神佐備たる由を明言せるなれば、これを上にめぐらして、上の三山いづれも神としていつける由を見るべし。

○名細 「ナクハシ」とよむ。細は精細の義によりて「クハシ」とよむなり。良馬を「細馬」とかくが如きその例なり。「くはし」とは今は専ら委曲の義にのみ用るたれど古は精妙などすべてほむる意に用るたり。「かぐはし」これは後世「かうばし」となれり「まぐはし」「うらぐはし」などの「くはし」これなり。又古事記上の歌に「久波志賣」といふ詞あり。麗しき女の義なり。さて「名細し」とは名の麗しくよしとほめたるにて、今の世の語にていはば「名高し」などいふに略あたる。これは枕詞にあらずといふ説もあれど、かく終止形を用るて、下につづくる如き意に用るたれば、明かに枕詞の格なりとす。

○影友 「カゲトモ」とよむ。これは日本紀に「影面高橋氏文」に「陰面」とかけるに同じ語なるが「カゲツオモ」の約なり。その「カゲ」とは「ヒカゲ」即ち光線のあたる方面にして「今ひなた」といふ語に似たり日本紀によれば山陽をいへる語なれど、日の南中せる時にその向へる方なれば、汎く南方の義ともせること「ソトモ」に趣同じ。

○大御門從 舊訓「オホミカドニ」とよみたれど、從字は「ニ」とよむべき由なし。「ヨリ」とよみたるもあしきにあらねど、考に「オホミカドユ」とよめるに従ふべし。「ヨリ」「ユ」同じ意なれど、ここは音調



の上より「ユ」をよしとすべし。

○雲居爾會遠久有家留「クモキニゾトホクアリケル」とよむ。「クモキ」とは雲の居所即ち虚空をいふなり。その語例は集中に多く一々あぐるにたへず。今上の三山の場合にはいづれも「大御門爾」といひて、その山の状を叙せるはいづれもその宮門の守護神の如く近くあればいへるなるが、南の方近くには名山なければ、稍遠けれど、名高き芳野山を呼び來れるところに歌主の手腕あらはれたり。

○高知也「タカシルヤ」とよむ。「高」は既にいへる如く天空にして、之を領する天といひて天の枕詞とせるなり。この天はある實體と考へたりと見るべし。古事記傳卷十六に「高知はただ高き意なるを次の天知」と對へて調べをなすむために知を添へたりとこそ聞ゆれ」といはれたり。事實はさる事なるべからむ。されど「知る」といふ詞に何の意もなしといふは強言なり。なほ領りたまふ意あるは明かなり。さる詞を添へて實體なきものがある如くいひたる處に歌の味ひはあるなり。「也」は間投の助詞にして調子を添ふるのみなり。「おしてるや」なには「いはみのや」たかつの山「近江のや」鏡の山などいふ「や」と用る方似たり。これを從來口合の「や」といへり。さて以下四句は天の御蔭日の御蔭といひても足りぬべきを枕詞を加へて二句づつ相對していへるなり。

○天之御蔭 古來「アメノミカゲ」とよみ來れるが、古寫本に「アマノミカゲ」ともあり。村田春海は天字讀法考をあらはしてかくの如きを「アマノ」とよむべしと主張せり。それは古事記傳に「アメノ」とよむべしといへるに對して反對せるなり。されど、これらの諸説いづれも一概に従ひがたし。古書を見るに「あまのがは」「あまのしらぐも」「あまの」と「あまのはら」などはみな「あまの」といひならへり。さればとて「あめのかぐやま」「あめのした」などは「あまの」とはいはず。されば、これは慣例によりてよみわくる外なし。按ずるに元來「天」といふ語は「アメ」といふが本體なれば天そのものをさす場合にはいつも「あめ」といへり。たとへば「あめにます神」といへど「あまにます神」とはいはざるが如し。然れど、連語熟語をなす際に「あま何」とかはるものと見えたり。この故に「あま何」といふ實例なきものは先づ「アメ何」といひてある方よろしき道理なるが、古來「あま何」とよめるを誤れりといふも強言なりとすべし。さては「ここは何とよむべきか」「あまのみかけ」とかける例古書になくば、もとより「あめのみかけ」とよみてありぬべき所なり。しかるに日本紀推古卷なる歌に「夜須彌志斯和俄於册者彌能訶句理摩須阿摩能柳蘇訶礙異泥多須彌蘇羅鳴彌禮磨」といふ語あり。この「あまのやそかけ」はこの「あまのみかけ」と本來同じ語といひてよきものなり。さればこれを旁證として「あまのみかけ」とよむべきならむ。さてこの「天之御蔭は下の日之御蔭」と相對せるにて「天之御蔭」「日之御蔭」とは本來屋をいへるにて殿舎の上を覆ひて天日を選けて蔭をつくるによりいへる語なるが、後には汎く殿舎をさす語となれるなり。之をば、天の影日の影の水にうつる由にいへるは古書に證もなき事なれば非なり。さてかく「天の御蔭日の蔭」といへるは古くよりいひ來りし語と見えて延喜式の祝詞にも多く用るたるが、中にも祈年祭の祝詞中座摩の御巫の祝詞と相通へる點あり。その語に曰はく



座摩御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟  
 奉者皇神能敷座下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉  
 氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國平安國登平久知食故爾皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟  
 奉久登宣

この御巫は井の神を祭るものなるがこの祝詞の如き思想は上代より存したるに相違なけれ  
 ばそれらによりて特にこの詞をかり用ゐたりと思はるるなり。

○天知也「アメシルヤ」とよむ。これを「アマシルヤ」とよめる本あれど「あめ」といふ實體をいへる  
 なれば「あま」とはいふべからず。「シル」と「ヤ」とは「タカシルヤ」の場合と同じ。天を領する日とい  
 ふ意にとりて「日」の枕詞とせるなり。

○日御影乃「ヒノミカゲノ」とよむ。ここにこの藤原の宮の御井をば「下の水」といふ詞にてあら  
 はせるなり。

○水許會波「ミヅコソハ」とよむ。この水は即藤原宮地の井藤井の水にして「やがて」この歌の主  
 題たるなり。さてここに忘るべからざることは人の住居は水を以て中心とすることなり。

○常爾有米 舊訓「トキハニアラメ」とよめれど、しかよむべきにあらねば古寫本には「ツネニアル  
 ラメ」とよめるあり。考には「トコシヘナラメ」「ツネニアラナメ」といふ二按をあけたり。古義に  
 は仙覺注本に「常盤」とありといひたれど、それはよみ方のみの事にして、本文を「常盤」とかけるに

はあらず。守部は「トハニアリナメ」とよみ御杖は「ツネニアラメ」とよみ美夫君志には「トコシヘ  
 ナラメ」とよむ方をとれり。按ずるに「米」一字を「ラメ」「ナメ」などにあててよむこと無理なるが、そ  
 れも他に讀み方なくばこそあらめ。有米は「アラメ」とよみうるものなれば、そのなだらかなる  
 に従ふべし。さて「つね」にありといふことを常住不變の意にとれること集中にもあれど、なほ  
 「トコシヘナラメ」とよむ方に従ふべきか。「トコシヘニアラメ」を約めて「トコシヘナラメ」とよむ  
 が普通なるが「トコシヘニ」といふ語は集中に例少からず。又日本紀允恭卷に「等虛辭陪邇根彌  
 母阿間椰毛」といふあり。

○御井之清水。舊訓「ミキノキヨミツ」とよみたるを僻案抄に「ミキノシミツハ」とよみ考に「眞」字を  
 加へて「ミキノマシミツ」とよみたり。按ずるに僻案抄の下に「ハ」を添へたるは不要の事なり。  
 かく反轉法によれるものには、そのまま投げ出したる語法によれるもの少からず。考の「マ」を  
 加へたるは自らいへる如く調の爲なれば、その點はまことによけれど、古果して「マシミツ」とい  
 ふ語に「清水」といふ文字をあてたりや如何。「しみづ」といふ語は和名鈔に「日本紀私記云妙美井  
 之美」又「石清水」以波之などの訓あり。古事記には「清水寒泉」といふ字面を「シミツ」とよみ來れり。  
 「しみづ」とは「すみみづ」の約なりといへり。されど、これは恐らくは「しみいづる水」の義にして自  
 然に湧出する清水をいへるなるべし。「岩シミツ」とは岩の間よりしみ出づる水なり。古今こ  
 れを飲料水として賞美せり。さて「清水」を「シミツ」とよむは論なけれど「マシミツ」とよむことは  
 未だ證を見ず。されど、他によしと思ふ訓み方もなければ姑く之に従ふべし。



○一首の意 この歌につきて契沖は「此歌は御井を題にてよめども井はさして物めかしうよむべき風情なければ先宮殿より始めて四面に名山のありて都のしづめとなる事をいひ盡して本意とする井の事をいひて一篇を收むるなり」といへり。されどこれはなほ深く考へざる説なり。先にもいへる如く古の人の居を占むるには先づ飲料水を基とし、その存否良否に重きを置きしものなるを思ふ時には井はさして物めかしうよむべき風情なしといふは不當なるのみならず、かの祈年祭に座摩の御巫のいつく神は即ち井の神なるを見てこれを重んぜしこと知るべく、又古の井は大かた周圍に樹木のしけりしことは櫻井、藤井などいふ語にて想像せられ、さなきも、かの海神の宮なる井の上の湯津杜梢の上に彦火火出見尊のおはしきなどいふ記事にて古の井のさまを想像しうべし。さて又この歌、宮城の四面に靈山ある由をうたひたるはこれも事もなげに見ゆれど、これやがて下に清水の常ならめといふべき因たるなり。弘仁十二年四月廿一日の官符にて水邊の山林を斫り損するを禁制せられし文中に「浸潤之本、水木相生、然則水邊山林必須鬱茂、何者大河之源其山鬱然、小川之流其岳童焉」とあるなど、古代より清泉と鬱林と相關することを認められしにて、ここにもそれらの思想を下に思ひて見るべし。この歌二段落にして第一段は、雲居にぞ遠くありけるまでなり。この段にては、頭一にして尾四に分れて四面の門とその方の山とを頌してその地形のすぐれたるをいひ、第二段の下地をつくる。第二段はその宮地に造營ありし宮城を頌し、次にその基たる藤井の水を頌し、その水の常に清きが如くに聖壽萬歳ならむと頌せるなり。即ち井を基として、この宮城を頌せる

歌なり。宮城を造營あらむには先づ水をトし、次に四方景勝の地を相して定めらるべきなれば、ここに御井の歌として四方の山をたたへてその勝地なるをいひ、かねてその水の常に満ちて清かるべきをいふ伏線とし、次に殿舎をたたへ、最後にその本源とすべき井に及べるにて極めて當を得たる作りざまなれば、從來の多くの説は古を考へぬ顛倒の觀なり。

この歌そのいふ所簡素にして、しかも聲調堂々たり。王者の居にふさはしき歌といふべく、集中稀に見る傑作なりとす。

短歌

○これは上の長歌の反歌なるなり。然るに、拾穂抄は、短歌を誤として「反歌」と改め、考は、短歌を衍とし別に題詞ありしが脱せりといへり。然れども目錄には「藤原宮御井歌一首并短歌」とあるのみならず、前に屢反歌を短歌とかける例あれば、このままにてよしとす。なほ又歌の趣藤原宮につきていへるものにして、反歌なること疑なければ、考の説は從ひがたし。

(五三) 藤原之、大宮都加倍、安禮衝哉、處女之友者、之吉呂賀聞。

○藤原之大宮都加倍 「フヂハラノオホミヤツカヘ」とよむ。「大宮は上にいへり。ここは藤原の大宮に宮仕へすることをいへるなるが、大宮ツカヘといへる例は卷十三「三二三四」に「内日刺大宮都加倍、朝日奈須目細毛」とあり。さてここはその「大宮つかへ」を一の名詞の如くにいへるな



れば下なる「アレツガム」に對しては、「ニ」といふ助詞あるべき格と思はる。

○安禮衝哉 舊訓「アレセムヤ」とよみたれど、意通せず。又「アレツケヤ」とよめる古寫本あり。僻案抄には「アレセメヤ」とよみ、又「哉」を「武」の誤ならむといふ一案を出してさらば「アレツカム」とよむべしとせり。本居宣長はこれによりたるなり。爾來「アレツケヤ」「アレツカム」の二説あり。「アレツケヤ」の説にては「アレツケバニヤ」の意と説くがこれにては下の句に至りて一首の意通ぜざるなり。されば「アレツカム」とよむ方によるべきが、この「哉」は既に「吾代毛所知哉」一〇の所にいへる如く「ム」の假借に用ゐたるものにして「ム」とよむべき由ある字なれば誤にはあらぬなり。さてこれを「アレツガム」と濁りて「衝」を「ツグ」にかりたりとすべし。玉勝間には「アレ」も「ツク」も共に奉仕する意にして「ツク」を濁音とするは非なりといひてさて論ずらく「繼」と「衝」とは久の清濁も異なるをいかでか借用ひむといはれたれど、美夫君志には「本集の借字には清濁を通はし借れる事は常なるをや。今一二の例を示さむに、卷七九三右に「雉爾絶多倍」とある雉は岸の借字、卷十八右に「磨待無」とある磨は時の借字、卷四九三右、卷十一三二左等に「言借」とあるは「鬱なり」といへり。されば「衝」を濁音にて「ツグ」とよみても誤にあらざるを考ふべし。さて「生衝」の字面を用ゐたる例は他にもあり。卷六一〇五〇に「布當乃宮者……八千年爾安禮衝之乍天下所食跡」とあるこれも「アレツガシツ」とよむべきなり。さて「あれつぐ」といふ語は、卷四四八五に「神代從生繼來者人多國爾波滿而」とある「生繼」の字面を正しく當れるものと思ふなり。この「あれ」は既にいへる如く現はるるをいふ語にして之を人にあつれば生れ出づるをいふ。さてこ

れは下の「處女」を限定せるにて子々孫々生れ繼ぎつつ宮仕せむとする處女といへるなり。玉勝間の説非なり。

○處女之友者 「ヲトメガトモハ」とよむ。これを「ヲトメノトモハ」とよめる本もあり。「ノ」が共にかかるつかひざまあればいづれにても不可なし。「友」は友人の義に用ゐたるにあらざして、ともがらの意の借字なり。日本紀神武卷に「宇介饗餓等茂」又本集卷六九七四に「大夫之伴」卷十六「三八三六」に「倭人之友」などある、みなこの意なり。即ちここは多くの女官をいふ。

○之吉呂賀聞 板本「呂」を「召」とし、「シキリメスカモ」とよみ、又「シヨクメスカモ」とよめる本もあれど、いづれも意通せず。その他代匠記には「シキメサンカモ」とよみ、僻案抄には「シキメサルカモ」とよみたれど、いづれも意通せず。玉勝間には「田中道磨が乏吉呂賀聞を誤れるなり」と云へるよろしといへり。ゆにもこの説を最もよしとす。「乏」をつくれる古寫本は未だ出でねど、元曆校本類聚古集古葉略類聚鈔には「召」を「呂」とせれば、これは證ありとす。この「乏」といふ語は下の歌(五五)に「朝毛吉木人乏母(亦)打山、行來跡見良武樹人友師母」卷七一〇に「吾妹子爾吾戀行者、乏雲並居鴨妹與勢能山卷十七、三九七一」に「夜麻扶根能之氣美登毗久久驚能許惠乎聞良牟伎美波登母之毛」などある、「トモシ」にて古言にては羨しき意に用ゐらるるなり。「呂」は音調を添ふるのみにして、かくの如く用ゐたる例は古事記雄略卷の歌に「微能佐加理毘登登母志岐呂加母」日本紀仁徳卷の歌に「留辭古者呂箇茂」本集卷五八一三に「多布刀伎呂可憐」などあり。「カモ」は咏歎の意をあらはすものなれば、「トモシキロカモ」は羨しき事なるかなといふに近し。



○一首の意 この藤原の宮に大宮仕へをしつつ處女のともは在るらむが、かくて次々に生れいづる處女は相次いでこの大宮仕をするならむが、まことにうらやましきことよとなり。この歌上の長歌の反歌とは見えすとて古來多く疑を挾めるも見ゆれど、かかるめでたき大宮に宮仕へしてここを立ちならすらむ女官たちはうらやましといへるにておのづから上の歌をうけづきたる意あり。しかのみならず、ここに處女といへるは多くは采女をさせるなるべければ、おのづから水に縁故深きなり。令集解を見るに、「水司膳司二司必以采女」と見え、水司の采女六人膳司の采女六十人とあり。又曰はく「采女者必令仕主水司主膳司耳」とあり。されば御井につかへ奉る采女を見て主としてそれをさしてうたへるがこの反歌なるべければ、御井歌の反歌としては決して唐突にあらざるなり。

右歌作者不詳

○左注に既にかくかけけるによりてこの長歌と短歌と一體なることを明かに知るべし。これを人麿の歌とする人あれどもとより確かなる證なきことなり。

大寶元年辛丑秋九月太上天皇幸于紀伊國時歌

○大寶元年辛丑云々 この巻及び第二卷の體裁大寶以前は宮號を以てし、以下は宮號を大別としてその細目を年號にてわけたりと見えたり。これ蓋し古の記録によれりしものなるべし。

「大寶は文武天皇の即位第五年に改元ありし年號なり。さてこの時の事續紀によれば「九月庚午朔丁亥十八日天皇幸紀伊國」冬十月丁未車駕至牟漏温泉「戊午車駕自紀伊至」と見えたり。太上天皇の事なし。されどこの時天皇太上天皇御同列なりしことは本集卷九にも「大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌」二六七七と題せるにて明かなり。

○太上天皇 この稱はもと支那にて天子の父を太上皇といひしより生まれり。支那にて太上皇といへるは秦始皇が莊襄王を追尊して太上皇といひしを古しとす。漢の高祖はその父をはじめ太公と尊稱せしを更に改めて太上皇といひ、その母をば太上皇后といひき。本邦にてはこれに准じて天皇讓位の後の尊號を太上天皇といふこととなれり。令義解にいはいはく「太上天皇讓位帝所稱」とあり。よみ方は音のままによむべし。而してその尊號はこの持統天皇には生まれり。

○作歌 これはこの行幸に扈從したる人をあけたるにて下にある歌二首を示さむ爲の題目とせり。

(五四)

巨勢山乃列列椿都良都良爾見乍思奈許湍乃春野乎。

○巨勢山 上に巨勢道五〇につきていへる古瀬村の西なる山なり。この山の麓の邊を紀州路として當時往來したりしによりて此の歌ありと見ゆ。今もこの道によれり。

○列列椿 ヲツラツラツバキとよむ。これは巨勢山に天然に椿樹生ひたるが多くありて名高か



りしものなるべく考へらるるものなるが、その椿樹をよめりしは疑ふべき餘地なし。さて「ツラツラ」といへる語なるが、これは古來「列」といふ文字に重きを置きて巨勢山に椿樹を列ね植ゑてありしが故と見て説けり。然るを間宮永好は犬鷄隨筆に於いてこれは椿の葉のすべらかにつやめきたるを「つらつら」といひたるなるべしといへり。即ち「つばき」といふも「つらつら」の意なるべく、「つばき」といふも「つらつら」したるは「のふき」の義なるべければ、「つらつら」としたるは「つばき」といふ義なるべし。「つばき」の名は、新撰字鏡本草和名、和名鈔などに見えたり。さてこの「つらつら椿」といふ語はその椿の葉のうるはしきをたたへいへるなるが、かねて下なる「つらつら」といへる語を導かむ序とせるなり。かく考へてみてこの歌のおもしろみ出づ。下まで通して考へなばわかるべし。

○都良都良爾 「ツラツラニ」とよむ。「ツラツラ」は心をこめてよくものする由をいふ副詞なるが、漢字にては熟の字をかく。新撰字鏡「鳴」字の注に「熟視也豆良々彌留」とあるにて知るべし。卷二十四四八一に「夜都乎乃都婆吉都良都良爾美等母安加米也」ともあり。「つらつらつばき」といはすただ「つばき」といふのみにても「つらつら」といふ語を導くに用ゐるを見て「つばき」に「つらつら」といふべき由あるを見るべし。

○見乍思奈 古來「ミツツオモフナ」とよみ來れり。然るを僻案抄には「コヒシナ」とよむべしといひいでてより異説生ずる端をひらき、攷證には「オモハナ」とよみ古義には「シヌバナ」とよむべしと論ぜり。かかる異論の生ずる原因はこの行幸は九月なるに歌に「春野」とよみたれば、時節

あはずといふにあり。僻案抄にては椿をばツマ木といふ語の借字なりとみて家なる妻をこひしと思ふ義なりとせり。然れども、この説無理なること多くしたがふべからず。攷證及び古義の説にては、奈は未然形所屬なれば冀望する意の助詞にして、めで愛せむ意となるべきが、かくてはこの歌を春とせずば矛盾する事とならむ。この故に古義の如きは「秋九月」を春に改めむとし、更に又錯簡なりとしてこれらの歌の位置を甚しく改めたり。されど、この行幸は續日本紀に太上天皇といふ事こそなけれ明かに秋九月と書し、又本集卷九なるも同じ時の事と見ゆれば、誤とするは強言なり。この故にこれらの説いづれも従ふべからず。さては古來のままに「オモフナ」といひては不可なりやといふに、然らず。この「ナ」は終止形所屬の終助詞にして嘆息の意をあらはし「よ」といふに略同じきものなり。即ち今この巨勢山の葉の「つらつら」とうるはしき椿の樹を「つらつら」見てうるはしとはおもふが、春の時の野山ならば、今よりは更に幾段かまさりてうるはしからむと、その春野を想像するよとなり。

○許湍乃春野乎 「コセノハルヌヲ」とよむ。「許」は音をかりて「コ」にあて、「湍」は訓をかりて「セ」にあてたるなり。「湍」字は新撰字鏡に「疾瀨也」とあり。即ち「セ」の國語に該當する字なり。さてこの一句は反轉法によりて置けるにて上の「思ふ」の補格たるなり。

○一首の意 唯今秋の時に行幸に供御して紀伊に赴かむとして、巨勢山の邊を通りて見れば、この巨勢山には葉の「つらつら」と光りてうるはしき椿の樹を見たり。われは今この椿樹をよく見て「つらつら」にうるはしと思ふが、さてこれが春ならましかば、今のうるはしさよりも



一層まさりてうるはしからましとその春の巨勢山あたりのながめを想像することよとなり。かく解すれば秋を春と改むることも又古義の如く歌のあり所を改むる如き武斷を施すことも必要なことといふべきなり。

右一首坂門人足

○これは坂門人足の作なる由をことわれるものなり。この人供奉のうちに在りしならむが、その傳詳かならず。新撰姓氏錄に「坂戸物部」とありて「神饒速日命天降之時從者坂戸天物部之後者不見」と注せり。この坂門と同じかるべしといへり。これにもそれにも姓なければ卑しき氏なりしならむ。

(五五)

朝毛吉木人乏母亦打山行來跡見良武樹人友師母

○朝毛吉 舊訓「アサモヨイ」とよみ平安朝以後専らかくよめり。されど「吉をヨイ」といふは後世の音便なれば従ふべからず。又「吉」字を元曆本などに「告」とかき、さて「アサケツグ」とよみたれど、これ亦意をなさず。卷四「五四三」に「麻裳吉木道爾入立眞土山」卷七「二〇九」に「朝毛吉木川邊之妹與背之山」卷九「一六八〇」に「朝裳吉木方往君我信土山越濫今日會」卷十三「三三二四」に「朝裳吉城於道從」とある等を見わたすに「アサモ」は卷四に「麻裳」とかけるが正字にして「吉」は「ヨシ」とよむべく、その「ヨシ」は「アチニヨシ」等の「ヨシ」と同じ語なりと知らる。さればこれは僻案抄に「アサモヨシ」とよめるによるべきなり。その意を釋するにも古くより種々の説あれど、従ふべからず。これは「き」といふ語の枕詞たること上の諸例に通じて知らるるものなるが、麻裳よといひて著るの意にとりて「き」の語の枕詞としたりといふ説あり。これは久老の説なるが、これによるべきなり。

○木人乏母 古來「キビトトモシモ」とよめり。木人は紀人なり。卷十一「二六五」に「難波人」古事記仁德卷に「岐備比登」とあるなど同じ趣の語なり。「トモシ」は上にいへる「羨し」の意なり。「モ」は嘆息の意をあらはせり。

以上一段落なり。

○亦打山 流布本「赤」に作れど古來「マツチャマ」とよめるは「赤」の字としてよめるものにして「赤」は誤なること、元曆本、類聚古集等によりて知るべし。「マタウチ」の「タウ」をつづめて「マツチ」といふなり。上にあげたる卷四「五四三」の歌に「眞土山」卷九「一六八〇」の歌に「信土山」とある山これなり。これは又待乳山ともかきて、大和國宇智郡坂合部村上野より紀伊國伊都郡隅田村待乳に至る峠にして、紀州街道の要路にあり。高からぬ所なれど、名所として古來世に知られたり。さてこの下に「を」助詞を入れて考ふべし。

○行來跡見良武 「ユキクトミラム」とよむ。「行き來」との「と」は今の語にては「と」とと解すべし。此方より彼方に行くとは見、彼方より此方に来るとは見るの意なり。卷九「一八一〇」に「葦屋之宇奈比處女之奥櫛乎往來跡見者哭耳之所泣」とある「往來跡見者」も同じ趣なり。「みらむ」は現



今にては「みるらむ」といふべきを連用形より「らむ」につづけていふこと古語の一格なり。卷五「八六二」に「比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎」と假名書にせるにて見るべし。「らむ」は現實を推量する複語尾なるが、こゝは連體格にして下の「樹人」につづけたるなり。

○樹人友師母 上の「木人乏母」と同じ語をくりかへせるなり。

○一首の意 この歌二段落にして、第一段は先づ木の國人のうらやましきことをいひて、冒頭とし、第二段に至りてそのうらやましといふ理由を明かにせるなり。其の意はわれ今この眞土山を打越えて、かねて名に負へる勝地に感ずる所なるが、かくも名高き眞土山をば行來の度毎に飽くばかり見るらむ紀の國人はうらやましきことよとなり。

右一首調首淡海

○これは右の一首の作者を注せるなり。この人の名日本紀天武天皇元年六月の條に見え、續日本紀を見れば、和銅二年正月に正六位上調首淡海に從五位下を授けられ、同六年四月には從五位上慶雲七年五月には正五位上たり。もと首姓なりしが、後に連姓を賜はりしなるべし。新撰姓氏錄によれば「調連水海連同祖百濟國努理使主之後也、譽田天皇謚應神御世歸化孫阿久太男彌和次賀夜次麻利彌和億計天皇謚顯宗御世蠶織獻繩絹之様仍賜調首姓云々」と見えたり。

或本歌

○題の地位にかくかけるは普通の例と違へり。木村正辭は後人の注せしものなるべくして、一字下けてかける注なるべしといへり。この説然るべし。この歌上の「巨勢山」に連關する説なるべく、なほ他に異説あれど、穩かなるはこの説なり。

(五六)

河上乃列列椿都良都良爾雖見安可受巨勢能春野者

○河上乃「ガハカミノ」とよむ。これは下に「巨勢能春野者」とあるによりて思ふに、その附近の河上なるべくして、この河は蓋し曾我川の上流にして古瀬山の邊なるをいへるなるべし。この「カハカミ」も上流の意にあらずして、岸上をいへるならむ。

○列列椿都良都良爾 上にあるに同じ。

○雖見安可受「ミレドモアカズ」とよむ。いくらみてもあくことなしとなり。

○巨勢能春野者。これは反轉法によりおけり。

○一首の意 巨勢の春野の椿のながめはいくら見ても飽くことなきながめなりとなり。按ずるにこの一首は春の巨勢野をよめるなれば、この行幸の折の歌にあらず。然れども上の「巨勢山」の歌の意の本づく所はこの歌によめる如きものにして、上の歌はこの歌の如きを本としてよめるものなるべし。もとよりこの歌は同時の人の歌なれば本歌とするは如何なれど、この歌の如き意を下に心得てかの歌を考へ來ればまことによく上の「巨勢山」の歌の意を解しうべきなり。或は思ふに、この歌もとは上の巨勢山の歌に對しての裏書にして初めはその参考の



爲に注しおけるを後人がここに記入せしにあらざるか。

### 右一首 春日藏首老

○これは上の一首の作者を注せるなり。

○春日藏首老 この人もと僧にて弁紀といひしが、大寶元年三月勅によりて還俗せしめられしこと續日本紀に見えたり。その時には賜姓春日倉首名老授追大壹と見えれば、學才などありて朝廷に有用の人物なりしなるべし。かくて春日は氏藏首は姓老は名なること明かなり。和銅七年には正六位上春日掠首老に従五位下を授くと見ゆ。懷風藻には從五位下常陸介春日藏首老年五十二と見えたり。春日藏首は續日本紀に天平神護二年三月丁亥左京人從七位下春日藏毘登常磨等二十七人賜姓春日朝臣とある春日藏毘登と同じものなるべければ、藏首は「クラビト」とよむべし。その他の氏にも次田倉人(天武紀)河内藏人(續紀十二)百首掠人(同上)廿九池上掠人(姓氏錄)河原藏人(同上)などあり。同じ姓なりと見えたり。さてこの人の歌なほ下にも見えたり。

### 二年壬寅太上天皇幸于參河國時歌

○續日本紀に大寶二年十月の條に「乙未朔甲辰十日太上天皇幸參河國」とあり。本書月を脱せり。かくて尾張美濃伊勢伊賀を経て京に還幸ありしは十一月(甲子朔戊子廿五日)なり。さて

ここにはその行幸に従へる人のよめる歌をあけたるなり。

(五七)

### 引馬野爾仁保布榛原入亂衣爾保波勢多鼻能知師爾

○引馬野「ヒクマヌ」とよむ。遠江國今の濱松市附近にある野なり。十六夜日記に「こよひはひくまのしゆくといふ所にとどまる、このおほかたの名をば濱松とぞいひし」と見ゆ。今濱松の北に曳馬といふ地あり。これ古の名殘にして、蓋し引馬野といひしはこの地の附近一帯の原野なりし時代の稱ならむ。古義には「此野は今三方が原といふとぞ」といへれど、この地の原にきくに三方原と引馬野とは異なり。三方原は高原にして、その南の低原が古の引馬野なりしなり。さてこの野は遠江國なれば、參河國に御幸ありしといへると違へるやうなれど、事の次いでなどにこの地に至りしことなどありてよめりしならむと考の別記にいへり。

○仁保布榛原 舊訓「ニホフハギハラ」とよみしを略解には枝直の説によりて「ハリハラ」とよみたり。「にほふ」は色の艶なるをいふ。榛は今の「ハンノキ」といひ、萩といひて決しかねたることに上に既にいへり。

○入亂 舊本「イリミタル」とよみ、又「イリミタレ」とよめる本もあり。契沖も「イリミダレ」とよむべしといへり。按ずるに「ミダル」と切るは歌の意にあはず。「ミダレ」といふは破格にあらねど、古語にてはこの語四段活用たるなれば、その連用形にて「ミダリ」とよむべし。考に「ミダリ」とよみたるはよけれど、これを古の活用の格なりと考へずして「イリミダラシ」の約言とせるは不當な



り。これには「入りて亂らす意なる場合」と入りて自ら亂るる意なる場合とあり。ここは今の語の入り亂れにして左往右往行きまはることなるべし。

○衣爾保波勢 「コロモニホハセ」とよむ。「にははす」とは色つけしむるをいひ「にははせ」はそれの命令形にしてこれは所謂摺衣とするよしをいへるなり。日本紀天武天皇卷朱鳥元年に「秦摺御衣三領の文あり。これ榛もて摺れる摺衣なり。摺衣とは種々の木草の汁もて木模に彫れる模様を布帛にすりあらはしたる衣なり。山藍にてすれる衣しのぶすりの衣、紫の根すりの衣、萩が花すりなどいへる皆同じ趣の語なり。なほ榛摺の衣のことは卷十一「一九六五」に「思子之衣將摺爾爾保比乞島之榛原秋不立友」とも見ゆ。おもふにこは十月なれば、萩の花もありぬべく見ゆ。又卷八一「五三三」に「草枕客行人毛往觸者爾保比奴倍久毛開流茅子香聞」ともあれば萩にもいふ事と見ゆ。されば二者いづれか又決しかねたりとす。

○多鼻能知師爾 「タビノシルシニ」とよむ。「シルシ」を古義に得分の義とせるは一概なり。ここまで旅したる記念にといふ程の意なり。考に「旅人は摺衣きる古へのならひ也」といひしより、學者これに拘泥すれどこはいひすぎにしてさる證なし。されど摺衣が古晴の衣たりしことは首肯せらる。この句反轉法によりて上にあるべきをここにおけるなり。

○一首の意 この引馬野まで旅したる記念にこの萩の花さきにはふ原に入りて左往右往して衣をばその色にすりつけにほはせよとなり。實際の摺衣はかかる簡易のことにて出来るものにあらざるべけれど、歌なれば、かく事もなけにいひたるならむ。

### 右一首長忌寸奥麿

○長忌寸奥麿 「ナガノイミキオキマロ」とよむ。この人傳詳かならず。卷三十八にも歌あり。又卷二廿二「卷九張」卷十六十七に長忌寸意吉麿とかけるも同人ならむ。

(五八)

### 何所爾可船泊爲良武安禮乃崎榜多味行之棚無小舟

○何所爾可 舊訓「イツコニカ」とよめるを僻案抄に「イツクニカ」と改めたり。この詞の事既に「四一」にいへる如く集中の假名書なるに「イツコ」とあるもの一もなければ「イツク」とよむをよしとす。

○船泊爲良武 「フナハテスラム」とよむ。船を「フナ」といふは「タケ」を「タカ」「サケ」を「サカ」といふ如く他の語に冠して熟語をなす時に生ずる音の變化の一法格なり。卷十四「三四二〇」に「布奈波之」卷二十「四三二九」に「布奈可射里」卷二十四「三六九」に「布奈與會比」などの例あり。古事記允恭卷の歌に「布那阿麻理」といふあり。日本紀允恭卷にも同じ語あり。さて船の行きて止まるを「ハツ」といふは古語なり。この語の假名書の例は卷十七「三八九二」に「伊蘇其登爾海夫乃釣船波底爾家利我船波底牟伊蘇乃之良奈久」などあり。「ラム」は現實の状態を推量するものなること屢いへり。

○安禮乃崎 「アレノサキ」とよむ。この地所在詳かならず。行幸の供奉によみしものなれば、參



河國にあるべし。或は新居崎なるべしといひ、美濃國不破郡の郷名に「荒崎」とあるこれならむといへるなど諸説あれど、いづれも治定せりとはうけられず。

○榜多味行之「コギタミユキシ」と流布本によめるに従ふべし。「榜」字は既にいへり。「タミ」といふ語は類聚名義抄に「迂」字に「タミ」タリの訓あり「迂廻」の二字に「タミ」メクレル「タミ」サカレルの訓あり。されば「迂曲」の意にて横に折れ入ること、又は曲り入り廻れるをいふ意と見えたり。又卷十一「二三六三」に「岡前多未足道乎」といへるを見れば、曲りめぐれる道と解せるを當れりとするなり。「こぎたむ」といふ語は卷三「二七三」に「磯前榜手回行者」とある「榜手回」の字面は「た」に「手」をあて「手回」にて「タミ」とよみたるものにして同卷「三五七」に「奥島榜回舟者」又「三八九」に「敏馬乃崎乎」許藝廻者などの「榜回」許藝廻などは「タミ」に「回」をあて又卷十二「三一九九」に「磯回従水手運往爲」とば「タミ」に運字をあてたるものなるが、意はいづれも同じと知るべし。

○棚無小舟「タナナシチフネ」とよむ。「タナ」は所謂「フナタナ」なるが、その從來の説明は違へり。「フナタナ」は新撰字鏡類聚名義抄に「舷を」フナタナとよみ、和名鈔に「柁を」フナタナとよめるこれなり。柁は大船の旁板とあればこれのなき小舟即ち棚無小舟たるなり。くはしくいへば、敷即ち「かはら」と最下の側板即ち「かしき」とのみよりなれる小舟なり。このことはわが訓義考に委しくいへり。

○一首の意 先きほどあれの崎を漕ぎ廻りて行きしあの棚無小舟は今頃は何處に船をはててあらむかとなり。

### 右一首高市連黑人

○この人の傳詳ならず、よめる歌はこの外にも見ゆ。卷三にはこの人のよめる羈旅歌八首あるうちにも亦棚無小舟をよめり。

### 與謝女王作歌

○與謝女王「女王」はただ「オホキミ」とよむべし。この女王の父祖未だ詳ならず。續日本紀慶雲三年の條に「六月癸酉朔丙申從四位下與謝女王卒」と見ゆ。さてこの歌の趣にては夫君ましまししやうなれど、何人なりしか明かならず。文字の面のみにてはその夫君の行幸に供奉せしを京に在りてしのべるか、又は自ら供奉して京に留れる夫君を思へるか二様に見らるべし。代匠記考等にはいづれも旅なる夫を思ふ歌とせり。かく解する方よろしきならむ。

### (五九) 流經妻吹風之寒夜爾吾勢能君者獨香宿良武

○流經 古より「ナガラフル」とよめり。然るを僻案抄には義通せずとして「流」を水行の義にとりて「ミユキフル」とよみたれど、無理にして義をなさず。考にはよみ方は舊に依りたれど「流」は借字にて「長ら經ル也」寢衣のすその長きをいふといへり。されど「長し」といふ語の語幹に「ら」を添へたるながらは副詞の性を有するものなれば、これを「ふる」につづくる事如何にしても従ひが



たし。抑もこの「流ラフ」といふ語は「流る」を波行下二段に轉じ活用せしめしものにしてその作  
 用の繼續せるをいふ語なり。此卷八二に「天之四具禮能流相見者」卷八四二〇に「沫雪香薄太禮  
 爾零登見左右二流倍散波何物花其毛」卷十一八六六に「櫻花散流歷」などあり。「ナガル」といふは  
 通常液體につきてのみいへれど氣體につきてもいへる詞たることこの歌にて知られたり。  
 その「ナガ」は長の意の「ナガ」と同源なるべけれど「ナガル」は動詞としてその物體の流動のあとの  
 長く引き續きて見ゆるをいふなれば雨のふるにも花の散るにもいへるなり。ここは引き續  
 きて吹く風の作用をいへること疑ひなし。「流ラフル」を諸注「妻」にかけてときたれどさにはあ  
 らずして「風」につきての連體格と見るべきなり。

○妻吹風之「ツマフクカゼノ」とよむ。「つまは衣のつまなり代匠記に「夜の物のつまなりといひ  
 夜のもの」は長き物なればつまもすそになびきてあるをながらふるつまといへり」といひ諸家  
 この説の範圍を出でざりしが荒木田久老は「衣」といはずして妻とのみいふべきにあらず、妻は  
 「雪」の誤ならむといへり。かく見れば雪のふるをながるといへる古語の例たとへば卷十二三  
 一四に「卷向之檜原毛未雲居者子松之末由沫雪流」など卷五八二二に「阿米欲里由吉能那何列久  
 流加母」なども合ひて意よくとほるが如し。かくて校異本に「妻異本作雪」とし、守部は直ちに  
 「雪」と改めて本文とし古義は「妻」の字に「ユキ」の訓をつけたれど、現存の古今の萬葉集一も「雪」に作  
 れる本なし。然るときはこの久老の説一往面白しといへども従ひかぬことといふべし。  
 按ずるに「衣のつま」といふべきを直ちに「つま」とよむが如きは理窟をいはずば不都合の如くに見

ゆれど、今人も往々かくの如き詞遣をなすことあり。萬葉時代にかかる詞遣なしといふべか  
 らず。今この集を繰返して按ずるにかかる詞遣をなせるものは少からざるなり。たとへば  
 卷四六三九に「吾背子我如是戀禮許會夜干玉能夢所見管寢不所宿家禮」卷八一四九五に「足引乃  
 許乃間立八十一霍公鳥如此聞始而後將戀可聞」とあるが如きはぬはたまのよるのゆめあしび  
 きのやまのこのまなるべきに、その中間のよるのやまのを略したるなり。かくするを得るは、  
 その前後の關係によりてその語を省きても意明かなるが故なり。かの卷五七九七に「久夜斯  
 可母可久斯良摩世婆阿乎爾與斯久奴知許等其等美世摩斯母乃乎」とあるも、あをによしは「なら  
 の枕詞なるによりて「なら」といふ語が明かに認めらるべければ省きたるなり。なほ上にいへ  
 る「白浪乃濱松之枝」三四卷六の「炎乃春露霜乃秋」一〇四七卷十の「鶯之春」一八四五の如きも然り。  
 されば、こもつまふく風といへば、衣のつまなる事明かなるによりて省きたるにてなほ衣の  
 褻なるべきなり。されど契沖が夜の物の褻なりといへるはいひ過ぎなりと考へらる。即ち  
 上に「衣手にかへらふ」といひ、又「袖吹きかへす」などいへると趣甚しくかはらずして、なほ著た  
 る普通の衣服を吹くをいへるにてこゝにては歌としてはこのつまといふ詞を用るるより外に  
 方法なきはよくうたひ試みば知らるべし。さてこれは衣の妻を吹く風の流らふる風といふ  
 やうに解すべし。「流らふる」をかく風にかかれりとせぬが故に「妻を雪」と改めむなどいふ説の  
 生ずるなり。

○寒夜爾「サムキヨニ」とよむ。吹く風の寒き夜をいふなり。この時舊曆十月十一月の交なれ



ば夜風身に沁むべきなり。

○吾勢能君者「ワガセノキミハ」とよむ。夫を「セ」といふことは既にいへり。

○獨香宿良武 古來「ヒトリカヌラム」とよみたり。元曆本などに「ヒトリカモヌラム」とよみたれど「香」字を「カモ」とよむべきにあらねば從ひ難し。さてこの「カ」は疑の助詞なれば獨りねしたまふらむかと想像してあはれを催せるなり。

○一首の意 家に在りて寝ぬるだにかく寒き夜なるをば、わが夫の君の旅のひとり寝はさぞ物うくつらからむとなり。

さてこの歌もとよりその御幸に關する歌なれど從駕者の歌にあらねば、その作者の名を左注とせず、かくせしにか、又皇族なるが故にかくせしかと考ふるに、なほ止まれる人の歌なれば、從駕の人と區別せしなるべきか。

### 長皇子御歌

○長皇子「ナガノミコ」とよむべし。この皇子の事は續日本紀に靈龜元年六月甲寅一品長親王薨天武天皇第四之皇子也とあり。又天平神護元年十月己未朔庚辰是日從三位廣瀨女王薨二品那。我親王之女也とある那。我親王これなりといへれど品位異なれば、異同を知らず。さて攷證には「目錄と次の歌の例によりて補ふ」といひてこの御歌の字の下に「從駕作歌」といふ四字を加へたり。然るにこの歌の趣にてはその思ひ妻などの車駕に從ひて旅せるを思ひてよまれ

### 暮相而朝面無美、隱爾加氣長妹之、廬利爲里計武。

たる趣なること著しければ從駕作歌とは認められず。されど、目錄には明にこの四字あり。按ずるにこの四字は次の「舍人娘子從駕作歌」とあるに目うつりして誤りし竄入なるべし。その故は一旦御歌とかきて更に「從駕作歌」とかくべき由もなく又さる例もなきのみならず、上に「御歌」といひ下に「作歌」とあるも矛盾せり。この故にこの四字は代匠記の説に從ひ衍とすべし。

○暮相而 古來「ヨヒニアヒテ」とよみ來れり。「暮」は廣雅の釋詁に「暮夜也」とあり。「ヨヒ」はもと初夜をいふ語なり。暮の字義も亦同じかるべけれど、眞意はただ夜の義なり。「相而」の「ア」はこゝにては男女相會するをいへり。

○朝面無美 仙覺以前の舊本、元曆本類聚古集等には「アシタオモナミ」とよめり。仙覺は之を否として「アサカホナシミ」とよみ、爾來流布本みな之に從ひたれど、意をなさず。契沖に至りて舊本の訓をよしとすといへるより諸家之に從へるなり。「無」は無き故に、又は無きによりてといふ義なり。「面ナシ」とは今面目なしといふに似たる語にして、恥づる心にて面をかくすをいふ。「夜べ新枕などせし少女はその翌朝は恥ぢて面がくしするものなるを序として隠てふ言にいひかけたるなり」と考にいへり。上二句はただ下の「ナバリ」といふ語の序にしたるなり。

○隱爾加 舊訓「カクレニカ」とよみたれど義をなさず。元曆本類聚古集等には「シノヒニカ」とよみたれど、なほ義明かならず。これを「ナバリ」とよみて伊賀郡名張とすることは既にいひたる



如く本居宣長の説なり。卷八一五三六にも「暮相而朝面羞隠野乃芽子者散去寸黄葉早續也」とあり。名張が藤原京より三河國にいでます順路に當ることは既にいへる所なり。さてその地名の隠とおのが思ふ人の久しく見えざるを「ナバリタルカ」とかけていへる意あり。「爾加」は地名につけりとすれば「ニ」は場所を示すものとなり、隠るゝ意にとれば、目的を示すものとなる。さて「カ」はいづれにしても疑問をあらはす助詞たり。

○氣長妹之 古來「ケナカキイモガ」とよみ來れり。「ケ」といふ語は「來經」といふ語の約言にして「きへ」は古事記中卷日本武尊の御歌に「阿良多麻能登斯賀岐布禮婆阿良多麻能都紀波岐閉由久」といふ例にて知るべく、時間の經過するをいふ動詞なり。その連用形「キへ」を以て名詞と變ぜしめしものの約が「ケ」なるなり。卷十三三三四六に「草枕此羈之氣爾妻應離哉」とよみたるその例なり。「ケナガシ」といふ語は古事記下卷衣通王の歌に「岐美加由岐氣那賀久那理奴」の歌本集卷二のはじめにもあり本集卷四六四八に「不相見而氣長久成奴」など例少からず。「妹はここには妻をいへるなり。別れて月日久しくなれる妹といふ義なり。

○廬利爲里計武 「イホリセリケム」とよむ。「イホリ」は「イヘナリ」の約にして假初の家をつくりて居るをいふ。之を略して「イホ」といふ。かくして用より體に轉ずるなり。諸家往々「イホ」といふ語より「イホリ」の出でたりといへるは逆なり。さて又この「イホリ」を行宮とする説あれどそれは必ずしも從ひがたし。卷十五三五九三に「伊都禮乃思麻爾伊保里世武和禮」三六〇六に「多麻藻可流乎等女乎須疑且奈都久佐能野島我左吉爾伊保里須和禮波」三六二〇に「比具良之能

奈久之麻可氣爾伊保利須流可母」とあり。旅のやどりに假廬をつくるをば「いほりす」とはいへるなり。「せり」は「シテアル」ことをいふなり。「けむ」は過去を想像するなり。かくて上の句の「か」をうけたれば、疑問の體を爲せり。

○一首の意 行幸の御供にて行きし女の日數へてかへりこぬを待かねたるよしなり。こは此皇子の思ひ人の許へおくらせ給ひしなるべしといふが普通の説なり。それらの説少しく物足らず。これはわが妹の旅立ちせしより月日數多經ぬ。かく氣長きは妹が名張の邑にいほりしてありけむ故かとなり。かくよめるはこの行幸の往還共に名張の邑を経過しませば永く名張の邑にあるが如く思はると共に「隠」といふ語の意の如く永く隠れて見えぬ如く思はるとをかけて語のあやをなせるなり。

### 舍人娘子從駕作歌

○舍人娘子 「トネリノイラツメ」とよむ。舍人は氏なるべし。舍人氏は新撰姓氏錄に「百濟國人利加志貴王之後也」と見え、天武紀に「舍人造糠蟲」に連の姓を賜ひし記事あり。さてこの娘子は名にはあらずして、ただむすめといふ程の義なるべきが、氏の下にかけられるはいづれも「イラツメ」とよむべしと考にいへり。その例は古事記に多し。この人は舍人親王と歌よみかはしたること卷二に見えたれば、或は舍人親王の傳たりし舍人氏の娘にはあらざるか。卷八にはこの人の雪を詠ぜる歌あり。この歌はこの度の行幸に従ひてよめる歌なり。



(六一)

大夫之得物矢手插立向射流圓方波見爾清潔之

○大夫 「マスラチ」とよむこと及び意義は上五にいへり。

○得物矢 舊訓「トモヤ」とあり。而してその義は兩矢をさすといへり。されど、かかる事は古典に證なし。僻案抄には「サツヤ」とよむべしといひたるが、その據を示さず。されど、その據は恐らく仙覺抄に引ける伊勢風土記の歌なるべし。その後、考には明かに伊勢風土記の歌によりて「サツヤ」とよむべしと明言し、爾來諸家皆これに従へり。その伊勢風土記の文は

的形浦者此浦地形似的故爲名今已跡絶成江湖也。天皇行幸浦邊歌曰麻須良遠能佐都夜多波佐美牟加比多知伊流夜麻度加多波麻乃佐夜氣佐

とあり。この文この歌に深き關係ありと思はる。「サツヤ」とは「サチヤ」の轉なるべし。「サチ」は山幸海幸などの「幸」の義の語にして日本紀自注に「幸此云佐知」とあり。漁獵の獲物をいふ。この故に「得物」の二字を「サチ」にあてたるなり。「サチヤ」といふべきを「サツヤ」といへるは「サチヤ」といふべきを「サツヤ」といへる例にて考ふべし。卷三二六七に「山能佐都雄」とあり。卷十一八一六に「左豆人卷五八〇四」には「佐都由美乎」とあり、卷二十四三七四には明かに「佐都夜奴伎」とあるなり。

○手插 古來「タバサミ」とよめり。然るに古義には「ダハサミ」とよむべしといへり。その理由とする所はくだくしけれど、要するに上の語と連ねて一にする爲に起る連濁の現象を呈すと

いふにあるが如し。されどこは探るべからぬ事なり。何となれば、この場合に「サツ矢」と「タバサミ」とが熟語となる如き現象は少しも起きずして「サツ矢」は「タバサム」といふ動詞に對して「サツ矢」が補格たること極めて明かなればなり。されば、他の諸家一人もこれをとらざるは理由明かなることなり。「タバサム」といふ語は手指に挟みもつことなり。卷十六三八八五に「梓弓八多婆佐彌比米加夫良八多婆佐彌」などの例あり。

○立向 「タチムカヒ」とよむ。これは弓矢をとりて射むとしての的に立ちむかふといふ義にていへるなり。卷二二三〇に「立向高圓山」とあるも同じ趣なり。

○射流圓方波 「イルマトカタハ」とよむ。上より三句及び射流までは「マト」といふ語をいはむ料の序の詞にすぎず。伊勢風土記の歌も同じ趣なり。圓は「マロ」なり。「マロ」を「マト」といふは音の通へるなり。即ち射術に用ゐる音なり。これは實際圓形のものを用ゐるによりて「マト」といへるなり。その「マト」といふ語の緣によりて上の詞を「マトカタ」といふ地名の序とせるなり。さて「マトカタ」といへるは浦の名なること上の伊勢風土記にて見るところなるが、その地は今詳かならず。延喜式神名帳に伊勢國多氣郡に「服部麻刀方神社」あり。その神社は和訓栞に「今下機殿といひ、下館といふ大垣外村にあり」といへり。この地は今海岸にあらねど、昔は或は入江なりしか。されど、委しきことは知られず。

○見爾清潔之 「ミルニサヤケシ」とよむ。肥前風土記に「分明謂在夜氣志」とあり。續紀卷三十の歌に「布智毛世毛伎與久佐夜氣志波可多我波」とあり。本集卷十三三二三四には「河見者左夜氣



久清之とあり。この外山河の景に「さやけし」といへる例本集に少からず。「さやけし」は漢文にて山水明媚などいふ明媚にあたるべし。今この的形の景を見るに如何にも明媚の地たりとなり。

○一首の意 この的形の浦の地は来て見るにいかにも心地よくすがすかしきよき風景の地なりとなり。さてかく的形といはむが爲に序の詞を長々とおきたるは序の詞ながらおのづからその風景のさまを言外にいへるにて、大丈夫のさつ矢を手挟みて的に立向ひて矢を射るさまにも似通ひて雄大なる風景なることをおのづから思はしむる效はあるなり。なほこの歌とかの伊勢國風土記なる記事とは必ず連絡あるべく思はる。恐らくは風土記の記事はこの時の行幸の事にもあるべく、この歌と風土記の歌とは或はもと同じ歌なりしが、二の傳説を生じたるにあらざるか。そはともあれ。この度の行幸に的形の浦にいでまししことありしは疑ふべからざる所なるべし。

### 三野連名闕入唐時春日藏首老作歌

○三野連 この下の「名闕」は蓋し原本に既に名を署せざりし由を記せるものなるべきか、或は後人の筆に出でしものなるべし。「三野」は美濃國をもかく書けど、これは新撰姓氏錄河内國神別に美努連とある氏にして、記して曰はく、

同神(角凝魂神)三世孫、天湯川田奈命之後也。

とあり。これは古事記崇神卷に河内之美努村とある地によりて起れる氏とおほえたり。かくてこれは日本紀清寧卷に「河内三野縣主小根」といふもありて日本紀天武十三年に「三野縣主賜姓曰連」ともあれば、これは三野とも美努ともかきしこと知られたり。さてここに「三野連」とありて「名闕」とあれど、この人は元正天皇靈龜二年正月に「授正六位上美努連岡磨從五位下」とある人なり。續紀大寶元年の條に粟田真人以下遣唐使の事を載せたれど、この人の事は見えす。されど、その墓誌によりて入唐せし事は明かに知らる。この墓誌は明治五年に大和國平群郡萩原村の地より掘り出せる銅版に刻せるものなるが、その文に曰はく、

我祖美努岡萬連(中畧)大寶元年歲次辛丑五月使乎唐國(中略)靈龜二年歲次丙辰正月五日授從五位下任主殿寮頭神龜五年歲次戊辰十月廿日卒春秋六十有七。

とあり。而して本集の勳物には

國史云大寶元年正月遣唐使民部卿粟田真人朝臣已下百六十人乘船五隻小商監從七位下中宮小進美努連岡磨

と見えたり。この國史とは何をさすか、今詳かにし難しといへども浮きたる事にはあらざるべし。なほこの人の事はわが續古京遺文に注せり。

○入唐時「入唐」とは唐に行くことをいひしなるが、入とは外より内に入る義なれば、唐を本國としたる詞づかひにして内外の名分をみだりし書きざまなり。この時遣唐使の出發は大寶元年五月なり。されど、風波の爲に出發おくれ、翌二年六月渡海したるなり。續紀二年六月の



條に「丁酉朔乙丑遣唐使等去年從筑紫而入海風浪暴際不得渡海至是及發」とあり。  
○春日藏首老 この人の事上五六にいへり。この人大寶元年三月に還俗せしなれば、その三月以後出發前によりて贈りしならむ。

(六二)

在根良對馬乃渡渡中爾幣取向而早還許年。

○在根良 舊訓アリネヨシとよめり。然るを僻案抄にはアマシネヨクとよみ、在とは汝の義にして、ネは尊長を稱する辭にして、ヨクはヨクカヘリコといふ義なりといへり。又考にはこの三字悉く誤れりとして、百船乃又は百都舟なりと改めたり。玉の小琴には太平の説をとりて「布根竟の誤として、フネハツル」とよむべしといひ、略解には又「布根盡」の誤にして「フネハツル」なるべしといひ、古義には大夫根之の誤として「オホブネノ」とよむべしといへり。然れども、かく文字を改むる説はいづれも臆斷の甚しきものにして信すべからず。荒木田久老は「在嶺」といふ言也といひて誤字説を否定せり。攷證には「在は借字にて荒る意にて荒磯といふと同じく荒根にて根は島根岩根などの根にて云々」といひて昔のままアリネヨシとよむことを主張せり。美夫君志また誤字説を非とし「アラネヨシ又は昔のままによむべしといへり。この外誤字説を非とするものには契沖あり、秋成あり、守部あり。契沖は「古老の説對馬に對馬の嶺とて高き山あり、唐に往還する舟この國にて風間をも待つに此對馬の根をみつてよる故に此根のあるがよし」と云ふ義なり、今按ずるにありといふに在の字は書きたれどもさかしきあら

き峰と云ふ事なるべし」といへり。秋成は「對馬の在明山をさしてあらねとよみたり」といへり。かく誤字を非とする態度は吾人も同意する所なれど、その説明には服し難し。品田太吉氏は「ありはありはらありをなどのありにして高くあらはれたるをいふといへり。この説よろしかるべし。ねは蓋し島根のねにして古言なるべし。伊豆諸島の附屬の小島又は岩礁に何根と名つきたるところ少からず。ここもそのねの意にしてありね即ち高くあらはれたる島根よといへるならむ。よしはあをによしあさもよしたまもよしなどのよしにおなじ。かくてつしまの枕詞とせるなるべし。

○對馬乃渡 「ツシマノワタリ」とよむ。對馬は本義津島にして古朝鮮と本朝との渡りの津とせし地なれば名を得たるなり。この地は古事記上卷に「津島」とかき、日本紀天智卷に對馬島と見えたり。この對馬の字面は古より用るしものと見え魏志倭人傳に既に「對馬國」とかけり。さればこの字面は或は支那にてかきしを本邦にて襲用せしならむか。渡は「ワタリ」とよむ。海にても川にても往來の道筋としわたりて行くべき所をいふなり。古事記應神卷の歌に「知波夜夫流字遲能和多理爾」とかき、同書神武卷に「經浪速之渡」とも見ゆ。ここに「ツシマのワタリ」といへるは蓋し壹岐と對馬との間の渡りをいへるなるべし。

○渡中爾 普通に「ワタナカニ」とよむ。されどまゝ「ワタリナカニ」又は「ワタルナカニ」とよめる本あり。「ワタ」は「ワタル」意にて海をいへること上にいへるが如し。卷七の末の歌にも「名兒乃海乎朝榜來者渡中爾鹿子會鳴成恻恰其水手」とあり。



○幣取向而 「ヌサトリムケテ」とよむ。卷十三「三二三六」に「山科之石田之森之須馬神爾奴左取向而」とあるも語は同じ。「ヌサ」は古事記仲哀卷に「取國之大奴左而」などもありて、神に手向け、又は祓に出すものをいふ。ここは神に手向くるものをいふなれば上の「濱松之枝乃手向草(三四)」といへるに同じ。「ヌサトリムケテ」とは「ヌサ」をとりて神に手向けての義なり。その渡海の中途にて神に幣を手向くることありしならむ。これ陸路にて山の峠又は道の隈などにて道祖神を祭ると同じ趣なる事なり。土佐日記に「夜なかばかりより舟をいだしてこぎくる道にたむけする所あり。かちとりしてぬさ奉らするに」とあり。されば、その渡り毎にその中途に「ぬさ」奉るべき所定まりてありしならむ。さてかくよめるは、神をよく祭りて道中安全にて旅行せよと祝する意を含めたるなり。

○早還許年 「ハヤカヘリコネ」とよめり。この「年」を金澤文庫本に「牟」とある由なれど誤なること著し。この「ね」は複語尾ぬの命令形にて懇に乞ひ望む意をあらはせるなれば、早くかへりきたまへといふやうの語なり。

○一首の意 君が唐にいでますその長き旅行も安全なれかしと我は希ふ。然るに海路風波危険にして容易に渡り難しとき。實にも海路はことに恐き事なれば、かの對馬の渡に至りまざば、よく心して海神に幣を手向けて恙なからむことを祈りたまへ。さてその功によりてはやく恙なく歸り來ませ。われは君が歸朝の日を指折りかぞへて待たむとなり。

### 山上臣憶良在大唐時憶本郷歌

○山上臣憶良 本集中屈指の歌人なり。上の美努岡萬と同じく大寶元年の遣唐使の一行にして續紀にこの遣唐使任命の記事には「无位山於憶良爲少録」とあり。かく大使粟田真人等に從ひて唐に赴きしなり。この人和銅七年正月には從五位下、靈龜二年四月には伯耆守に任ぜられ、養老五年正月には退朝之後東宮に侍せしめられたり。蓋し、學識の當時に秀でたりしによるものなるべし。本集中にある歌は卷五に最も多く、前後五十首に餘れり。

○在大唐時 大唐とかけるは彼を尊びたること入唐といへるに同じ。さてこの遣唐使一行は大寶元年に任命を受けて出發せしが、筑紫にて風浪の難にて海を渡ることを得ず、翌二年六月に出發し、翌々慶雲元年秋七月に歸朝せしなり。その唐にありし時によみしなり。

○憶本郷歌 本郷は故郷の義なり。後漢書章帝紀元和元年の詔に「其令郡國募人無田欲徙它界就饒者悉聽之……其後欲還本郷者勿禁」とあるなどその例なり。これは唐にありて汎く本國たる日本をさしていへるなり。この字のよみ方考には「ヤマトヲ」とよみ、攷證には「モトツクニヲ」とよみ、溫故堂本には「フルサトヲ」と訓せり。本集卷十九「四一四四」に「燕來時成奴等雁之鳴者本郷思都追雲隱喧」といふ歌あり。この「本郷」を古來「フルサト」とみよたるが或は單に「サト」とよむべきか。されど「フルサト」とよむより外に適切なる訓なし。されば本郷は「フルサト」といふ訓を正しとすべきなり。



(六三)

去來子等、早日本邊、大伴乃、御津乃、濱松、待戀奴良武。

○去來子等 元曆本に「ユキキネト」とよめど、當らず。流布本に「イザコドモ」とあるに従ふべし。「イザ」は人を誘ひ喚ぶ感動副詞、「コドモ」は汎く人々をさす語なるが、「こ」は或は從者をさして呼べるならむ。かゝる語遣の例は古事記應神卷に「伊邪古孺母怒毘流都美邇」又卷三「二八〇」に「去來兒等、倭部早」などあり。

○早日本邊 舊訓「ハヤヒノモト」とよめり、又「ハヤクヤマト」とよめる古寫本もありて僻案抄及び考もかくよむべしといへり。日本の文字につきては日本紀神代卷上に「日本此云邪麻騰」とあり、又本集卷二に高市連黑人憶良よりは遙に先輩の歌として上にいへる「去來兒倭部早、白菅乃眞野乃榛原手折而將歸」とある歌などによりたりと見ゆ。されば日本は「ヤマト」とよむべきに似たり。されど、日本を早く文字のまゝ「ヒノモト」とよみたりと見え、卷三「三一九」に「日本之山跡國乃」などあり。されど、かくいふ時はいつも「ヤマト」の枕詞の如くに用ゐるたれば、國を實にさすにはなほ「ヤマト」といひしなるべし。略解には「ハヤモヤマト」と「母」を加へてよめるは非なり。古義には「ハヤヤマトヘニ」とよめり。これは「邊」を名詞ととりしなれど、さては下に「ニ」字を加へおくべき筈なれば、なほ「ハヤクヤマトヘ」とよむをよしとす。さて「こ」にて一段落をなして「へ」の下に「歸らむ」などいふ語を略せるなり。

○大伴乃 「オホトモノ」とよむ。これをば古來枕詞とし、大伴の稜威とかけしなりといへり。こ

れもいはれなきにあらねど、「こ」はしかにはあらずして、難波の邊一帶の地は昔時大伴氏の領地とおほしくてやがてその邊の總名となりしならむか。この説は上田秋成の冠辭考續紹の説なるが、それは日本紀欽明卷に「天伴金村大連居住吉宅稱疾而不朝」といひ、日本靈異記にも大伴野栖古と云ふ人居難波宅而卒と見え、又本集卷七一〇八六の歌に「朝懸流伴雄廣伎、大伴爾國將榮等、月波照良思」ともありて大伴はある地域の名なりと見ゆ。なほこの下の歌「六六」に「大伴乃、高師能濱」ともいへり。これらにて地域の名稱となりてありしを思ふべし。

○御津乃濱松 「ミツノハママツ」とよむ。「御津」は難波の津をさす。この津は御津とも大津ともいへる地なるが「御津」といふ由はもと大御船の泊つる津の義なりしが、固定せしならむ。この名につきては古事記仁徳卷載其御船之御綱柏悉投棄於海故號其地謂御津前也」とあるは所謂地名傳説にすぎざるべし。さてこの地は日本紀仁賢卷六年に「難波御津」とあり。同書齊明卷五年に注せる伊吉連博德書に「以己未年七月三日發自難波三津之浦」とありなどするを見れば、遣唐使發着の要津たりしこと明かなり。この地をば今大阪市中の三津寺町といふ地に名残を止めたりといふ説あり。又今の武庫郡今津の邊なりといふ説あり。之を按ずるに、日本紀應神卷に「武庫水門」あり、神功卷には「皇后之船直指難波、于時皇后之船廻於海中、更還務古水門而ト之」とあれば難波と武庫とは隔りあること見えたり。されば難波の御津は武庫にあらぬこと明かなれば、今の大阪の邊にありきといふ説信すべし。さて大阪の三津寺といふ地は古御津寺のありしが故の名と知られたり。御津寺は古今集雜下の詞書に「難波のみつの寺」とあり。



又江家次第に伊勢齋王歸京の事を述べたる條には、伊勢伊賀大和を経て山城の木津川を下り難波三津濱に於いて禊あるべき由を載せ、その禊終りて三津寺にて諷誦ある由を載せたり。その三津の海邊を三津濱といひ、その濱に近くありし寺を三津寺といひしならむ。されば、大阪の方にありといふ説信すべきなり。さてこゝに濱松とよめるは下の歌にも同じ趣によみたれば、實際にその地に松のありて名高かりしによりてよめるものなるべきが、これを同時に待つといふ語の縁におきたるなり。

○待戀奴良武 舊訓「マチコヒヌラム」とよみたるを僻案抄に「マチワビヌラム」とよめり。されど、「戀」を「ワブ」とよむことはいはれなし。「まちこふ」といふ成語は當時存せしものなり。この一二の例をいはむか、卷十五、三六五三に「伊敷妣等能麻知故布良武爾」又同卷の長歌「三六八八に伊敷妣等波麻知故布良牟爾」又卷四、六五一に「宅有人毛待戀奴濫」又卷十五、三七二に「美都能波麻末都麻知故非奴良武」ともあり。「ヌラム」はその事を確かに然らむと推量していふ意なり。さてこの待ち戀ふる人は家人なるべきなれど、松が戀ふる如くによめるが歌のあやなり。○一首の意 この歌は二段落の歌なり。第一段は早く本郷へ還らむかなといふ意をあらはし、第二段はわれも人もその家人がわれらをまち戀ふらむと思へば早くかへりたきことなりといひたるなるが、みづからの本郷を念ふ心をば、うつして家人も待ち戀ひぬらむと想像やれるさまによめるは感情の至れるなり。

### 慶雲三年丙午幸于難波宮時

○ この時の事は續日本紀同年九月の條に「丙寅壬寅朔なれば廿五日なり」行幸難波「冬十月壬午(辛未朔なれば十二日なり)還宮」とあり。考には丙午の下に「秋九月の三字脱せり」といへり。事實は「秋九月」とあらばよきことなるべけれど、これはいつれの本にもなきことなれば、はじめよりなかりしなるべし。さてこの難波宮は何處にありしか。長柄豊崎宮ならむといふ説あり。されど、これも證なきことなれば、明かには知り難し。さてこの標題のかき方異例なり。他の例によるときは、この下に「歌二首」の三字あるべき所にして、目錄にはまさしくかくあり。恐らくは誤り脱せるものならむ。

### 志貴皇子御作歌

○ この皇子の事上(五一)にいへり。この行幸に供奉せられて難波にてよまれしなり。

### (六四) 葦邊行、鴨之羽我比爾霜零而寒暮夕和之所念

○ 葦邊行 「アシベユク」とよむ。「アシベ」とは葦の生ひたる所のあたりをいふ。古難波に葦多く茂りてありしことは葦が散るを難波の枕詞にせるにてもしるく、又葦刈の傳説などにも知るべし。「行くは」ありくといふにおなじ。泳ぎありくことなり。卷十二「三〇九〇」に「葦邊往鴨之



羽音之ハトネ又卷十三三三四五に葦邊往鷹之翅乎アシノヘニトウカカリノツバサナなど見えたり。これを鴨といはむ序のみなりといふ説攷證もあれど、こゝは難波の宮より見やらるゝ實景をよまれしものと考へらる。

○鴨之羽我比爾「カモノハガヒニ」とよむ。「羽我比」は羽交ハトカにて背にて翼の左右打ち交へたる所をいふ。されど、歌詞としては多くはたゞ翼のこと、若くは鳥の背にいへり。

○霜零而「シモフリテ」とよむ。「零」を「フル」とよむことは既にいへり。(二五)鴨の翼に霜ふるとは寒さの烈しきを形容していへるなり。かくの如き例は卷九一七四四に前玉之小崎乃沼爾鴨サキタマノコサキノヌメニカモ會翼霧已尾爾零置霜乎アヒノハネニキリガクモロシホコ掃等爾有斯ハラフトラナラシなどあり。

○寒暮夕 古來「サムキユフベハ」とよめり。僻案抄には「サエクルヨヒハ」とよみ、考には「寒暮」の二字にて「サムキユフベハ」とよみ、下の「夕和」の二字は「家」の誤なりとせり。略解は又「夕」を「家」の誤にして「サムキユフベハ」とよむべしといひ、燈は「暮夕」を「ヨヒヨヒ」とよむか、若くは「夕和」の二字が「倭」の誤なるべしとして、こゝを「サムキユフベハ」とよむべしとせり。かく種々の説の出づるは「暮夕」の二字重なるが爲なるべきが、かゝる場合のものは決して誤にあらず。同義の文字を二、重ねて、一意をあらはせるは漢字の用法上の一格にして、本集に限れる文字遣ひにあらず。たとへば「古昔」「振古」「根柢」「誤謬」「錯誤」「零落」「墜落」「墮落」「光輝」「暮夜」等極めて例多きことなり。これは漢字には意義多きが故に、一字にては往々その用ゐるむとする意義以外に解せらるべき嫌あり。かゝる場合に二字用ゐる時は二者の契合點は一なれば、その示さむと欲する意確立す。これ同義の字を合せて一義を表するに至る根本の原理なれば、漫然とかゝることをなせるにあら

ずと知るべし、なほ本集につきて似たる例をいへば、卷一四五に「多日夜取世須古昔念而」タビヤトセニトクセニシメコノイニシテオモヒテ卷三「四七八」に「召集聚率比賜比」イシツフヘアヒトモヒ卷九一七五一に「櫻花者瀧之瀬從落墮而流」トクラノハナノタケノセニユクテオチテガハラフ卷十二三〇九九に「野者殊異爲而心者同」ニシテココロハオホシとあるなどこれなり。さればこの二字にて「ユフベ」とよむに差支なきことなれば諸の鑿説は一も採るべき所なきを以て古來のよみ方をよしとす。「サムシ」といふ語は今もいふ所なれば論なきが、その語の例は卷十七四〇一八に「美奈刀可世佐牟久布久良之」ミナタノカセサムクフクラシ卷十五三六九一に「都由之毛能佐武伎山邊爾夜杼里世流良在」ツユシモネサタケヤマノヘニヤヅリセカラム等少からず。さてかゝる場合のよみ方は「ハ」助詞を加へよむことは集中例極めて多きことなり。

○和之所念 この「和」字元曆本神田本冷泉本等には「倭」とあり。これによりて「和」を誤とする説あり。これも亦一概の説なり。「ヤマト」に「和」字をあてたるは古事記崇神卷に「千々都久和比賣命」チチツクヤマトノメノミコあり、日本紀崇神天皇六年には「和大國魂」の神あり、田令に「大和」の文字も見えたれば古よりある事なり。さてこの訓は舊來「ヤマトシソオモフ」又は「コトヲシソオモフ」などよめり。されどいづれも正しからず。代匠記に「ヤマトシオモホユ」とよみ、僻案抄には「ヤマトシシノバル」とよめり。按ずるに「所念」の二字は「オモホユ」とよむべきものなれば、代匠記の説によるべし。さてこの「おもほゆ」はおのづから思ひ出でらるといふ意なり。

○一首の意 難波に旅してあれば、この邊に多き葦邊に在る鴨の翼に霜の置くほどにも寒さの烈しき夜には大和國なる家人は如何にしてあらむかと思ひ出でらるゝことよとなり。



長皇子御歌

(六五)

○長皇子 上(六〇)にいへり。この皇子も行幸に供奉せられ、難波にてこの歌をよまれたるなり。  
霰打安良禮松原住吉之弟日娘與見禮常不飽香聞。

○霰打 舊訓「アラレフル」とよみ、又「ミソレフリ」などよめる寫本あるを契沖は字のまゝに「アラレ  
ウツ」とよむべしといひてより諸家これに従ふ。その説に曰はく「霰打をあられふると點した  
るはいかゞ。只あられうつと字のまゝによむべし。古事記に輕の太子の歌に佐佐婆爾宇都  
夜阿良禮能云々ともいへり。霰は物に打つくるやうにふれば也契沖又曰はく「按ずるに霰打  
といへるも必しも此時降たるにはあらで枕詞にや。古歌にはかやうにいへる例あることな  
り」といへり。燈には「霰打はあられ松原とかさねたまはむ爲ながら此時九十月の頃なれば御  
まのあたり霰のふりければにもあるべし」といへり。按ずるにこの度の行幸は太陽曆の十一  
月にあたれば、その頃に霰ふるべき季節なり。されば下の「アラレ松原」と同音なるより枕詞に  
用ゐられたるものなれど、同時に實景なるべし。即ち實景を活用して枕詞とせられしものな  
のならむ。

○安良禮松原 古來「アラレマツバラ」とよみ來れり。考には「禮」を「羅」の誤として「アララマツバラ」と改めたり。これは日本紀神功卷に「烏智箇多能阿邏々摩菟摩邏」とあるによりて立てたる説

なり。この「あらら」といふは「あらあら」の義にして疎に松の並木の立てるをいふなり。こゝは古本どもいづれも「禮」字をかけるが故に誤字なりとはいはれず。木村正辭は「禮」には「ライ」の音あれば「なほ、ラ」とよむべきかといはれたれど、なほ首肯せられず。こは下にいふ如くなほ「あら」といひしが本なるべけれど、この時既に訛れるなるべし。さてこれが解釋につきては神功紀の「あらら松原」と同じくたゞ「あらあら」立てる松原といふに止まるといふ説と、地名なりと云ふ説とあり。この「あられ松原」といふ地は今住吉神社より堺に越ゆる道の、大和川の岸なる松原をいふといへり。道遙院實隆公の高野參詣日記に「和泉の堺にまかり越とて道すがらの名ある所どもいひ盡すべくもあらぬ見ものなり。霰松原」といふ所をすぐとてみれば、世の常の松のはにも似ず、吹枯したるやうに見え侍れば云々と見え、又文祿五年の玄與日記にも「住吉の行あひの間、細江、あられ松原、遠里小野など見侍り」とみえ攝津志には「霰松原在住吉安立町林中有豐浦神社」と見ゆ。これにつきて木村正辭は「此歌につきて後に設けたる名なるべし」といへり。今按ずるに、神功紀なるは松原の松のあららと立てるさまをいへるものなること疑ふべからず。然れども、ここのはなほ地名なるべし。かくいふ由は、新撰姓氏錄攝津國諸蕃に「荒荒公」あり。日本記略には「延喜三年癸丑五月十九日授攝津國荒荒神從五位下」と見えたり。又和名鈔攝津國西成郡に安良郷ありて、これは河内國讚良郡を「サラ」とよむ例によりてまさしく「あらら」といふ地名をあらはせりと見ゆ。かくて「あらら」あられ同じ地にして正しくは「あらら」といひしを訛りて「あられ」といひしなるべければ、今も傳ふる「あられ松原」の地必ずしも虚構



にあらざるべし。

○住吉之 板本の如く「スミノエノ」とよむを正しとす。古寫本に「スミヨシノ」とあるは平安朝以後の俗風によれるなり。「吉をエ」とよむは「ヒエ」に「日吉」とかくと同じ。「日吉も後世ヒヨシ」とよめるは同じく訛れるなり。釋日本紀第六及び仙覺抄に引ける攝津風土記には「直稱須美乃觀」と見え、卷十六「二一九」に「墨江之遠里小野之」卷二十四「四〇八」に「須美乃延能安我須賣可未爾」四四五「七」に「須美乃江能波麻末都我根乃」などあるにてそのよみ方を知るべし。さてこの地は名高き住吉神社のある地なり。

○弟日娘與 これハ、オトヒムスメトとよめる本も稀にあれど、舊板本に「オトヒヲトメト」とよめるをよしとす。「オトヒ」といふ語は顯宗紀に「倭者彼々茅原淺茅原弟日僕是也」といへる例あり。この「オトヒ」をば「契沖は兄弟にて日は助語なるべし」といひ、考には後世兄弟の事をおと、ひといふにおなじといひたり、されど、果して然りや疑ふべし。燈にはこの「ヒ」をば接尾辭の「ヒ」とし、神「ミヤビ」キナカビなどの「ビ」となりといへり。今、ここなるは恐らくはただその人の實際の名ならむと見えたり。そは持統天皇紀八年十月の條に「飛驒國荒城郡弟國部弟日」といふ人も見え又肥前風土記に「大伴狹手彦連即娉篠原村弟日姫子成婚日下部君」とも見えたればなり。即ち「弟日」といふ名にして女人なりしが故に「ヲトメ」といはれしならむ。さてこの「住吉之弟日娘」とは如何なる人ぞといふに、史に傳なく、本集にも亦詳かに傳へざれば、明かに知り難けれど、考にいへる如く、遊行女婦なるべく、次に見ゆる清江娘子とあるも同じ人ならむとの説あり。抑

もこの住吉の地は古大和の京と三韓西國との交通の要衝にあたりたれば、船舶の出入しけくして、旅客又船人の足を留むるもの多かりしなるべく、從ひてそれらの人々の旅情を慰むる爲に、所謂遊行女婦の類はやくより集まりてありしなるべし。さてその港の變遷につれて遊行女婦の集る地も變遷するものにして、平安朝の時代には江口、神崎等に遊君のありしこと大江匡房の遊女記などを見てその趣を知るべし。さて本集中に遊行女婦をいへるは、卷六四二に「府中之有遊行女婦其字曰兒嶋又卷十八に「遊行女婦土師」などあり。又その遊行女婦の名を歌によりこめるは、卷十八「四一〇六」の長歌に「左夫流其兒爾比毛能緒能移都我利安比旦」とある左注に「言佐夫流者遊行女婦之字也」と見えたるなどにて見るべし。さて又この下の「與を」とよむは漢字の義によりて用ゐたるものなるが、その「と」と共に「の意にて並べあぐる意をもあらはすものなるが、この釋には特に注意すべき點あり。契沖はこの娘と共に松原を見る意なりと説き、眞淵は「愛しと思ふ娘どもと共に見れど、この松原の氣しきは氣壓されず面白しとなり、娘をも松原をも並べてめでませり」といひ、略解は考より一步を進めて「松原をとめと二つ並べて見給へどもあかぬと也。卷七「さほ川の清きかはらに鳴千鳥かはづと二つわすれかねつも」これも佐保の川津と千鳥と二つをめぐるにて心同じ」といへり。先づ、この二つ並べていふ時、下の語のみに「と」を加へてその意をあらはすことは略解のあけたる卷七の例にては下に二つといふ語あるによりて十分の例とすべからず。卷五「八二一」に「阿乎夜奈義鳥梅等能波奈乎」とあるなどその例なり。さてこの「と」はこのみにては十分に説くべからず、次の句に



至りてこと明かになるべし。

○見禮常不飽香聞 「ミレドアカヌカモ」とよむ。「カモ」は咏嘆の意をあらはす助詞なり。さてここに「見れど」とあるにて上の「とは松原と娘とを並べていへるものなるをさ」とるべし。若し弟日娘と共に「あられ松原を見る意とせば」ここは「見れば」とあらずば歌の意通らぬこととなる。よく思ひみるべし。

○一首の意 住吉のあられ松原はおもしろき景色なるが、さて又住吉の弟日娘もうるはしきをとめて、この景色とこの人といづれも我が心を慰むるものにして、日に夜に見れどもいづれも飽くことなしとなり。それは先づ松原の美景をいひてその飽くべからぬを弟日娘にたぐへていはれたるにて主意は弟日娘の好ましきをいはれたるならむ。

### 太上天皇幸于難波宮時歌

○太上天皇 は上にいへる如く持統天皇なり。

○幸于難波宮時歌 按ずるに持統天皇の太上天皇として難波宮に御幸ありしこと史に見えず。しかも持統天皇は大寶二年十二月に崩御ありしが故に、慶雲三年以後なるこの部分にこれを載せたること不審なりといふべし。續紀を検するに、文武天皇の三年正月に難波宮に幸し、二月還御ありしことを載す。蓋し、この時に太上天皇も御幸ありしならむか。然るに本書ここに載せたるは、これが源をなせる記録に年月の記載なかりしが故に、年代の明かなるものを先に載せたるは、これが源をなせる記録に年月の記載なかりしが故に、年代の明かなるものを先

にして、その後に載せたるならむか。以下和銅年間までの分みな然る趣に見ゆ。されば、文武天皇の御宇なることの明かにしてしかも、その年月の記載なき分四項をこれより以下に集め推定して載せたりと見るべし。古義にこれを強ひて大寶元年と標を加へて順序をかへたるはさかしらなりといふべし。なほ他の例によれば、この歌の下に「四首」とあるべきなり。目錄にはしか見ゆ。

### (六六)

### 大伴乃高師能濱乃松之根乎枕宿村家之所怱由

○大伴乃 「オホトモノ」とよむこと上にいへり、而してこれ上にもいへる如く、難波わたり一帯の地の總名にして高師濱に及べりと見えたり。

○高師能濱乃 「タカシノハマノ」とよむ。高師の濱は和泉國大鳥郡にありて、式内の高石神社のある地にして今高石とかく。これをば、大伴の高師といへるによりて別に攝津にありとする説あれど、とるべからず。日本紀持統卷に「高脚海」とあるもその海なり。日本靈異記には和泉國の海中にて香木を得たる記事中に「泊乎高脚濱」とあり。これ同じ地なり。これは難波に御幸ありし序に、公にか又は私にか、この地まで遊覽せし事ありてよめるものなるべし。

○松之根乎 舊板本「マツガネヲ」とよめり。元曆本などに「マツノネヲ」とよめるも悪しきにあらねど、「マツガネ」とよむによるべし。

○枕宿村 舊板本「マクラネトカ」とよみたれど意通ぜず。元曆本、古葉略類聚鈔等に「まくらに



ぬれど」とよみ、この歌を新勅撰集にとりたるも亦しかよめり。考には「マキテシメレド」とよみ、略解これに従へり。本居宣長は「杼は夜」の誤にて「まきてぬるよは」とよむべしといひ、古義守部之に従へり。されど、この「杼」を誤字とする證は古來の本に見えねば、従ふべからず。又「シ」の字なきに之を加へてよむも穩かならず。さりとして新勅撰集のよみ方も極めてよしといふべからず。上句との關係を考ふるに、松か根を」といへるによりてこれを受くる動詞なかるべからず。その動詞は「宿る」にあらぬは明かなれば、枕といふ字にその動詞が寓せられてあるべきは明かなり。枕するを「まく」といふこともあれど、ここにては音の數足らねば適せぬことは明かなり。その他にはこの枕を動詞とせるは「まくらく」といへる語あり。その用例は卷五、八一〇「イカニ爾安良武日能等伎爾可母許惠之良武比等能比射乃倍和我摩久良可武卷十九、四一六三「イモガ妹之袖和禮枕可牟河湍爾霧多知和多禮左欲布氣奴刀爾あり。さて上の例によりて卷三、四三九「カハルベトキニハナリケリミヤコ應還時者成來京師爾而誰手本乎可吾將枕の將枕をも「まくらかむ」とよめり。此の如く「まくらかむ」といふ語あれば、これは「マクラク」といふ四段活用の語なりといふべし。かく考ふれば、ここは「マクラキヌレド」とよむべきものと考へらる。「宿は「メル」とよむべし。今いふ「イヌル」といふ語は「イ」といふ名詞と「ヌル」といふ動詞とをあはせて一語とせるものにて「ネナク」といふに似たる語なり。「ヌレド」といふ語は卷十四、三四〇三「カミ都氣努安蘇能麻素武良可伎武太伎奴禮杼安加奴乎安杼加安我世牟など例少からず。この一句の意は高師の濱の松が根を枕にして寝ぬれどもといふなり。さてここに「ド」とあるによりて諸家の説區々たり。思ふに

こは古松が根を枕にして寝ぬるときは、故郷に歸りたる夢を見るとかいふ如き、然るべき傳説ありしなるべく、その傳説の如くして試みたれど、その證なかりきといふ意なるべく、若し然らずとせば勝景にかまけて旅宿する程の意にて「ド」といへりしならむ。

○家之所偲由 舊板本「イヘシシノバユ」とよみ、元曆本には「イヘモオモホユ」又類聚古集等には「イヘトオモホユ」などあり、略解には「イヘシシヌバユ」とよめり。「偲は字書に「彊力也」又「相切責也」詳勉也」などありて、ここにいふ如き意なき文字なり。然るに、三寶類字集には「偲に「シタフ」の訓あり。按ずるにこれは「人を思ふ」といふ意にて別に造れる文字なるにあらざるか。那須國造碑にも「意斯磨等並立碑銘偲云爾」とあり。狩谷掖齋云「偲訓志奴布思慕其人之義、萬葉集多用之、蓋是間會意字非詩所謂美且偲之偲」といへり。この説いはれたる如くなれど、本邦の造字なりや六朝の頃の造字の本邦に傳はりしにあらすや。二者容易く斷すべからず。いづれにしても、「シタフ」「シヌブ」といふ語にあたる文字なるべし。「所は受身をあらはす字なれば、所偲にて「シヌバユ」とよまるるをなほ下に「由」を添へてよみ方を動くまじく示せるものなるべく、その關係は「シラニ」を「不知爾」とかけるなどと同じかるべし。さて「シヌブ」といふ語の例は上に「カケテシヌビツ」(六)とあるにて知るべく、「シヌバユ」といふ語の例は卷五、八〇二「イサシテ麻斯提斯農波由」とあるにて見るべし。其の「シヌバユ」の「ユ」は「ル」と同じく、「シヌブ」の未然形につく複語尾にして受身をも自然の勢をもあらはすものなるが、ここは自然の勢をあらはせるものにしてここに旅宿をすれど、なほ家のこひしく思ひ出さるるよといふ意なり。



○一首の意 この高師の濱の景色よき所なるは人も知る所なるが、われ今この地に來り、めでのあまりここに一夜の宿をかりてその景色を専らに賞さむとするに、やはり旅の事なれば物わびしくておのづからいつとなしに故郷のことの思ひ出でらるるよとなり。

右一首置始東人

○置始東人 「オキソメノアヅマビト」とよむべし。この人の傳詳かならず。置始連なる人は日本紀孝徳卷天武卷などに見えたり。されど、これは姓をかかねばそれよりは卑き人なるべし。

(六七) 旅爾之而、物戀之伎乃、鳴事毛不所聞有世者、孤悲而死萬思。

○旅爾之而 「タビニシテ」とよむ。「シテ」はありて又は、於いてなどの代りに用ゐたるものにして旅に在りて又は旅に於いての意なり。卷三三七五に「鴨會鳴成山影爾之豆」など例少からず。○物戀之伎乃 舊板本「モノコヒシキノ」とよめり。契沖はこれに従ひて「鳴をこひしきといひかけたり。清濁かはれども通ずるなり」といへり。考には「モノコヒシキノ」とよみ「誰に云かけた」といひ、本居宣長は「かかるいひかけざま集中に例なければ、ひがこと」となりといひ、略解は之に従ひて「ものこふしぎの」とよめり。されど、「こふ」は上二段活用なれば「シギ」といふ名詞につづくるには「モノコフル」といはざるべからざるが故に、略解の説は最もわるし。守部は又「鳴は只鳴く」といはむよせに裁ち入れたるのみにして、うたの意に預らずといへり。されど然せば歌主

の鳴くこととなるべきが、それが誰に聞えぬをいへるにか。趣意とほらずといふべし。古義には「乃を爾」の誤として「モノコホシキニ」とよみ、さて次の句の「鳴」字を「家」字の誤とせり。美夫君志は「乃」に「ニ」の音ありとし、「鳴」字を「家」の誤とせば歸する所は略古義に同じ。余按ずるに諸家皆惑へるに似たり。これは舊訓の如く、文字のまま「モノコヒシキノ」ナク「トモ」とよみてありぬべし。「ものこひし」とは何と定まりたることもなく、すゝろにものこのひしく思はるるをいふなり。卷三二七〇に「客爲而物戀數爾山下赤乃曾保船與榜所見」とあるその例なり。これは鳴の鳴く聲は古よりあはれを催す由にいひ來れる如くなれば、ここに「モノコヒシキ」といひたるはその語尾の「シキ」と「シギ」といふ鳥の名とをかけ、かくて正しくは「ものこひしきしぎ」といふべきを約めてかけ詞にあらはしたるなり。この卷の末七三に「吾妹子乎早見濱風倭有吾松楮不吹有勿勤」とあるも似たるかけ詞なり。さて「シギ」といふ鳥をここの如く「之伎」と書くことは日本紀卷一の自注に「離此云之伎」とあるにて明かなり。この二句は旅に於いて物戀しき時にその物戀しく思はしむるしぎの云々と聞ゆるやうにつづけたる所に作者の一種の技巧はあるべきなり。感すべき事にもあらねど、かく見れば一通は筋の通りたる事なり。

○鳴事毛不所聞有世者 「ナクコトモキコエザリセバ」とよめる舊訓のままにてよし。この「鳴」を「家」の字とする説あれど、古寫本どもに一も證なし。従ふべからず。「所聞」二字にて「キコユ」なり、上下に「不有」を加ふれば「キコエザリ」となる。「世」は「キ、シカ」の複語尾の未然形として假設していへるなれば「キコエザリセバ」は聞こえずありせばと條件を假設していへるなり。



○孤悲而死萬思 「コヒテシナマシ」とよむ。「マシ」は假想する意の複語尾なり。  
 ○一首の意 かく旅に在りては何となく物こひしきものなるに、さる時に鳴の聲をきけば、そのあはれに悲しき聲はわが思ひに沈めるに同情を表せる如くに思はれて心も多少は慰めらる。然るに若しこの鳴の鳴く事も聞えずありとせば、われはこの物戀しき情を遣るにたよりもなく、悲しきに堪へずして遂には悶え死にもせましとなり。これその家郷の思ひに悶えてある状を家人に通ずる歌として、切々の情言外に溢る。その物悲しき聲をなす鳴の聲によりて思を多少はらせる由をいへるはその戀情の烈しきを想像せよとなり。

右一首高安大島

○この歌目録には「作主未詳歌」と記し、その下に又「高安大島」と記せり。この目録なるは元曆本なるは朱にて小く書けり。恐らくは二傳ありて、目録の傳にては「作主未詳」の方をとり、本文の方には著者の名をあらはせるを後人目録に記せしならむ。或はこのをも、後人の加へしものとする説あれど、ここにはいづれの本にも「作主未詳歌」といふ文字なくして「古義はさかしら」をせるなり。「高安大島」といふ文字あれば、これは後人のさかしらにはあらざるべし。さて「高安」といふ氏は河内國の地名に基づくものなるべきが、新撰姓氏錄によれば、高安造、高安漢人、高安忌寸などあれど、大島といふ人の名他に所見なし。加之これには姓なければ卑しき人なりしならむ。

大伴乃美津能濱爾有忘貝家爾有妹乎忘而念哉

○大伴乃美津能濱 既に六三にいへり。  
 ○爾有 舊訓「ニアル」といへるを考に「ナル」とよめるより諸家之に従へり。  
 ○忘貝 流布本に「具」とあれど「貝」の誤なること著しく、古寫本みな正しく「貝」とかけり。「ワスレガヒ」とよめり。「忘貝」の名を假名書にせる例は卷十五屬物發思歌の反歌二首の内に「安伎左良婆和我布禰波豆牟和須禮我比與世伎豆於家禮於伎都之良奈美三三六二九又同卷三七一一」にもその例あり。さてこの貝の名義につきては一種の貝なりといふ説と、然らずとする説と二あり。その一種の名にあらずとする説は、攷證、守部、美夫君志などなり。美夫君志に曰はく、「忘貝は何貝にまれ肉の失て殻のみになりたるを浪のよせきて磯にのこしおきわすれてかへる意にていふ也(中略)但し卷十二廿二に海處女潛取云忘貝代二毛不忘妹之光儀者とあるは海中に在る如くきこゆれど、此はただ貝といふにつれていへるまでのことばなれば、拘はるべからず」といへり。さて今も世に忘れ貝といふ一種の貝あり。それは蛤又はあさりに似たる貝にして、大なるも二寸に過ぎず、殻白色にして紋脈蛤に似て縦に紫褐色の條斑及び細かき横の斑あり。内面つやありて紫の暈あり。内の四邊に刻みあり、相合せて摩ればささらの如き音を發す。この故に紀伊にては「ささらがひ」といふとぞ。今この貝をいふか、はたただの身無し貝をいふかと考ふるに、先づ集中の實例を檢せざるべからず。本集中「忘貝」をよめる歌十首あり。その



うち、この如く、大伴の美津の濱といへるもの一首。「住吉の岸による」といへるもの一首。(卷七「二一四七」)「住吉に往くといふ道に」といへるもの一首。(卷七「一一四九」)「木國の飽等の濱といへるもの一首」。(卷十一「二七九五」)「若の浦」といへるもの一首。(卷十二「三一七五」)「太宰府附近の海路にて濱の貝をよめるもの一首」。(卷六「九六四」)「對馬の竹敷浦にてよめるもの一首」。(卷十五「三七一一」)その他三首は場所の明かならぬものなるが、卷十二「三〇八四」なるは「海處女、潜取云、忘貝代二毛不忘妹之光儀者」とありて海中にて採取する由をいへり。而してその忘貝といふ名の貝は紀伊國吹上浦の砂海又關東の海中及び阿波の海に多く産すと水族志にいへり。さて集中住吉邊に多くよめりしことは上の如くなるが、土佐日記には和泉の黒崎といふあたりの海濱にてよめる歌に忘貝ありてその邊に種々の貝ある由をいへり。これらを以て考ふるに、紀伊より和泉、さては住吉のあたりまでの海にこの貝多きによりてよまれしにて、ただのみなし貝をいへるにはあらざるべし。されば、かの卷十二の「海處女潜取云忘貝」といふも、ただ「貝」といふべきをことばのあやにいへるやうに説ける美夫君志の説はうけられずとす。さてこの句まではただ下に「忘」といはむ序なるがかねて、目前の實景を述べたるにて序としては巧みなるものなり。かかる趣は上にいへる卷十二の歌も同じさまなるを見るべし。

○家爾有妹乎 舊訓「イヘニアルイモヲ」とよめり。これも考に「イヘナル」とよめりしより諸家これに従へり。妹は既にいへり。家に在る妻をといふ義なり。

○忘而念哉 「ワスレテオモヘヤ」とよむ。類聚古集又拾穂抄に「オモフヤ」とあれど、従ふべからず。

この「ヤ」は已然形につきて反語をなすものにして、この場合にては「おもふかは」といふに似たる意をあらはすなり。反語の「や」がかく已然形につくことは「むのめや」となると同じ趣なり。されど之は「む」の附屬せるものにあらねば、「おもはめや」といひ、「僻案抄」に「わすれんや」といふ事也といへる、考説は十分に當れりといふべからず。なほ、忘れて念ふといふ如き詞遣も後世になきものにして後世にては「思ひわする」といふなり。されば、ここは思ひ忘ることかは、決して忘れはせじといふ意をあらはせるなり。この語例は集中に少からぬが、假名書の例をあげれば、卷十五「三六〇四」に「妹我素豆和可禮豆比左爾奈里奴禮杼比登比母伊毛乎和須禮豆於毛倍也」(卷十七にも十八にも假名書の例あり)又「わすれておもふ」といふ語の他の用例は、卷六「九四七」に「爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念」などあり。

○一首の意 上にいへるにて明かなり。再びいはず。

右一首身人部王

○この王の名「ムトベノオホキミ」とよむべし。「身を」とよむ例は地名の「ムサ」を日本紀雄略卷に「身狹同齊明卷」に「田身山名此云大務」とかけるなど例多し。この王は父祖詳かならず。蓋し續紀に六人部王とあると同じ人なるべきが、この王は和銅三年正月に従四位下、養老五年正月に従四位上、同七年正月に正四位下、神龜元年二月に正四位上、天平元年正月に卒せられたり。享年詳かならず。この王この時行幸に供奉ありてよまれしなり。



(六九)

草枕客去君跡、知麻世婆、岸之埴布爾、仁寶播散麻思乎。

○草枕 上(五)にいへり。

○客去君跡 「タビユクキミト」とよむ。「客をタビ」とよむことは上(五)にいへり。「タビユク」とは旅に行くの義にして、これは京へかへりたまふことを旅行くとはいひたり。「客去をタビユク」とよむべき例は卷九「一七四七」に「草枕客去君之及還來」卷十二「三一八四」に「草枕客去君乎」などあり。その他「旅去」とかけるもの卷三「二五二」卷七「一一三九」にあり。「羈行」とかけるもの卷四「五四九」五五六等にあり。「羈往」とかける例は卷十三「三二五二」に見え、「客行」とかける例は卷六「九七一」卷八「一五三二」などあり。いづれも「タビユク」とよむべし。その假名書の例は卷七「一二三四」に「多比由久和禮乎」卷十七「三九二七」に「久佐麻久良多妣由久吉美乎」卷十九「四二六三」に「久左麻久良多婢由久伎美乎」など多し。

○知麻世波 「シラマセバ」とよむ。「マセ」は未然形所屬の複語尾「まし」の未然形にして假想したる條件をいふなり。若しもさうと前方に知りて居たりしならば、といふ意にして、下に多くは「ま」といふ複語尾のあらはるるなり。卷十五「三七三九」に「可久婆可里古非牟等可爾且之良末世婆伊毛乎婆美受會安流倍久安里家留」。上三句の意は永くこの地にましますと思ひしものといふ意を含めていへるなり。

○岸之埴布爾 「キシノハニフニ」とよむ。岸は住吉の岸の姫松など歌によくよめる住吉の岸なり「埴布」の布は借字にてまさしくは「生字」をあつべく「生字」をかけるはその産地なる義にては「埴」は埴のある地なり。埴は和名鈔に「埴釋名云土黃而細密曰埴常職反和名波爾」とあり。「映土」の意、即ちうるはしき土の義にして今いふ黏土なり。東京方言にて「ヘナ」といふも「ハニ」の轉訛なり。「ハニ」の黏土なることは新撰字鏡に「埴土也波爾」とあるにて知るべし。「住吉の岸の埴生」といへるは卷六「九三二」に「白浪之千重來緣住吉能岸乃黃土粉」二寶比天由香名又一〇〇二に一首、卷七には「一一四六」「一一四八」の二首あり。ここに「埴生」といへるは委しくは埴生の埴といふべきを煩はしきを避けていへるなり。而してその埴は如何なる色せるものかといふに、卷六卷七なるいづれも黄土とかけるを以てその實を察すべし。

○二寶播散麻思乎 「ニホハサマシヲ」とよむ。「にほふ」は色のうるはしくあるをいひ、之を他動にして麗しく色をつくるをば「にほはす」とはいへるなり。これは古事記雄略卷に、赤猪子が丹指袖をきたる由見えたるは丹土にて措れる措衣なるが、ここは住吉の埴を用ゐて措れるをいふものにして、上の歌に「引馬野爾仁保布椽原入亂、衣爾保波勢多鼻能知師爾」(五七)とあるなどの例なり。さればこれは君が衣をにほはさましといふべきを略せるなり。「をほ」ものをの意にして感動の意ある助詞なるが、残念なりとの意を含めたり。

○一首の意 君は永くこの地にましますものと今まで思ひこみてありしに、今や京へかへりまされば、旅衣もうるはしくこの住吉の岸の埴にてすりてつくりおきたらむものをさる事もしあへ



ず、別れ奉らむが、殊更に残り惜しとなり。

右一首清江娘子進長皇子 姓氏未詳

○清江娘子 「スミノエノヲトメ」とよむべし。「清江をスミノエ」にあてたる例は卷三二九五に「清江乃木笑松原」などあり。下の「姓氏未詳はこの人の事を注せるものなるが、既にここに姓氏未詳とあれば、今に於いて知り得べくもあらず。かくてこの娘子は上の長皇子の御歌に住吉の弟日娘といはれたるその人なるべしといふ説あり。その説一往然るべく思はるるやうにもあれど、未だ信すべからず。その長皇子は同じ人にましませど、その歌よめる時は同時にあらねば必ずしも同人なりとは考へられず。時既に異なれば人必ずしも同じからねばなり。況むや前にいへる如く、住吉には遊行女婦のありしものと考へらるればなり。

太上天皇幸于吉野宮時高市連黑人作歌

- 太上天皇 上にいへる如く持統天皇なり。
- 幸于吉野宮時 この太上天皇として吉野宮に御幸ありしことは史に見えず。續紀には大寶元年二月に吉野離宮行幸の事を載す。この度太上天皇も同じく御幸ありしにや。然れど今に於いてまさしく何時と知りたきなり。
- 高市連黑人 上(三二)にいへり。

倭爾者、鳴而歎來良武、呼兒鳥象乃中山、呼曾越奈流。

○倭爾者 「ヤマトニハ」とよむ。「倭は大和國なり。然るに、この歌をよめる吉野も大和國なり。これにつきて契沖は「吉野の山も大和なるを今大和と云は藤原の都を指て云、摠即別名の心なり」といへり。然れども、なほ、少しく別の意あるべく思はる。攷證には「こゝに倭爾者とさせるは大和國山邊郡大和郷をいへるなるべし」といひて縷々の説あり。されど、これも鑿説に近し。吉野は後元正の朝に大和國とは別に吉野監といふを置かれて、行政上異なる地域とせられしことあり。監とはその離宮を中心として定められたる地方の行政區劃にして、吉野監は後に廢せられて、大和國に併せられたれど、和泉監茅渟離宮を中心とすは後に和泉國となれり。かくの如くなれば、吉野は行政地域としては、當時大和國のうちにあつたれど、自然の地勢上吉野はおのづから一區域をなしたれば、大和の平原地方とは別天地の觀あり。かくて自然の地勢よりして藤原京を中心とせる大和の平原地方を大和とはいひしならむ。今その平原地方を國中といへるも古の心の残れるなり。

○鳴而歎來良武 「ナキテカクラム」とよむ。ここに「クラム」といへるは普通にては「ユクラム」といふべき所なり。契沖は「今や都へ鳴て行くらむと云ふべきを鳴てかくらむと云ふことは本来の住所なれば、我方にしてかくは云也」といへり。されど己が本来の住所ならぬにかくの如く「くる」といふ事あれば、この説にては不十分なり。元來「ユク」と「クル」とは同じ進行移動をいふこ



とばなるが、その差別のある點は、出發點と進動の方向との關係に於いて、彼方此方の別ある點にあり。されど、古來心の主點のおき所によりて、行クとも、クルともいひしなり。わが郷里越中にては今も普通に「行ク」といふべき所を大方「クル」といへり。さらば、専ら「クル」のみを用ゐて「行ク」といはぬかといふに、これも亦僻せり。さて、その「行ク」といふべき所のうち、特にまさしく彼方に行くべきを確に示す場合に「クル」といへり。これ即ち、彼方を主とし我を客としていへる語なれば、おのづから謙る意こもれり。同じ事實にても「行く」といへば己を主としていひ、くるといへば、彼方を主としていへる差別あるなり。古人の用ゐるさまも亦然るべし。

○呼兒鳥「ヨブコドリ」とよむ。今この名を以てよばるる鳥なければ、いづれをそれとさだかならず。古在りし鳥の今なくなりしも稀にはある由なれど、よぶこどりは集中の歌の趣にては稀なる鳥とは見えざれば、恐らくは名は失はれたれど、その實は今も存する鳥なるべし。されば、今「かつこうどり」といふ鳥なりといへる萬葉考の説は容易に否定すべからず。この「かつこうどり」は漢名布穀なり。形色ほととぎすに似て稍大に、啼聲「かつこう」ときこゆる故にこの名あり。按ずるに字鏡集には「鵲」字に「ヨブコトリ」の訓あり。この字鏡集の「鵲」字によりて伴信友は「ほととぎす即ちよぶこどりなり」といへれど、集中を通じて見るに「ほととぎす」「よぶこどり」いづれもよみてあれど、一物なることの證は一もなし。さて本邦にて古來ほととぎすにあてたる「郭公」は上の「かつこうどり」のことにして、支那にてすべてその鳴音によりて名づけたるものにして、杜鵑と郭公とは形は似たれど、鳴聲は甚だことなるものなり。然るにわれには「郭公」の

文字をほととぎすにあて、郭公即ちほととぎすと思ひしこと久しきを以て見れば、漢字の上にては二者混同せられて久しきものなり。これを例として推せば、反對に「よぶこどり」に「鵲」字をあつることなしとすべからず。又倭玉篇には「鵲」字に「ヨブコドリ」の訓あり。「鵲」字は「鵲」をさす字なれど、埤雅にその鳴聲を「鈎輻格磔行不得也哥哥」といへり。この哥哥は鳴聲の一なるべきを本邦にてその字の發音がこの鳥の鳴聲に似たるよりこの字を「よぶこどり」にあてたりしならむか。さらば「よぶこどり」は今の「かつこうどり」なりといふ説は然るべきものなるべし。さてこの鳥につきては考の別記に「この鳥は集に専ら春夏よめり。そが中に卷十二に坂上郎女の世の常に聞はくるしき喚子鳥音奈都炊時庭成ぬ」とよめるは三月一日佐保宅にてよめりとしるしつ。けに山の木すゑやうく青みたち霞のけはひもただならぬに、これが物ふかく鳴たるはなつかしくもあはれにもものに似ずおほゆ。それより五月雨ふる頃までもことにあはれに聞ゆめり。さてなく聲のものをよぶに似たれば、よぶ子鳥といひ、又そのこゑかほうかほうと聞ゆれば、集には容鳥とよみたり。る中人の「かつほうどり」といふ即ち「これなり」といへり。これにて大方しらるべし。

○象乃中山「キサノナカヤマ」とよむ。この山は大和志に「吉野郡象山喜佐谷村上方」と見ゆる山にして吉野離宮のありし宮瀧村の南に、吉野川を隔てて聳ゆる山にて今「きさ山」といふ。本集には又「象山」ともかき、卷六九二四に「三吉野乃象山際乃」とあり。象を「きさ」とよむことは和名鈔に「象」に注して「和名岐佐」とあるにて明かなり。さてここに中山といへるを以て考ふるに、「キサ」



といふはその地域の名にして、その「キサ」の地にある中山といふことなるべし。本集卷三三二一六に「象乃小河」三二一六「象小河」三三二二とよめる歌あり。而して今喜佐谷といふ地名あり。いづれも「キサ」といふは地域の名なりしを證す。

○呼曾越奈流 流布本に「ヨビゾコユナル」とよめり。然るに元曆本等に「コスナル」とよめるなり。按ずるに「山」につきて「コス」といへる例は古く日本紀崇神卷の歌にあり、「コユ」といへる例は同書仁徳卷等の歌にあり。本集にも亦兩様にかかれてあれば、いづれにてもよき事となるべし。然れども本集の假名書の用例を見るに、「コユ」とある方多ければ、なほ「コユ」とよむをよしとす。「越奈流」を「コユナル」とよむはこの頃の語遣として、「ナリ」を終止形に添へて陳述を強むる法あり。「コユルナリ」とやうに、連體格をうくるなりも當時行はれたれど、終止形を受くることも行はれたり。ここは「コユルナル」とよみては字餘なるのみならず、調あしくなるべし。されば、「コユナル」とよむべきこと明かなり。「ヨビゾコユナル」とは喚子鳥の聲は恰も物と呼ぶが如くなれば、その鳴くをば、よぶとはいへるなり。

○一首の意 この歌二段落にして第一段は、倭爾者鳴而歎來良武にして次を第二段とす。而して意は第二段を先にして今この象の中山を喚びつつ喚子鳥は越え行くなり。この喚子鳥はやがてわれらの故郷の倭の國中に鳴きて喚び行くならむかとなり。これ喚子鳥の鳴くをききて古郷を思ひ出せるなり。

### 大行天皇幸于難波宮時歌

○大行天皇 「大行」とは天子の崩御ありて未だ諡を奉らぬ間の稱號なり。史記の注に服虔曰はく「天子死未有諡稱大行」とあるこれなり。大行の名義につきては禮記の陳氏注に「以其往而不反故曰大行也」といひ、文選の李善注には「周書曰諡行之迹是以大行受大名細行受細名」とあり。恐らくは禮記の注の義を元とすべきなり。かく大行天皇といはば汎く用ゐらるべき語なるが故に、日本紀持統卷三年五月、天武天皇の大喪を奉弔せむ爲に入朝せる新羅の弔使に下されし詔の中に「遣田中朝臣法麿等相告大行天皇喪」とありて、その大行天皇をば「サキノスメラミコト」とよみ來れり。さてここは文武天皇をさして申せり。これにつきて契沖は「御諱もあり諡號もおはしませど、藤原宮と標したれば文武の御世に至ては持統を太上天皇と申、文武帝をそれに簡て大行天皇といへり。此事を先達も思紛けるを、仙覺この第九卷大寶元年冬十月、太上皇大行天皇幸紀伊國時歌といへる詞書を以て證として分別せらる。尤當れり云々此等は文武の崩御の後程なく記せるまゝにて載たるなるべし」といへり。さて大行天皇とある以上は崩御の後諡を奉られぬ間に申し奉る稱號なるを以て、史を按ずるに、文武天皇は慶雲四年六月辛巳(十五日)に崩御あり、同年十一月丙午(乙未朔)に諡して倭根子豐祖父天皇と申し奉りしなれば、その六月乃至十一月にこの記録をなししものといふべきに似たり。この故に萬葉考はこの別記に「此六月より十一月までの間に前年の幸の時の歌を傳聞たる人、私の歌集に大行云



々としるし載しならん。さて其歌集を此萬葉の裏書にしつるを同本には表へ出して大字にしも書加へし故にかくことわりなくは成し也けり。こは左まれ右まれ、本文ならぬ事明らかければ、今度の考には小字にしるせりとまでいへり。この説一往は最もものやうに聞ゆれど、これ亦例の鑿説なるべし。そは因幡國より出土せる伊福吉部臣徳足比賣墓志には、藤原大宮御宇大行天皇御世慶雲四年歲次丁未春二月二十五日從七位下被賜仕奉矣とあり。この人は和銅元年七月に卒し、この墓誌は和銅三年十一月に録したるものなり。又天平勝寶八歲六月廿一日の東大寺獻物帳には、藤原宮御宇太上天皇につぎて藤原宮御宇大行天皇とあり、又大行天皇即位之時便獻大行天皇崩時亦賜大臣とあり。これらの大行天皇は事實文武天皇をさし奉れり。而してこれらは謚を奉られしより後の事なり。次に又天平二年十一月に記せる美努連岡萬の墓志には、藤原宮御宇大行天皇御世大寶元年歲次辛丑五月使乎唐國平城宮治天下大行天皇御世靈龜二年云々とあり。ここにては文武天皇をも元正天皇をも大行天皇と申し奉れり。これを以て考ふるにこの頃には攷證にいへる如く、又日本紀の訓の如く大行天皇といふ語を先帝といふ意として、一般に心得てありしならむと考へらる。この故にこの集のこの書きざまは後人の記事の摺入にあらずして當時の記録の有のままを傳へたりしものなるべし。而して文武天皇を先帝と申し奉れるを以て考ふれば、その記載は元明天皇の御時にありしものたることを想像しうべきなり。

○幸乎難波宮時歌 この天皇の難波に行幸ありしことは續紀に見えたること即位二年正月の行幸と慶雲三年九月の行幸と兩度なり。その慶雲三年の時の歌は上に載せられたれば、これはその前の折の歌かと考へられざるにあらねど、そは上の諸例の如く、年月の傳の明かならぬを集めて後に附載せるものと見ゆれば、今に於いて何時の行幸なりしかを定めむことかなふべからず。歌の下に目錄には「三首」とあり。ここに略せるは異例なり。

(七一) 倭戀寢之不所宿爾情無此渚崎爾多津鳴倍思哉

○倭戀 「ヤマトコヒ」とよむ。難波の旅先にて故郷なる倭を戀しく思ふなり。  
 ○寐之不所宿爾 舊訓「イノネラレヌニ」とよみたれど、卷十五「三六七八」に「伊母乎於毛比伊能爾良延奴爾」とあるなど(例多し)によりて「イノネラエヌニ」とよむ契沖の説によるをよしとす。「ラレ」を「ラエ」といふは古語の格なり。而してこの「ラエ」は能力をいふ語なり。「いは」は名詞にていぬる事をいふ。「いをぬ」といふいひ方は「ねをなく」といふ語遣におなじ。今の語にて「ねよう」として「も寝られぬ」といふにおなじ。

○情無 「ココロナク」とよむこと上の額田王下近江國時作歌におなじ。思ひやりもなくといふ程の意なることもおなじ。  
 ○此渚崎爾 舊訓「ココノササキニ」とよめるを考に「ココノスノサキニ」とよみてより諸家皆従へるなり。「渚」は通常「ナギサ」とよむ文字なれど、爾雅に小洲の義といへれば「ス」ともよむべきこと、既に本卷の「二」の注にいへり。卷六「一〇〇〇」に「奥渚爾鳴成鶴乃」といひ、卷十九「四二八八」に「河渚爾



「毛」とあるなど、例少からず。さて考の訓み方よくして舊訓あしきかといふに一概にいふべからず。今考が何故に訓を改めたるかを考へみむ。これには「此を」コノ」とよむがあしきによりて「コノ」とよみ、コノ」とよみたる爲に下に一字の増加を要するによりて「落崎」を「スノサキ」とよみたりしか、又「スサキ」といふ方よるしからぬによりて「スノサキ」とし、かくしたる爲に上を二音にする必要ありてかく改めしか。この二様のうちのいづれかに理由あるべし。按ずるに「スサキ」といふ語の假名書の例は萬葉集にはなしといへども古くより地名に用ゐたる語なれば、これを雅馴ならずといふべからず。しかも「スノサキ」といへる例も萬葉集には例なきが故にいほば「スサキ」にても「スノサキ」にてもよき道理なり。この故に問題は「コノ」とよみたることの不可なるにありといふべし。けに萬葉集中に「コノ」といへる如き例はなし。されば「コノ」とよむことは萬葉集としては避くべきことなるが、今の場合は下に來れる語を指示せるものなれば「コノ」といはむ方まされるが如し。されど萬葉集には卷三二四五に「許禮乃水鳥」卷二十四四二〇に「許禮乃波流母志」といふ假名書にせるもあれば今の場合も「コレノスサキニ」とよむべきものならむも知られず。要するに「スサキ」といふ語を否定せざる限り、今提出せるよみ方を排斥すべきにあらざるべし。この故に一案を呈して世に問ふこと出せり。さて「コレノ」又「コノ」といひてさせるを見ればその宿近くに落崎は有りしなり。

○多津鳴倍思哉 「タヅナクベシヤ」とよむ。「タヅ」は「ツル」の一名なり。この頃の「タヅ」又は「ツル」といへるは意廣くして、今の「まなづる」を主とし、丹頂その他鶴類一群の總名なりしならむ。和名

鈔に「鶴字に注して和名豆流」といひ、又「鶴字に注して唐韻鶴音尋後俗謂鶴音尋鶴音尋是也

田鶴と書くこともあるによりて田に居る鶴とするは俗説なり。「ナクベシヤ」の「ヤ」は疑問をあらはす係助詞にして、用言の終止形に屬するものなるが、こゝは反語をなすものなり。上の三輪山の歌の「かくさふべしや」と同じ趣の語なり。

○一首の意 難波の旅宿にあれば近き洲崎に鶴の遊ぶあり。われはこの旅宿にありて夜間寢に就けど、故郷なる倭の戀しく思ひ出でられて、寐なむとすれど、ねられぬに、折しも、この洲崎に居る鶴のなく聲きこゆ。この聲をきけば、ますく、故郷の戀しく思ひ出でらるるものなれば、なかずもあれかしと思ふものを思遣りもなく鶴の鳴くことよとなり。

右一首忍坂部乙磨

○忍坂部乙磨 「オサカベノオトマロ」とよめり。「忍坂」は大和の地名にて又「押坂」ともかき、和名鈔にては「於佐加」と注せり。「忍坂部」も亦日本紀に「忍壁連押坂部史」ともかけり。いづれも「オサカベ」とよみ來れり。元は「オシサカ」「オシサカベ」なりしが、音約りて「オサカ」となりしならむが、この頃には「オサカベ」とよみしならむ。「オサカベ」は又古事記日本紀共に「刑部」ともかき、姓氏録には刑部の字面のみなり。さてこの人の傳詳かならず。これも姓なければ、貴人にはあらぬなり。

玉藻タマモ荇カサネ奥オホ敵タケ波ナミ不フ榜ボウ敷シ妙タカシ之ノ枕マクラ之ノ邊ヘ忘ワスレ可カ禰ネ津ツ藻モ



○玉藻苧 「タマモカル」とよむ。玉藻はただ藻といふべきを「玉」といふ美稱を添へたるまでなること上にいへり。「タマモカル」とは藻は海中に生ふるものなる故に、沖といはむとての枕詞なりといへるが通説なれど、これは枕詞にあらずして、藻の生ひなびける海中といはむための實語なること明かなり。即ち御杖が「玉藻のなびけるさまにて妹のねたりしかたちの思はるればなり」といへる如く、苧れる藻を見る時は、妹が長き髪の思ひ出さるといふ意を下に含めてよめりと思はる。

○奥敵波不榜 「オキヘハコガジ」とよむ。「敵は敵の俗體にして正しくかける古寫本もあり。この「へ」を助詞と見る説(考略解等)と「方」の意の名詞と見る説(檜嬬手古義)とあり。今そのいづれがよきかを決せむに、先づこの歌主が何處に在りてよめるかを考ふべきなり。これは藻の靡けるさまを見るを思む由の歌なれば、海上に浮びてよめるものとは考ふべからず。しかるに沖といふ語は邊といふ語に對する語なれば、なほ海上にてよめりともいふべきが如くなれど、然らずして濱邊に立ちて、船に乗りたまはじかといふ人などのありしによめるものと見るべきなり。即ち海濱に立ちて沖を見やりつつよめりとすべし。然るときは「へ」は助詞にして、「こぎ」に「こぎゆくの意を含めたりといふべし。」「ジ」は豫め打消す意の複語尾なり。ここに船の語なけれどもこの句の意は船遊などはせじといふ程のことなり。

○敷妙之 「シキタヘノ」とよむ。舊來多くは之を枕詞としたりしを石原正明の年々隨筆に説ありてこれを冠辭にあらず、夜の衣は下に引きしく物なれば敷たへといひて、敷妙の衣と衣の字までつづけて義をなす詞なりといへり。「タヘ」は絹布類の總名に用ゐるしこと上にいへり。こはその敷たへの上なる枕といふ詞つづきなり。

○枕之邊 舊訓「マクラノアタリ」とよめるを、僻案抄に「マクラノホトリ」とよみ、古義これに従へり。「邊」といふ字は「ホトリ」とも「アタリ」ともよまるる字なるが「アタリ」といふ語の例は古事記仁徳卷に「加豆良紀多迦美夜和藝幣能阿多理履仲卷にも、波邇布邪迦和賀多知美禮婆迦藝漏肥能毛由流伊幣牟良都麻賀伊幣能阿多理本集卷八、一四四六に「春野爾安佐留鳩乃妻戀爾己我當乎人爾令知管」と見えたるなど古書に例多し。されど「ほとり」と假名書にせるは古書に見えねば、これは舊訓のままなるをよしとす。さてこの枕は妻の寝ねたる枕をいへるにて枕のあたりとはその黒髪のなびけるさまを玉藻のなびけるさまに見なしたるなり。

○忘可彌津藻 「ワスレカネツモ」とよむ。玉藻の靡くを見れば、妹が髪を思ひ出で、その寝たりし枕の邊を忘れかぬるとなり。終止の「モ」は歎息の意をあらはせり。

○一首の意 藻を刈る沖の方へ傍ぎ行かば、その藻を見て妹が事を思ひ出で堪へかぬるによりてその邊には行かじとなり。

右一首式部卿藤原宇合

○この歌、目錄には「作主未詳歌」とありて、その下に式部卿藤原宇合と注せり。そのさま上の高安大島のおなじければ、同じ事情によれるなるべし。「宇合」の名を古人往々「キアヒ」とよめ



るものあり。されど「ウマカヒ」とよむを正しとす。この人は藤原不比等の第三男なり。名は馬養ともかけり。續紀を見るに靈龜二年八月養老三年正月同年七月同五年正月等には「馬養」とかき、その後には「宇合」とかけり。これは改名せるにあらずして字面を修めしなり。「宇合」とかけるは合の音「カフ」を轉じて「カヒ」にあて「ウマカヒ」の「マ」にあたる字を省きたること郡名の「丹治比」を「丹比」とかき、藤原「葛野」の名を「賀能」とかけるに趣同じ。この人は所謂式家の祖にして式部卿たりしことは明かなるが、その任命の時を詳かにせず。神龜元年四月に「以式部卿正四位上藤原朝臣宇合爲持節大將軍」と見えれば、その前なることは著し。されど和銅の頃にはなほ弱年なるべければ、天平九年に薨じ、その年は懷風藻公卿補任などに四十四とあれば、持統天皇七年の出生にして、この頃は十四五歳と見ゆかか歌の作者たるべきいはれなしといふべし。されば、これは目錄にも「作者未詳」とありしのみなりしを、誰人か宇合卿の名を加へしを、それによりて、又誰人か、ここに書き加へしものなるべし。

長皇子御歌

○長皇子 上六〇にいへり。この親王もこの時供奉せられて旅先にてよまれしなり。

(七三) 吾妹子乎、早見濱風、倭有吾松椿、不吹有勿勤。

○吾妹子乎 「ワギモコヲ」とよむ。吾妹を早く見むの意にて下の「ハマミ」にかけて枕詞の如く用

るたるなるが、その意は明かに存するが故に枕詞といふべからず。又下の「ハマミ」が地名ならば枕詞といふべけれど、然らぬときは枕詞と見らるる場合もあるべく、然らぬ場合もあるべし。ここは我妹子を早く見むの意あらはなれば、枕詞の例にはあらず。

○早見濱風 「ハマミハマカゼ」とよむ。この「ハマミ」を濱の名として考には、豊後に速見郡あるが如く難波わたりにも早見てふ濱ありて、しかつづけたまへるならんといへり。されど、ここにかかる地名のありし證なし。契沖の釋せるうちに卷十一「二七〇六」に「泊瀬川、速見早湍乎、結上而」とあるを證として早き濱風の意とせるあり。この點は従ふべきなり。この「はやみ」といふ語は、古かく四段に活用せしめたる動詞のありし、その連用形にして居體言として下なる名詞につづけて熟語をなす一格ありしならむ。濱風は海上より吹く風にして、いち早きものなれば、その「はやみ」といふ語を早く見むといふ意にもとりなしてかけ詞にしたるなり。

○倭有 「ヤマトナル」とよむ。倭にあるの意なり。

○吾松椿 舊板本「カカマツツハキ」とあるは誤にして、古寫本多くは「ワカマツツハキ」とあり、又「ワレマツツバキ」とある本もあり。長流の管見には「ワレマツツバキ」といひ、僻案抄には「アレマツツバキ」といひ、考には「ワレマツツバキ」と改めたり。古義には「椿を樹の誤として、アチマツノキ」といへり。今これらの是非を考ふるに、古寫本ども一もここに誤字なければ、古義の誤字説は先づ認むべからず。さてこの松の名に「待ツ」といふ意をかけたりと見ゆれば、「ワレマツツバキ」意か、「ワガマツツ意」かの二のうちに止まるべきなり。「ワガ待ツ」といへば吾妹子を故郷より、ここに



來らむとわが待つ意となり、ワヲ待ツといへば、吾妹子が故郷にて吾がかへるを待つ意となるべし。しかるにここには「倭有」とあれば、故郷にある松椿をいへるなれば、故郷にありて我がかへるをまつ意なること著し。われを待つ意とせば、ワレマツといふべきか、ワヲマツといふべきか二者の一に在るべし。卷十一「二四八三」に「和乎難待爾」とあるによりて、ワヲマツといふ語遣は旁例あるによりてこれに従ふべし。さてこれは故郷の家にある松樹と椿樹とをあけ、かねて吾妹子がわれをまてる由をいへるものなれば、故郷にありて我を待つ吾妹子を早く見むといふことと、倭の故郷なる松と椿とをかけ語にしたるなり。

○不吹有勿勤 古來「フカザルナユメ」とよめるを僻案抄に「スサマヌユメ」とよめり。されど、僻案抄の説は根據なければ古來の説をよしとす。「吹かざるなは、吹かすあるな」といふことにして風といふ以上は吹くことを本來とすれば、その本性の通にせよ。必ず吹けかしといふ意なり。「勤はユメ」とよめり。「ユメ」といふ語はもと「思む」といふ動詞に「ユム」といふ形ありしものと見ゆるが、その命令形の「ユメ」なり。「イム」を「ユム」ともいひしならむ證は、湯庭(齋場)悠紀(齋)又高橋氏文に「ユマヘテ」といへるなどあり。その命令形が慣用語となりて、恰も副詞の如くなりて「努力せよ」の意をあらはすやうになりしもの如し。卷十九「四一七九」に「由米情在」(四二二七「由米縁勿」など假名書にせる例あるが、いづれも副詞の如くなれる例なり。それが動詞として用ゐられたるものは古事記允恭卷に「美夜比登登余牟佐斗毘登母由米」といふ例あり。さてかく「努力せよ」の意となりしより漢字の「勤」字にてあらはすこととなりしなり。卷三「二四六」に「浪

立莫勤卷七「一三三三」に「風吹莫勤」などあり。卷十一「二六〇四」に「嘆爲勿謹」とある、謹も同じ意にて「ユメ」とよむなり。

○一首の意 この濱に吹く早み濱風よ。汝は勿論わが故郷までも早く吹き行きてわが消息をもわが家人に傳へむものと思ふが、必ずく吹けよ。汝は本來その名の如く早くわが故郷にも吹き行くべきものなれば、その本性をよく發揮してわれを待てる故郷の松や椿を吹きてわれをまつ人々を慰めよ。然らば、わが早くかへりて吾妹子をみむと思へる心も少しは慰むべきかとなり。即ち今みる風の故郷に通ふをばせめての慰めとしたまふ志明かにみえたり。

### 大行天皇幸于吉野宮時歌

○大行天皇 は既にいへる如く文武天皇なり。この天皇、大寶二年七月に吉野離宮に行幸ありしこと續日本紀に見ゆれど、その折の歌なりと定まれるにあらざるによりて、ここに載せたるものなるべきこと上の例におなじ。

(七四)

見吉野乃、山下風之寒久爾、爲當也今夜毛我獨宿牟。

○見吉野之 「ミヨシヌノ」とよむ。意は上にいへり。

○山下風之 舊訓「ヤマシタカゼノ」とよめり。然れども「ヤマシタカゼ」とは如何なる風をいふにか、本集中この外には見えぬ語なり。されば、僻案抄には「ヤマノアラシノ」とよむべしといへり。



按ずるに、卷十一「二六七七」に「佐保乃内從下風之吹禮波又二六七九」に「足檜木乃下風吹夜者」とある。下風之「下風」は古來「アラシ」とよみ來り、ここに「下風之の之」は「アラシ」の音を示せりと見ゆれば、「下風」をあらしとよむことになりてありきと考へらる。和名鈔に「嵐」の字に注して「孫愔云嵐山下出風也、靈含反<sub>良名阿</sub>」とあるによりて、「山下風」即ち「あらし」をさせることは明かなるが、ただ「あらし」といひては句をなさず。ここに「山のあらし」とよむ。然るときは「下風」を「あらし」とよみたるものにして、卷十一なると同じ用字法なりといふべし。

○寒久爾 古來「サムケクニ」によめり。これは「サムケシ」といふ形容詞の活用にあらずして、「サムキ」に「ク」の加へられたるものにして、簡單にいへば「サムキニ」といふに似たる意なり。かくの如き「ク」は卷五「八九七」に「世間能字計久都良計久卷八、一六五五」に「戀乃繁鷄鳩」などある「ク」にして、形容詞のある活用恐らくは連體形の「キ」をうけて、「コト」の意をあらはせる語なり。即ち「うけくは」「うきこと」「つらけくは」「つらきこと」「しけけくは」「しけきこと」といふに似たる意を爲す。而して、「く」は動詞につけて、「いはく」「みらく」などいふ場合もありて、「いづれも」「く」といふこと一なれど上なる活用の形の上に音の轉化行はるるなり。されば、これも「寒きこと」といふ程の意なりと考へらる。かくて「寒き」を名詞化せるものなるからに、簡單にいへば「さむき」といふと大差なきこととなるなり。

○爲當也今夜毛 「ハタヤコヨヒモ」とよむ。「爲當」は支那の熟字にて國語の「ハタ」にあたる意をあらはせりと見ゆ。この字面は國典にては日本紀舒明天皇卷十六年の條に「於是許勢臣問王子

惠曰爲當欲留其間爲當欲向本郷」と見え、日本後紀卷十三延曆廿四年十一月丙寅朔の制に「頃年之間、諸司諸國所進解文、官人等名下或多不署、若情懷不穩、忍而默爾爲當執見各殊、上下不愆歟」と見え、令集解には職員令圖書寮の文の解に「問此司寫書以下造墨以上爲當司設歟爲當分給諸司歟」又東宮職員令の文の解に「問元一氏後別成三姓未知尙號爲一氏爲當成三氏乎」神祇令の文の解に「未知神祇官者待國司言上申歟爲當依例神祇官自然知而申歟同僧尼令の文の解に「未知國司直申官哉爲當先經玄番哉」又文鏡秘府論に「竊疑正聲之已失爲當時運之使然等」その他用例頗る多し。思ふにこの字面は本邦の造字にあらずして支那の六朝頃よりの俗語なるべきか。顏氏家訓書證篇中に「未知卽是通俗文爲當有異近代或更有服虔乎不能明也」とあり。又首楞嚴經卷二に「此夜燈明所現圓光爲是燈色爲當見色」と見え、左傳の孔穎達の疏に「以今觀之不可一日而無律爲當吏不及古民僞於古爲是聖人作法不能經遠古古今之政何以異乎」など見えたり。これらにて漢文なるは上に「ハタ」又は「モシ」といふ語あり、それと相照應して用ゐ、それと共に下を疑問の語法にすべきものたるべし。國語にある「はた」は上の「爲當」の字によりてあらはされたる意義よりも更に廣きものと見えたり。今集中にて假名書なる例を見るに、卷十五「三七四五」に「和我由惠爾波多奈於毛比曾」卷十六「三八五四」に「瘦瘦母生有者將在乎波多也波多武奈伎乎取跡、河爾流勿」卷十八「四〇五一」に「多胡乃佐伎許能久禮之氣爾保登等藝須伎奈伎等余米波婆太古非米夜母」とあり。又半手とかけるあり。卷十一「二三八三」に「世中常如雖念半手不忘猶戀在」これなり。なほ集中には「當」字を「はた」とよみ來れるあり。卷六「九五三」に「竿牡鹿之鳴奈流山乎越將



去日谷八君當不相將有<sup>ムヒヒタヤヤチノミコトニハタラズ</sup>これなり。元來はたといふ國語はまたに似てしかも咏歎の意を含ませたるなり。されば富士谷成章は「かざしのはたを」もまたの意とし、別に「あゆひ」にも「はたあり」とし脚結抄にこれを釋して「せひもないことなどいふ心あり」といへり。この「あゆひ」といへる「はた」も元來同じ副詞なるが、それが轉置せられて句の末におかれたるを見てかきいへるものなるが、この場合にはその用法と位置との爲に特別の意をあらはせるによりてかきいへるなり。さてこの「はた」には通常將字をあてたるが、これは多く寧字と相對して用ゐられ、擇一の義をあらはすものにして、爲當はその將などとは稍異なりと考へらるるものなるが、いづれも國語の「はた」の意義と用法との或る部分に當るものと認めらる。而してここのは富士谷氏の「せひもないこと」といふ如き意にていへるものをあらはせるものにして漢字の爲當の本義を以て書けるものとは見えざれば、ただ「はた」といふ國語に用ゐることあるより、その本義を離れて汎き方の語をあらはすに用ゐたりと思はるるなり。

○我獨宿牟 舊訓ワレヒトリネムとよみたるが、考にワガヒトリネムとよめり。古寫本中冷泉本にもかくありといふ。燈には「わが」といふは非なりとし、「が」といふ時は必上の物主となり、「わ」といへば下の物主となるといひ、こも我といふよりはひとり寢の事この歌の主なれば、必「わが」とよむべき旨いへり。されど、これは「われ」とのみいふか、「わが」といふかの區別にして、ただの名詞の下につく場合の「が」を以て律すべからず。加之「わが」より「ひとり」につづくに非ずして「宿む」につづくものなれば、この「わが」より「ひとり」につづくといへるも僻論なり。本集を通覽す

るにかかる場合に「われ」といへるもあり、「わが」といへるもあり。その區別は文法の上にあらずして意義と歌調の緩急の差とに基づくものと見えたり。さてここは歌調の上よりいへば「わが」の方ひきしまりて聞ゆるなり。

○一首の意 われは行幸の御供してこの芳野に旅宿すること數日なるが、今日はことに嵐の寒く吹くに物淋しくて故郷のそぞろに思ひ出でらるるに、今夜も亦ここに獨り旅宿せむか。是非もなきことなりと歎けるなり。

右一首或云天皇御製歌

○ この歌元來作者詳かならぬものなるが、歌の意を按ずるに従駕の人の心情をあらはせるものにして至尊の歌のさまにはあらず。或云は一説に文武天皇の御製とせる由をいへるなり。新勅撰集に此歌を持統天皇御製としてあけたるはこの一説によりたるものなるべきが、しかも誤り讀みたるなり。

(七五)

宇治間山朝風寒之旅爾師手衣應借妹毛有勿久爾

○宇治間山「ウヂマヤマ」とよむ。この山は大和志によれば池田莊千俣村にありといふ。これは上市の北にある山にして千俣村は飛鳥邊より上市に越ゆる山路の沿道にあたる地なれば、吉野離宮に往還の際この山の邊を過ぎたまひし時の歌なるべし。



○朝風寒之「アサカゼサムシ」とよむ。この語にてこの宇治間山の邊をすぎたまひし時の御歌なりと知らる。若し吉野宮にての歌ならば、かくはいはるまじ。吉野宮にましては近き山々多く、この宇治間山の朝風を特によまるべき筈なければなり。

○旅爾師手「タビニシテ」とよむ。旅なるによりてといふ程の意なり。

○衣應借 古來「コロモカスベキ」とよみて異論もなかりしを攷證に「カルベキ」とよめり。「借字は本來「カル」といふ意なれば「カルベキ」とよめるは理あるに似たり。本集中その本義に用ゐたる例もとより少からず。上の「兎道乃宮子能借五百」(七)又卷六「一〇七〇」に「借高之野邊副清照月夜可聞」等の例にて見るべし。されど又「カス」とよめる例も少からず。卷四「六四八」に「比日者奈何好去哉言借吾妹」(卷十一「三〇一一」)に「吾妹兒爾衣借香之宜寸河」とある如きこれなり。かくの如くなれば「カス」とよむか「カル」とよむかは歌の意より決すべきなり。「カス」とよまば我に衣を貸すべき妹といふ意とせざるべからず。「カル」とよまば衣を我が借るべき妹といふ意とせざるべからず。然るにこの歌主よりいへば衣を借るべき人なれば「カル」の方よきに似たり。されどかくては歌の意淺くなりて面白みなし。ここは我に同情をよせて朝風の寒きにさぞなやみたまはむなどいひて衣を貸してくるる妹もなき由にいへるものと思はるれば我を客としたりいひざまと見るを趣深しとす。さればなほ舊來のよみ方のまされるを覺ゆ。

○妹毛有勿久爾「イモモアラナクニ」とよむ。「勿」は本來禁止の「ナ」の意の字なるを假名に用ゐたるなり。「アラナク」は「アラヌ」に「ク」の添はれるにて「アラヌコト」といふに近し。かくて「アラナク

ニ」は「アラヌニ」と大差なき意をあらはす。

○一首の意。この歌二段落にして朝風寒しにて一段落なり。今宇治間山を通れば折柄朝風寒く覺ゆ。かく寒きには如何に冷えたまはむなどいひて衣を出してこれ召し給へなど家にあらば妹が心づけるものなるに今は旅なれば心づかひしてくるる人もなしとなり。

### 右一首長屋王

○長屋王「ナガヤノオホキミ」は高市皇子の子にして天武天皇の御孫なり。慶雲元年に正四位上を授けられ、後宮内卿、式部卿、大納言、右大臣等を歴て神龜元年に正二位左大臣に至る。天平元年讒にあひて自盡せられたり。時に年四十六。

### 和銅元年戊申天皇御製歌

○和銅元年戊申 和銅は元明天皇御宇第一年に改められたる年號なり。  
○天皇御製歌 天皇は元明天皇をさし奉ること著し。この天皇は御諱阿閉皇女と申し奉る。その御製上(三五)に出でたり。文武天皇の御母にましますが、文武天皇崩御の後位に即きたまひしなり。この和銅元年の頃はなほ藤原宮にましまししなり。

○萬葉考にはこの和銅元年の前に、寧樂宮の三字を補ひ、戊申の下に「冬十一月脱すとせり。されど、寧樂宮には和銅三年に遷りたまひしものなれば、もとここにこの三字ありしか否か、たや



すくいふべからず。又冬十一月は契沖がこれを大嘗會の時の御製といひたる説に基づきて加へたるものなるべきがもとより確證なきことなれば、ここにこの文字を加ふるは強ひ事なり。按ずるに大寶元年以下は年號にて標し、官號にて標するをせざりしものなるべし。

(七六)

大夫之鞆乃音爲奈利物部乃大臣楯立良思母。

○大夫之「マストラヲノ」とよむこと上(五)にいへり。ここに「ますらを」とあるは頼もしき武人たちといふ程の意にてのたまへりと思はる。

○鞆乃音爲奈利 古來トモノオトスナリとよみたるが、冷泉本にはトモノネスナリとよめりといふ。又攷證にはトモノトスナリとよむべしといへり。かくてそれが例證として、卷十四三四五三に「可是乃等能登抱吉和伎母賀」又三四七三に「左努夜麻爾宇都也乎能登乃」とあるをあげたり。この説によるべきなり。鞆は皮にてつくり、左手の肘につけて、弓弦の反動を受くる具なり。その形は世に巴(鞆繪)といへる紋あるを見て想像するを得べし。奈良の正倉院に奈良朝時代のもの存す。而してその手に付けたる狀は古き繪卷にて見るべし。このもの支那にはなきものと思はるれば、鞆の字も亦我國の造字なるべく思はる。その制延喜式兵庫寮に鞆一枚の料として「熊革一條鞆料長九寸廣五寸、牛革一條鞆手料長五寸廣二寸」と見ゆるにて大方を推すべし。矢を射る時弓弦が反動によりてこれに強くあたりて音を出したりしものと考へらる。古事記上卷に「伊都之竹鞆」とかけるを日本紀には「稜威之高鞆」と書けり。これはその手

肘につけたる狀の高く見ゆるよりいひしなるべし。その音せしことは大神宮儀式帳に「弓矢鞆音不聞國」と見えたり。「爲奈利は」すを力強くあらしめむ詞遣なり。さてここには鞆の音のみならねど、鞆を主としていはれたりといふ。

○物部乃 舊來「モノノフノ」とよみ來れり。然るに攷證には當時左大臣たりし石上朝臣麿をいはれたるなれば「モノノベノ」とよむべしといへり。石上、麿は物部氏の一族にして、天武天皇の御世には物部連麿と見えれば、この説一往は理ありて聞ゆ。されど、さきに物部の名を避けて石上氏と改めし人をことさらにまたもとの名にてよびたまふことはその當時にあるまじき事なれば、なほ汎き稱の「モノノフ」と見るべし。かくしてここは武官をさされしなり。「モノノフ」といふ語のことは上に藤原宮役民作歌(五〇)にいへり。

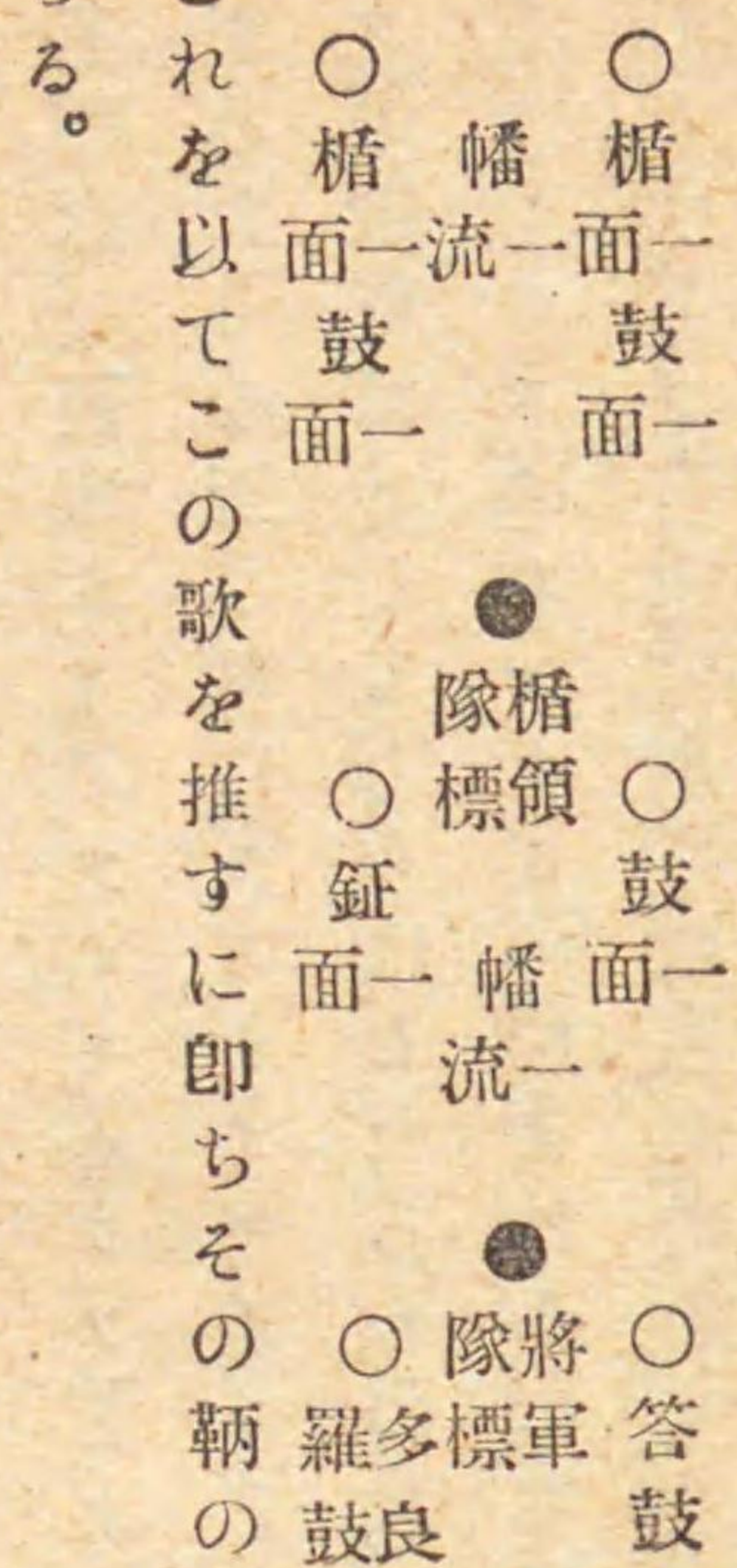
○大臣 舊訓に「オホマウチギミ」とよめるは後世の音便によれるものなれば従ふべからず。考に「オホマヘツギミ」とよめるをよしとす。「マヘツギミ」は前ツ君にして、天皇の御前に近く侍る身分の貴き人をいふ。日本紀景行卷に「阿佐志毛能彌開能佐烏麼志、魔幣菟者彌伊和多羅秀暮彌開能佐烏麼志」とあり。さてその「マヘツギミ」のうちにも特に重立ちたる人を「オホマヘツギミ」といひ、大臣の文字をあてたり。かくて「モノノフ」オホマヘツギミは武官の大官をさすものにして漢語にていはば、將軍といふが如きことなり。されば、ここは文官たる左右大臣には關係なきことと思はる。

○楯立良思母 「タテタツラシモ」とよむ。楯は防禦に用ゐる武器なり。その名は矢又は鋒など



の攻撃を防ぐ爲に身の前方に立つるより起れりと思はる。延喜式に大嘗祭に用ゐる神楯を載するを見るに、長さ一丈二尺四寸、濶さ本は四尺四寸五分、中は四尺七寸、末は三尺九寸、厚さ二寸、丹波國楯縫氏造る由なり。その楯には黒牛皮長さ八尺、廣さ六尺を用ゐるを張り、裏には商布(二丈六尺)を糯米の糊にて貼り、面には長さ四尺、廣さ五寸、厚さ一分の鐵を大小の平釘にて打ちたる趣に見ゆ。楯の種類には別に手に持つ料としての手楯といふもあれど、單に「たて」といへば、上にいへる立て置きて防ぐ具をさすなり。楯を立てつとは陣容を整ふるさまをいふなり。「ラシ」は或る事實を基として推定する意をあらはす。即ち第一段の鞆の音を耳にしたまひし事を基として、「ここに楯立つらし」と推定せられたるなり。この楯を立てつといふ事につきて從來の注釋家或は大嘗祭の事といひ、或は、ただ弓射る時の鞆の音聞ゆといひ、或は御軍起れるにやなどいへるはいづれも心ゆかず。按ずるに軍防令義解に「假令軍陣之法一隊十楯五楯列前、五楯列後、楯別配兵五人」とみえ、貞觀儀式に、その「三月一日於鼓吹司試生等儀」のうちにその鉦鼓によりて軍隊を進退せしむる狀を叙せり。そがうちに楯領隊といふものあり。この楯領とは「タテノウナガシ」ともよむべきか、未だその確かなるよみ方を知らねど、儀式の文によれば楯一面毎に一人の兵士の付きあるがそれを統領する武官を楯領といへりと思はる。その楯領の隊といふものは、靜動共に本營たる將軍の隊の前面に常に陣することを明かにせり。これらは鼓吹生の試練なれば鼓吹の用を主とせる記述なれど、おのづから古代の軍隊の隊伍の組織進退の節度を徴するに足る重要な記事にして、これによりてはじめて、この歌の意を明かに

認めうべし。今儀式考に附載せる隊伍の圖中よりその位置を明かにすべき點を摘出せむ。



○一首の意 この歌二段落なり。第一段には勇ましき武士どもの鞆の音きこゆとなり。(これ事實なり。)第二段には、この音をきけば、今や軍陣の訓練の眞盛にして軍將等は楯を立てしめて陣容を調べてあるらしとなり。(これ推定なり。)さてこの御製何を讀ませたまへるにか。契沖はこの年の大嘗祭の時によませたまへるならむといへること上にいへる如し。かくいへる由は古即位の禮又大嘗祭に大なる楯を立てる儀ありて、持統天皇の即位禮には物部麿朝臣(即ち石上麿)大楯を樹てしことあり、文武天皇の大嘗祭には榎井朝臣倭麿大楯をたてしことあり。かかれればこの説一往聞えたれども、大嘗祭に弓を射て鞆に音立つる如き武術の試みはあるべき事にあらず。考には御軍の訓練にして翌二年三月に蝦夷征討の軍を起して陸奥越後兩道より出で討たしめられたることあれば、その爲に前年より訓練ありしにやといへり。この説よきやうに思はる。



御名部皇女奉和御歌

○御名部皇女「ミナベノヒメミコ」とよむ。この皇女は天智天皇の御女にして元明天皇の同母の御姉にます。

○奉和御歌「奉和はコタヘマツレル」とよむべし。「和の事は一七の條にいへり。

(七七) 吾大王物莫御念須賣神乃嗣而賜流吾莫勿久爾

○吾大王 舊板本「ワカミカト」とよみたり。古寫本或は「ワカキミハ」とよめるあり又西本願寺本には「ワカオホキミ」とありといふ。代匠記には「ワカオホキミ」とよむべきかといへり。按ずるにこの頃御門を以て天皇を唱へ奉ること未だ行はれざりしなるべければ「ワガオホキミ」とよむをよしとす。考以下みなかくよめり。ここは天皇をさし奉られしなり。

○物莫御念 舊板本「モノナオモホシソ」とよみ又古寫本には往々「オホシソ」とよめり。考も亦しかよみたるを玉小琴に「モノナオモホシ」とよむべしといひ略解これに隨へり。さて御念は「オモフ」の敬稱語としてあらはしたるものなるが「オモホス」とも「オボス」ともよまるるなり。かくてその「オボス」は「オモホス」の約まれるにて平安朝以後の語なればここには「オモホス」とよむをよしとす。さて玉の小琴は舊訓の如く「モノナオモホシソ」といふ時は字餘になるを以て「モノナオモホシ」とよみたるなるがかく上に禁止の「ナ」ありて下に「ソ」なく動詞の連用形にてその

結とする語遣は上代の語法にして古書に例少からず。古事記上卷沼河比賣の歌に「阿夜爾那古斐岐許志」と見え本集には卷五九〇四に「父母毛表者奈佐加利」卷十七三九九七に「安禮奈之等奈和備和我勢故」などあり。物を念ひたまふなといはれたるなり。

○須賣神乃「スメガミノ」とよむ。「スメガミ」は皇神とも皇祖神ともかけり。「スメ」は「スベ」にして統治の義ありて天皇の御大業をさすを本義とするがその用は接頭辭の如くになれるなり。かくて「スメガミ」にて皇祖たちをさし奉り更に轉じて神の尊稱の如くにもなれり。今ここには皇祖の神の意にて本來の意をあらはせり。

○嗣而賜流「ツギテタマヘル」とよむ。文字のままによむべくしてよみ方には異論なけれど解説には諸説紛々として一ならず終にいふべし。

○吾莫勿久爾 舊訓「ワレナラナクニ」とよめり。然れども「莫勿久爾」は「ナラナクニ」とよまるべき文字にあらずして「莫」は否定の語なれば「ナリ」の意によむは不當なり。この故に契沖は「今の書やうわれならなく」とはよまれずわれなくにと讀べきかといへり。この語の假名書にせる例は卷十五三七四三に「多婢等伊倍婆許等爾會夜須伎須久奈」毛伊母爾戀都須敝奈家奈久爾」とあり。又この歌と趣似たる歌は卷四五〇六に「吾背子波物莫念事之有者火爾毛水爾毛吾莫七國」といふあり。さて「ナケナクニ」は「ナカラナクニ」の約められたるものにしてかかる場合の「カラ」の約められて「ケ」となるは「ヨカラム」を「ヨケム」といひ「ベカラム」を「ベケム」といふみなこの格なりとす。この句の語遣吾なからぬにてはあらぬにといふやうの意なり。さて上に



いへる如くこの歌の意解き難きが故に、古來諸説紛々たるによりて、本居宣長は「吾は君の誤とし橘守部は告の誤として、ノリナケナクニ」とよむべしとせり。されど、かくの如くにかける本、古來一もなきのみならず、守部の説の如きは古語を辨へぬ言なり。加之既に示せる如く、卷四に同じ趣の歌ありて同じく、吾なけなくにとよめるを見よ。何の誤かそこにあるべき。

○一首の意 この歌の意を釋するに難解となりたるは「嗣而賜流」といふ一句なり。代匠記はその初稿本には「すめ神のつきてたまへるとは天位をつぐことは凡慮のはかるところにあらずすめ神のはからせたまひてかくついでにあたりて天位にのほらせたまへば、何事もおほしめすままでにさはることおはしまさじとなり。つきてたまへる我とのたまふは御名部皇女は元明天皇の御あねにてともに天照大神の御子孫なれば、その御姓のかたにてのたまへるなり。われとはのたまへとも天皇の御うへなり」といへり。この解釋にては「我」といふ語は或は御名部皇女ともなり、天皇ともなり、不定なるのみならず、上に「吾大王云々」ともあれば、われといはれたるは天皇ならぬは明かなるが、われを御名部皇女とせば、この釋何事をいへるか全然不可解となるなり。この故に契沖はその清撰本には改めて次の如くに釋せり。「我とは物部氏の人に成ての給ふなり。歌の心は女帝にて大事のおほなめを行はせ給ひて萬つに叡心をつけて慎み給ふなれば、天位をつく事は凡慮の計る所に非ず。すめ神の計はせ給ひてかく次にあたり給へば、思召ままでにさはることはましまさじ。物部氏をばかかる時供奉して楯を立て守護し奉れと祖神の定めて後々の帝に賜たれば、其職に仕ふまつること敢て怠らねば思召あつ

かふことましますなとなり」といへり。この解にては、ツギテ賜ヘルを二様にとりなしたり。懸詞にもあらぬものを二様にとりて釋するだに異様なるに、物部氏の身としての心にてよみ賜へるものとしては皇祖神のつぎて賜へるといふこと僭上の沙汰とやならむ。されば、これらいづれも従ふべからざるなり。僻案抄には、今上の天津日つぎをうけつぎ給ふことは人力のおよぶことにあらず、天照大神よりこのかた、代々の皇神のさづけたまへる一統の道ありてつぎもし、さづけもし給ひて、すこしも私のことにあらざる意を下句に述給へり。されば須賣神の嗣而賜流とは皇祖の天位をさづけ給へる義也。吾とは御名部皇女一人の吾にあらず。吾々の略也」といへり。この説にては「嗣而賜流」は「大王」にかかる意にして「吾」にかかるべきこと「にあらざらむ」。然るに語としては明かに「吾」につづけるなり。されば、この解はこの歌の言つづきよりして否定せざるべからず。考には「皇神の嗣々に寄立しめ給へる吾大王の御位におはしませば、物なほしそ。御代に何ばかりの事か有べき。もしはたやむ事なき事ありとも吾あるからは、いかなる事にも代りつかへまつらんと申しなくさめ奉りたまふなり」といひ略解もこれによれり。この解稍穩かながら、なほ須賣神のつぎて賜へるを一系の皇統にかけたるものとせるは、吾につづけるものと見ざる説なれば、語の實際とはあはず。かくの如き解をとる時は宣長説の如く、吾を君の誤とせずは落着せぬものなり。爾來諸家の説大方上の範圍を出でずして歌の意明かになれりとも見えぬ。新考に至りてはじめて「君」につぎて蒼生にたまへる意とせり。今わが見を述べむとするに、先づこの歌の構造を顧みよ。「吾大王物莫御



念にて一段をなす、その以下にて一段をなせる二段落の歌なり。さて第一段落は異なる事もなきが、諸家の説第二段落中の「須賣神乃嗣而賜流」といふ語をとり去りて第一段落のうちにもち來して釋せるはこれ果して歌を解する道なるべきか。一わたり見れば「吾大王」は「須賣神乃嗣而賜流」といふ語につづくべき意ありともいふべし。されど、かくいはむとならば歌主はじめよりかかるよみ方をせらるまじきなり。第二段落の「須賣神乃嗣而賜流」はもとより第二段落中のものにして明かに「吾」を限定せるものなるが、その「吾」は第一段の「吾大王」に對せるにて第一人稱たること明かなれば、御名部皇女御自らの事をさされたるはいふまでもなし。かくてその構造は上にあけたる卷四の歌と同じきこと著しといふべし。さてその「吾」は御名部皇女御自身なれば、「須賣神乃嗣而賜流」といへる限定語は「吾」に關係深きこと明かなるが、「嗣」は「吾」が「嗣」意なること勿論なり。さてその「吾」が「嗣」は誰に「嗣」かといふに天皇につぐ意なることいふまでもなし。されど「嗣」字は借字として「つぐ」といふ國語をあらはせるまでにして「天日嗣」の意あるにあらず、天皇に次ぎての意にして副次の義と見るべきなり。從來これを「天日嗣」の意としたるが故に穩かならぬ意にとりなしたり。この點は新考の説いはれたりといふべし。さて「たまへる」は如何といふに「須賣神」が誰にか賜へることは論なきが、誰人が何を賜はれるか考ふべし。新考は「蒼生」に「たまへる」意とせり。然るときは蒼生が御名部皇女を賜はれりといふ事に解せらるべし。されど、この當時にかかる思想ありしか如何。大なる疑問なりとす。惟ふにこれは御名部皇女が生命を賜はれる意なるべし。皇産靈神の神靈の妙用により

て人の生命も賜はれりといふ思想當時一般に行はれたり。須賣神は汎く皇産靈神をもさせば、かくいひたりとて不思議にあらず。さて「つぎて」とあるはこの皇女は天皇の御姉にましませば年齢よりいへば「つぎて」といふは穩かならねど、天皇に副次としてこの世に生命を賜はれる吾とのたまへることとせば、何の不思議もなきなり。かくて一首の意は次の如くならむか。わが天皇よ。今軍旅の事ありて國家多事の秋なり。されど、深く勸慮をなやましたまふな。もし事急なる事もあらば君の御名代にも御身代（ガハ）にも吾は立ちて真心もてつかへ奉らむ。さる料として皇祖の神の生命をたまへる我のかく仕奉りてあらぬにはあらねばとなり。これ古昔、軍旅の際に婦人として男々しき決心もて事に従へること、下さまに多きが、高貴の方々も亦然り。古くは神功皇后、又齊明天皇近くは持統天皇の御事などを以て見るべきなり。

和銅三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧樂宮時御輿停長屋原迺望古郷御作歌

○和銅三年云々遷于寧樂宮時 寧樂宮即ち平城宮にしてその遺址は今の奈良市の西より郡山町の北にわたれる一帯の平地これなり。この宮城を營むべきことは和銅元年に勅ありて造平城宮司を設けられ、三年三月辛酉(十日)に遷都ありし由なり。然るにここに二月とあるは史と一月の差あるに似たり。これにつきては正史に誤ありとの説あれど、苟も帝王の皇居の移轉の如きは皇族百官悉く移るものにしてその事甚だ重大なれば、その初より終るまで、一月餘



若くはそれ以上もかかりしならむ。三月辛酉は蓋しその移轉の事終了せし日なりしならむ。然らば、その藤原宮を離れて移轉のはじまりし頃、先づ移られし方の詠なりとする攷證の説をよしとす。拾穂抄に「三月」と改めたるは不可なり。

○御輿停長屋原 輿は和名鈔に「和名古之」とあり。「御輿」は「ミコシ」とよむべく、かく書きたれば皇族の方なるを察し得べし。古來「ミコシヲ長屋原ニトトメテ」とよめり。されど、かくよまむにはその文は「停御輿於長屋原」とあるべきなり。されば拾穂抄古義にはかく改むべしといへり。然れどかくかける本一も存せず。按ずるに、これは「御輿停」の三字一連續として「ミコシヲトメテ」とよむべきものにして、この文は「ナガヤノハラニミコシヲトメテ」とよむべきものなるべし。同じやうなれどかくよまば、無難なるべし。長屋原は和名鈔大和國山邊郡の郷名「長屋<sup>奈加</sup>」とある地のうちなるべし。然れどもこの地名今見えす。大和志には「山邊郡長屋原長原村」とあり。蓋しこの著者は「ながはらは、ながやはら」の約なりと認めしならむ。長原は今の朝和村永原なり。

○迺望古郷 「迺」字は類聚古集古葉略類聚鈔冷泉爲頼本には「迺」につくり、金澤文庫本には「迺」につくり、活字素本には「回」につくれり。かくて學者間にも二説ありて、考には「回」とし、攷證には「迺」をよしとせり。先づ「迺」字は「迺」の俗體にして、「迺」は説文に「遠也」と見え、「迺」は新撰字鏡に「迺也、遠也、遙也」と見えれば、「ハルカニ」とよむべき字なり。「迺」は「迺」の俗體にして、「迺」は「回」と同じ字なり。さて攷證は「邊讓章華賦云登瑤臺以迺望云々李商隱板橋曉別詩云迺望高城落曉河云々」などある

も同じ。(これはいづれも佩文韻府より引けりと見ゆ。同書には例なほ多し。)これは古郷を見かへりたまふなりといへり。「迺望」は陸雲「蒼兄平原書陸機爲平原内史」に「悠思迺望寢言通靈」とあり。かくの如く二者共に支那に先例あり、所傳の本二様ありて妄りに甲乙すべからず。今姑く普通の本に従ひて「迺」と認め「ハルカニ」と訓しおくべし。「古郷」はもとの京即ち藤原の京をさす。この長屋原を今の永原とすれば藤原の京よりは三里許なり。

○御作歌 かくかけるは天皇御製の歌にあらず。しかもただの皇族に「御歌」とかけるよりも重んじたるかきぶりなり。これによりて推すに皇子皇女の身分重き方の御歌なること著し。しかもここに作主の名見えざるは蓋し脱したるならむが、これは御名部皇女の御作なるを前の歌を受けて略せるなりといふ説あり。僻案抄に「作は、製の誤なりといへるは天皇の御製なり」と認めての説なるべし。されどかくかける本なし。守部はここにあるべき歌の脱せるなりといへり。これは次の歌に「明日香里」とあるよりの説なるべきが、これも亦いりほがの説といふべし。所詮正しくは「御作歌」の上に作主の御名あるべきが脱せりと認むべし。脱せるものとせば上の御名部皇女の御作なるべしといふ説最も近しといふべきが、しかも上の歌には「御作歌」とかきてあらねば、これも必ずしもよるべからず。いづれにしても斷言すべき旁證は存せざるなり。

一書云太上天皇御製



○ これはこの歌の作主の異傳を注せるものなるが、この和銅三年に太上天皇と申し奉るべき方ましまさず。玉の小琴はこれによりて説を立てて曰はく、是は飛鳥云々の歌を一書には持統天皇の御時に飛鳥より藤原へ遷り玉へる時の御製とするなるべし。然るを太上天皇と云るは文武天皇の御代の人の書る言葉也。又和銅云々の詞につきて云は和銅の頃は持統天皇既に崩玉へども、文武の御時に申ならへる儘に太上天皇と書る也といへり。この説一わたり聞えたれど、なほ未だしき點ありと思ふ。先づこの「一書云の注は目録には見えぬものなれば、まさしく後人の記入と見ざるべからず。さて上の説は次の歌をば飛鳥淨御原宮より藤原宮に宮うつりありし時の御歌なりと先定しての説なるべきが、かく先定しての論斷には必ずしも従ふべからず。次にこの注を記しし人太上天皇をまさしく持統天皇と意識せるものならば、かく時代のたがへる所に於いて何が故にかくまぎらはしき書きざまのままに記入すべきか。思ふにこれをここに記入せる人は持統天皇の御製としてにあらざりしことはここに太上天皇とのみ書けるにて明かなり。さてこの歌は新古今集卷十羈旅部に載せて和銅三年三月藤原の宮より奈良の宮にうつり給ける時元明天皇御歌とあり。これにつきて思ふべきことあり。元明天皇は和銅八年九月二日に御讓位ありて、靈龜五年まで太上天皇として、おはしませり。而して萬葉集中卷一二は一單位をなすものにして、卷二の末に「靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌」といふ詞書あるを見、かつ、それより後の作を載せざるを見れば、元正天皇の御代に撰集せしものと推定するをうべし。靈龜の年號は元正天皇受禪の際に改元あり

しものにして志貴親王の薨去は續紀によれば靈龜二年秋八月とあり。今この二傳いづれか正しきを知らずといへども、元正の朝までの歌を集録せることは著し。而して二朝共に奈良宮御宇天皇にましませば、この太上天皇も亦新勅撰集に認めたる如く元明天皇を申し奉りしものなるべく、或は奈良宮御宇の太上天皇の御製歌なりと記し傳へたる本などありしを加へしならむか。かくてこの記入はいかに早くとも、元正天皇の御宇までにしてその前にはあらざるべきなり。

(七八)

飛鳥明日香能里乎置而伊奈婆君之當者不所見香聞安良武。一云君之

當乎不見而香毛安良牟

○ 飛鳥「トブトリノ」とよみて「アスカ」の枕詞とせり。かく枕詞とせるにつきては種々の説あれど、確かに然りと背かるる説は未だあらはれず。さてこの飛鳥の二字は「トブトリノ」とよみて「アスカ」の枕詞として慣用せること久しきうちに、いつしかそのまま「アスカ」とよむこととなれること、春日を「カスガ」とよむに至れると同じさまなり。

○ 明日香能里乎「アスカノサトヲ」とよむ。「アスカ」は大和の飛鳥地方一帯の總名なり。然るに注釋家多くはかの飛鳥淨御原宮のみを思ひて當時「アスカ」といへる一帯の地方ありしことを忘れたるに似たり。この故にや契沖は「君の當とは持統文武の陵をさしたまふにや」といひ考には「藤原の都ならで、飛鳥の里をしものたまふは御陵墓につけたる御名ごりか、又何ぞのみこ



などの留り居たまふをおほすか」といひたるが、持統天皇の御陵は天武天皇の御陵と同じく檜前大内陵にして、文武天皇の御陵は檜前安古岡上陵にして、いづれも古の檜前の地にして飛鳥の地にあらず。而して飛鳥地方に御陵墓のありしことは、吾人未だ聞きしことなし。次には略解に「飛鳥より藤原宮へうつり給ふ時の御歌とせざればきこえず」といひ、玉の小琴には「此歌のさまを思ふにまことに飛鳥より藤原宮へうつり給ふ時の御歌なるべし」といひ、守部に至りては上にいへる如く前の詞書とこの歌とは關係なきものとして前の詞書に應ずる歌は脱せるものにしてこの歌は類似の歌として引きしものとさへいへり。美夫君志は上の諸説の非をさとりて「明日香は藤原京よりはいと近き所今道凡十町許此里に住給へる皇族の御人などの坐せるがもとによみておくり給ひしなるべし」といへり。飛鳥の古の地は今の新村名に飛鳥村及び高市村といへるところに略相當るべきものなるべく、藤原宮の舊地はまさに隣接せり。されば美夫君志の説をよしとすべし。

○置而伊奈婆 「オキテイナバ」とよむ。「オキテは上に「倭乎置而」二九「京乎置而」四五といへるにおなじ。「イナバは「往ヌ」といふ語の未然形に未然の事を條件として示す接續助詞「バ」を添へたるなり。明日香の里を離れて奈良へ往かばといふなり。

○君之當者 舊板本「キミノアタリハ」とよみたれど、古寫本多く「キミガアタリ」とよめり。契沖も亦「キミガアタリ」とよむべきかといひ、爾來諸家之に従へり。これは君を主としていへるなれば「ガ」といふをよしとす。「當は「アタリ」とよみうる文字にして「邊を「アタリ」といふ意の語の宛字

に用ゐたるなり。上に「枕之邊を枕のあたり」七二とよめると同じ意なり。この君はその飛鳥の邊に止まり居給へる親しき人をさしてのたまへるなり。君の居給ふ邊はといふ義なり。

○不所見香聞安良武 「ミエズカモアラム」とよむ。「所見の二字は「ミユ」といふ語にあたること既にいへり。「香以下は音の假名なり。「カモは疑問の助詞「カ」に「モ」の添はれるにてその「も」は感動の意をも寓せり。

○一云君之當云々 これ一本の傳を注記せるなるが、本文の方は自然に見えぬやうにいひ、この一本の傳は自己が見ずしてある由にいへるなり。歌としてなほ本行の方まされり。見たくても見えぬ趣に聞ゆればなり。

○一首の意 今寧樂宮にうつらむとてここに來りてはるかに故郷を望めば、わが慕はしく思ふ君の住みたまふ飛鳥の里のあたりはなほ見ゆるなり。されど、かくて進みくへて遠く寧樂に到りなば、境遙に隔りてこの飛鳥の里のあたりも或は見えずなりなむかと思へば、いと淋しく心細き思ひのするよとなり。

### 或本從藤原京遷于寧樂宮時歌

○或本 ここに或本とあるは此の歌今傳はれる萬葉集の元本にはもとなかりしなるべく、他の一本にありしを何時の頃にか何人かが之を注し加へしものなるべく、即ちその由を記してここに加へしが、この詞書なるべし。然るに目錄にも既に一書歌としてあけ、又諸の古寫本にも



かく載せられたれば、これを加へしは甚だ古き時代のことなるべきなり。美夫君志にはかの梨壺にて點を加へられし時異本を校合して加へしものかといへり。或は然らむ。この二字を拾穂抄及び考などに削りたるはさかしらなり。

○從藤原京云々　これは上の歌遷都の際の詠なれば、或本にありたりしを因みに載せたるなり。作者未詳なりと左注にいへり。

(七九)

天皇乃御命畏美柔備爾之家乎擇隱國乃泊瀬乃川爾舩浮而吾行河乃川  
限之八十阿不落萬段顧爲乍玉粹乃道行晚青丹吉櫓乃京師乃佐保川爾  
伊去至而我宿有衣乃上從朝月夜清爾見者粹乃穗爾夜之霜落磐床等川  
之氷凝冷夜乎息言無久通乍作家爾千代二手來座多公與吾毛通武。

○天皇乃　舊訓「スメロギノ」とよみ來り、又「スメラギノ」などよめる古本もあり。然るをかかる所は「おほきみ」とよむべしと本居宣長いひ、荒木田久老は槻乃落葉別記に「おほきみとは當代天皇より皇子諸王までを申稱なり。(中略)須米呂岐とは遠祖の天皇を申奉る稱なるを皇祖より受繼ませる大御位につきては當代をも申事のあるを天皇と書きて須賣呂岐ともよむ例のあるによりて後人ゆくりなく、須米呂岐と申も於保伎美と申もひとつ言と心得て大皇と書るをも皇と書るをも須米呂岐とよみ誤れるぞおほかりける」といへり。かくて後近世の學者多く之

に從へり。この説なほ研究の餘地あるべく思はるれど、今姑く從へり。

○御命畏美　「ミコトカシコミ」とよむ。「オホキミノミコトカシコミ」といふ語の例は集中に三十所以上あり。今假名書の一をあぐ。卷十七の長歌「三九七三」「憶保根美能彌許等可之古美」「かしまりました」といへる語に古の心もち幾分か残れり。ここの語の意は遷都の詔を奉戴してといふことなり。この詔は和銅元年に出でしことは既にいへり。

○柔備爾之　「ヤハラヒニシ」などよめる古寫本もあれど、板本に「ニギビニシ」とよみ來れるをよしとす。「柔字は玉篇に「軟弱而不剛也」といひ、柔和と熟する文字なれば古語の「ニゴ」「ニギ」「和字をあつると同じ意にて宛てあたりしならむ。靈異記卷中に「柔也古也」とあるもこれなり。「ニギ」は「アラ」と相對する語にして「ニギビ」に對して「アラビ」といふ語あり。この語の例は卷三四八一に「白妙之手本矣別丹杵火爾之家從裳出而」とあり。「ニギブ」といふ語は上二段活用の語なるが、これと同源なる語に「ニギハフ」「ニギヤカ」といふ語ありてその「ニギハヘル」状態の引きつづきてあるをいふ。その意は「荒ぶ」に反對の意なるを以て見るべし。されば「ニギブ」といふ語は相和して睦しく楽しくくらすさまをいふ義なるを見るべし。

○家乎擇　舊本字のまま「イヘテエラビテ」とよみ來れり。これによりて契沖は「擇びては捨つる義。元より住し家をすておく心なり」といひ、僻案抄には「擇の字にては句義かなはず」といひ、釋の字の誤ならむとして「倭乎置而」「京乎置而」の例にならひて「オキテ」とよむべしといへり。考は



「釋字は此集の字ともなしといひて之をとらず別に家毛放の誤寫なりとして、イヘヲモサカリ」とよむべしといへり。略解は考に基づきて「イヘヲサカリテ」とよむべしといひ、古義は僻案抄の「釋字の説に従ひて、イヘヲオキ」とよみ、美夫君志も亦同じく「釋字の誤として、イヘヲサカリ」とよむべしといへり。又攷證は別は呂覽簡選篇に「擇別云々とありて別の意なれば、家をわかれてとよむべし」といへり。以上の諸説のうち有力なるは攷證の説のみにして、他はすべてとるに足らず。されど、人の「別る」といふは専ら人又は人情を解するものに對していふ語にして、家に對して「別る」といふはそれを擬人せぬ限りはいふべきことにあらずと思はる。この故に攷證の説も遽に首肯すべからず。按ずるに類聚名義抄に「擇に、ハナツ」の訓あるを見れば、古は擇釋相通じて用ゐしならむ。然らばこの「擇字即ち、釋字の異體なりといふべし。尙書大禹謨釋、茲在茲」の注に「釋廢也」と見え、國語魯語君今來討、弊邑之罪、其亦聽從而釋之の注には「釋置也」と見え、廣韻には「釋字に注して、捨也廢也」とあれば、「釋字に、オク」の訓ある所以を見るべし。かく「擇釋」同體の字と見れば、「擇を、オク」といふも由ありといふべし。されば、これは「オク」とよむべきにて、「而字なけれど、倭乎置而」(一九)「京乎置而」(四五)「明日香能里乎置而」(七八)の例によりて、「イヘヲオキテ」とよみて然るべく、その意は上の諸例に准じて知るべし。

○隱國乃 此は古寫本或は「カクレクノ」「カクラクノ」などよみたるもあれど、板本に「コモリクノ」とよみたるに従ふべし。上の「隱口乃」(四五)とかけるにおなじ。「隱國」とかけるは延曆の大神宮儀式帳にも見ゆ。ここは「ハツセ」の枕詞なり。

○泊瀬乃川爾 「ハツセノカハニ」とよむ。これ所謂長谷川なり。この川は大和川の上流にして、その支流の一たる佐保川と合するまでの間の名なり。源は山邊郡並松村に發し、南に流れて初瀬の邊より西に向ひて流れ、三輪山の麓をめぐりて北に、さて西北に向ひて國中の平原を流れ、北吐田村の邊にて佐保川に合す。この川の名はその川合まで泊瀬川といふなり。略解にいへるは地理を知らぬ不當の説なり。

○舩浮而 古來「フネウケテ」とよみ來れり。僻案抄には「舟船等の字をかかずして、舩の字をかけるは小舟としらさん爲の字格と見えたり。舩は釋名に「艇小而深者曰舩」と有。さればをぶねうけてとよむべき歌といへり。舩は僻案抄にひける如く小舟にして倭名鈔には「和名大加世世俗用高瀬舟」とあるなり。これはこの川には大船を浮ぶること能はぬによりて下心ありて用ゐたる文字なるべけれど、しかもをぶねと必ずしもよまであるべし。單に「ふね」といへば、大の區別をせぬ例なればなり。「うけては、うく」といふ下二段活用の語の活用にしてその義「うかばせ」といふに似たり。卷十七の長歌「三九九一」に「布勢能宇爾爾、布禰宇氣須惠底、卷二十の長歌「四三九八」に「由布之保爾、船乎宇氣須惠」などの例あり。

○吾行河乃 「ワガユクカハノ」とよむ。藤原の都より寧樂の都に行く人のこの初瀬川に小舟を浮けて水路を利用して下り行くをいへるを見れば、荷物をも共に運べりと考ふべし。さてその舟に乗る地點は三輪のあたりよりなるべし。

○川隈之 「カハクマノ」とよむ。「隈」は「道隈」(一七)の條にいへるが、この字の本義は「カハクマ」をさせ







れは通常の語にして何の倒語にかあるべき。凡そ人の通行する處と定めたる線にあたる所は古今ともに「みち」といへり。日本紀神代卷には海路をさして「うましみち」といへる語あり。その他山路野路に對しては川路海路あり。車路歩路に對しては舟路あり。何の倒語にかあらむ。これ明かに直語なり。されば御杖また古言を知らずといはれても辯なかるべし。

○青丹吉 上(一七)にいへり。

○檀乃京師乃 「ナラノミヤコノ」とよむ。「檀は和名鈔に唐韻云檀音秋漢語檜木也」とありて今もいふ木の名なるを地名の「ナラ」に借りたるなり。「京師はもと大衆の義なるを天子の居をさすに用ゐたるにて詩經曹風下泉篇左傳成公十三年等に見ゆ。公羊傳桓公九年の注に「京師天子之居也」と見えたり。ここに「ミヤコ」とよめるはその義によれるなり。

○佐保川爾 「サホガハニ」とよむ。佐保川は大和川の一の支流にして城上郡金ヶ平山に源を發し、北に流れ、次に西南に向ひて今の奈良市の北を西に流れ、さて南に向ひ、古の平城京の間を流れ、當時の朱雀大路に沿ひて南に流れ、北吐田村の邊にて初瀬川と合して大和川となるなり。されば初瀬川を下り、その合流點より佐保川を溯れば當時の寧樂の京の正面に至ることを得るなり。寧樂の都の佐保川といへるはこの事によりていへるなり。

○伊去至而 板本に「イユキイタリテ」とよめるに従ふべし。古寫本には「イサリイタリテ」又「イヨクイタリテ」などよめるもあれど從ひ難し。「イ」は所謂發語にて「ユキ」に音調を添ふるに止まれり。「去をユク」とよむ由は玉篇「行也」あるにて知るべし。

○我宿有 「ワガネタル」とよむ。佐保川を溯りて寧樂の都の地に到りて舟を泊て、その舟の中に於て旅宿せるなり。これを陸上に假盧つくりてねたる由に考などいへれど、さる趣はこの歌にはあらはれざるのみならず、下に「川之水凝」とあるを見れば、なほ舟の中なりと見るべきなり。

○衣乃上從 舊訓「コロモノウヘニ」とよめり。されど、從字を「ニ」とよむは當らざれば、「ヨリ」若くは「ユ」などいふべきが音の上より「ユ」とよむべきなり。考には「衣」を床の誤として、「トコノウヘヨリ」とよませたり。その理由とする所は上にいへる如く、陸行せるものと見たるよりの事なるべきが、そは既にいへる如く、とるべからぬなり。攷證には「從はよりの意なれば衣と見る時は衣の上より朝月夜のさやかに見ゆればとは何の事とも聞えず」といひて誤字説を主張せり。されど、これは美夫君志に「夜の衣を引被りながらに見るさまなり」といへるにて明かなるが如く、舟の中にて夜の被を身に覆ひて臥しながら朝月夜にて物のよく見ゆれば、笹屋の軒の邊より陸の邊を見やるさま實地に見る心地する程の詞なるをや。

○朝月夜 板本「アサツクヨ」とよめり。「アシタヨリツクヨ」とよめる古寫本あれど、これは語をなさず。又「アサツクヨ」とよめる本もある由なれど、夕月夜の例にならひて「アサツクヨ」とよむべし。「月夜」を「ツクヨ」とよむ例は卷十八、四一三四に「天禮流都久欲爾」又卷二十、四四五三に「伎欲伎都久欲爾」などあり。夕月夜の例は卷十五、三六五八に「由布豆久欲」などあり。朝月夜の例は卷九、一七六一に「朝月夜明卷鴛視」とあり。朝月夜とは朝まで月のある夜なり。さてこの詞は月をさせるにあらで、夜とある以上はその時をさせること明かなり。事實に於いてその月を見



たることはいふまでもなけれど、朝月夜といふ詞は直接に曉の月をさすにあらず。文の趣として月をさせるに至ることもあらばそはおのづからしかねるにて、詞の上の直接のいひあらはしによれるものにあらず。

○清爾見者 板本「サヤカニミレバ」とよめり。古寫本には「サヤカニミヘツレバ」「キヨキニミレバ」などよめるがあれど、従ふべくもあらず。考には「サヤニミユレバ」とよみ略解には「サヤニミレバ」とよみたり。考の説にては「見者」を「ミユレバ」とよまむが爲に「清」を三音にして「サヤニ」とよめるにて理由はあり。略解は「見者」を「ミレバ」とよみたれば「清」を「サヤニ」とよみてわざと字不足によむべき理由ありやと考ふるに更に理由なし。「清」は「サヤ」とよみても「サヤカ」とよみても不都合なる文字にあらず。さらば「サヤ」といふが萬葉集にふさはしく「サヤカ」は然らずとせむか、卷二十四四七四に「左夜加爾伎吉都」といふあり。さればこゝは「サヤカニミレバ」とよむべきか、「サヤニミユレバ」とよむべきかの二途につきて論すべきなり。さて考の説にては月の見ゆるに止まれり。然るに下には霜のふれると、氷のあることとをいへり。さればこれらを見たる趣なりといはざるべからずして舊訓をまされりとす。美夫君志はこれを釋して「月の光りにてさやかに見ゆるなり。月かけのさし入りたるなど舟中のさまおもふべし」といへり。さてこの句と上の句とをつづけて見るに、これは朝月夜を清かに見るといふ義にあらぬは明かにして「朝月夜」といふ語は主として「清」にかかれる語と見ゆ。即ち朝月夜なればあたりも明かに見ゆるなり。その朝月夜にてよく見ゆるによりてあたりを見れば、といふ義なること著し。

諸家朝月夜を月の事としたれば、この意うつもれて分明ならず。即ちこの「清」に見ればは下の夜の霜ふり、川の氷凝れるさまをみやりたるをいふなり。

○梓乃穗爾 古來「タヘノホニ」とよみ來れり。冠辭考に「栲」は「楮」の誤ならむといふ説あれど、楮字を用るたる例本集中に一もなければ、従ひ難し。この字古來「栲」とかけるを近時の本に「栲」とかけるものは古字を知らぬ人のさかしらなり。「栲」は爾雅に「山栲也」とありて別の字なり。狩谷掖齋の箋注和名鈔にはこの「栲」字につきて説あり。その要をいはば、古語拾遺に「穀」木にて木綿を作るとあり。豊後風土記には「栲」樹にて木綿を作るとあれば、穀「栲」同一物なることを知る。さて説文には「穀」楮也「楮」穀也と見え、又「栲」字をあけて「楮」或「从」字と見え、本草に「栲」實一名穀實と見ゆるによりて穀「楮」栲同一物なりと斷じ、別に説文には「紵」字を又緒の省形に从ひて「紵」につくれるより推せば「栲」も亦「栲」なりしならむ。それをば筆畫の繁を厭ひて「栲」とせるならむといへり。この説従ふべし。さて「栲」字は「栲」即ち「楮」にて今いふ「かうぞ」穀も「かちのき」といひ同類の植物をさせり。この木を古「タヘ」とも「タク」ともいひしが、その皮の纖維をとりて木綿といひ、それにて織りたる布を「タヘ」といへり。かくて「栲」はもとより木綿をも「タヘ」ともいへり。その證は卷十三三二五八に「白木綿之吾衣袖裳通手沾沼」とある、白木綿を舊訓に「シロユフ」とよめるは當らず、略解に「木綿」を「幣」の誤といへるもわろくそのまま「シロタヘ」とよむべしといへる訓義辨證の説をよしとす。これは本來色白きものなれば、白妙といふ詞もいで來れるのみならず、本集には「白又雪」といふ字をも「タヘ」とよむべく用るたり。卷十一二四一〇に「敷白之袖易子少」卷十三三



三二四に「内日刺宮舍人方雪穗麻衣服者」などあるこれなり。穗といふ語につきては契沖は「とは物のそれとあらはれ出るをいふ。霜のをくが白くて霜よと見ゆるをいへり。あかき色見ゆれば同じ心なり」といへり、まさにこの意なるべし。かくたへのほ「にのほあかにのほなどいふ場合のほはその色澤の著しく目につくをいふ。末のニは状態を示し形容となす助詞にて今の語にて釋すれば、のさまにといふ語にてかふべし。

○夜之霜落 板本に「ヨルノシモフリ」とあるに従ふべし。「落をフル」とよむことは上(二五)にいへり。「夜之」といへるにつきて美夫君志に「夜のほどにふれる霜を朝に見ていへるなり。よく味ふべし」といへり。さることなり。

○磐床等 「イハトコト」とよむ。「イハトコ」といへる語は卷十三(三二七四)に「石根乃興凝敷道乎石床笑根延門呼」三三二九に「石根之許凝敷道之石床之根延門爾」などあり。この語の意は契沖の「磐石の平にて床の如くなるを譬へて名付けるにや」といへるをよしとす。床磐といふ語も語の主旨はかはれども、そのさす所は同じ。その磐を主としていへば、床磐といふべく、その状態を主としていへば、磐床といふべし。ここはその状態を主としていへるなり。下の「とは上の「タヘノホニ」の「ニ」と同じ用の方にて状態を示して形容となす助詞なれば、「ノサマニ」の意に釋すべし。

○川之氷凝 流布板本凝を疑につくれり。されど、多くの古寫本凝とかければ、これは流布板本

の誤なること著し。よみ方は舊板本「カハノヒコリテ」とよめり。近世の學者の説にては僻案抄には「氷を」水の誤として「水凝」二字にて「こほりて」とよむべしといひ、燈も同じく「水の誤として「カハノミツコリ」とよむべしといひ、考には「カハノヒコゴリ」とよみ改め、古義と檜楯手とは「カハノヒコホリ」とよませたり。それらの諸説の可否につきて考ふるに、先づ「氷を」水とする説につきていはむに、「氷こりて」は重言なりとの説なれど、かくの如くいふこと、ねをなく「いをぬ」など、古來傍例多きことなり。況んや「氷りの氷る」といへるにあらすして、「ヒ」といふ名詞と「コル」といふ動詞とを重ねるに何等の妨なきことなり。次に「コゴリ」といへる考の説を考ふるに、「コゴル」といふ語は古典に所見なく、古語とは見えず。この語は「ツキツク」を「ツヅク」といへる如く、「コリコル」を約めてつくれる語なるべければ、「コル」といふを本語とすべきなり。次に「凝を」コホル」とよまする説につきて考ふるに、かく訓むことは不審なり。「凝」といふ文字は國語にては古來「コル」とのみ訓じて「コホル」とよめる例を見ず。類聚名義鈔には「コリ、コル、コラス」などの訓あり。「コル」と「コホル」とは共に液體の固體化するをいへるものにして共通點あれど、又意義異なる點ありて、「コホル」といふ時は必ず寒氣の烈しきを條件とすれど、「コル」はかかる條件を必要とせず。日本紀卷一に「即對馬島壹伎島及處々小島皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成」とある、又「凝海菜」を「コルモハ」といへる皆ただ自然に固體となれる意をあらはせり。さてかく見れば、氷がこほるは重言なりといふ説も効なきことなり。氷がこほるといはばこそ重言ならぬ、こほるは單に液體が固體化することなれば、「ヒコリテ」といふに何の不都合もなきことなり。されば舊訓



のままにてあるべし。

○冷夜乎 舊訓「サユルヨヲ」とよめり。契沖は「ヒユルヨヲ」とよむべきかといひ、考には「サムキョヲ」とよめり。「サユル」は極めて寒くあるをいふ語なれど、冷に「サユル」の訓あることを知らず。さりとして「ヒユル」といひては語意足らず、歌調整はず。されば、こは考に従ひて訓むべし。

○息言無久 舊訓「ヤムコトモナク」とよめり。僻案抄にはこれを否とし、「イコフコトナク」とし、古義には「ヤスムコトナク」ともいへり。「息」字は動詞の時は「憩」字とも通用すること、休息休憩の例にて知るべく、又玉篇に「憩、息也」とあるにて知るべし。この「憩」を靈異記上卷の訓釋に「伊古不去止」と注せり。新撰字鏡にも「憩字の注に「息也、又伊己不」とあり。これらによりて僻案抄の説に従ふべし。「言は「コト」の語を事の義に借り用ゐたるなり。

○通乍 「カヨヒツツ」とよむ。舊都藤原宮より新京平城に通ひつつなり。

○作家爾 舊訓「ツクルルイヘニ」とよめり。僻案抄は「ツクルミヤコニ」又は「ツクリシイヘニ」とよむべしといへり。されど、家字を「ミヤコ」とはよむべからず。又「ツクリシ」とよまざるべからざる理由もなし。この故に舊訓のままにてよしとす。以上の如くにしていたつき作れる家といふなり。

○千代二手 舊訓「チヨニテニ」とよみ、古寫本には又「チトセニテ」などよめるもあり。されど多くの古寫本に「チヨマテニ」とよめるによるべし。契沖は「二手」を「マテ」とよみて「マデ」と云ふに「二手」とかけるは「二手を眞手といへばなり」といへりしは發明の説なり。一手をかた手といふに對して「兩手を眞手といふこと、片袖と眞袖、片帆と眞帆、片屋と眞屋、兩下又本集に「二梶を「マカチ」とよめるなどの例にて知るべし。上の三四の歌に「幾代左右二賀」の「左右」を「マテ」とよめるもこれに同じ。卷三二三八に「大宮之内、二手所聞」とあるもこの例なり。

○來座多公與 舊訓「キマセオホキミト」とよめり。「與」字なき古寫本二種あれど、ある方まされり。この訓代匠記は「キマス云々」とし、考は「來は爾」の誤として、上の句の末の「ニ」とし、「多は牟」の誤として「イマサムキミト」とし、「燈も多を牟」の誤として「キマサムキミト」とよめり。略解には「多は古本牟」に作れるに由るといひて改めたれど、今さる古本一も存せざるを見れば、その説遽に信じ難し。かくてこの訓明かならぬと共にその義も知り難し。試みにこの訓のままに説かば、この家づくりせる人がかく落成したれば、通ひ來ませといへるが、上の「キマセ」なるべし。さて次句に「吾毛」とあるに對して「多公」といふ語を用ゐたるが、「多はオホ」なれば「多公」即ち「オホキミ」にしてこれは皇族の方をさしたること著しきが、上の「きませ」のつづきを以て考ふれば、呼格にして「オホキミヨ」といふべき語遣なりとすべし。さらば、このわが辛苦してつくれる家に千代までも通ひ來ませわがおほきみよといへるにて卷七一三四の歌に「能野川、石迹柏等時齒成、吾者通萬世左右二」といへる如く、その君の壽を祝ひその家のめでたきを祝せる詞なるべし。然るに末の「とは」と共に「の意の助詞たること明かなれば、多公與はオホキミト共ニ」の意にして、下の「吾毛通武」に連關せり。然りとせば、この「多公」は上に對しては呼格となり、下に對しては「ト」の補格たるべきものなり。かくすれば、千代までに通來ませわが大君よ。希くは御命と此家と萬壽



限りなからむことを。されば、またわれもわがおほきみと共にここに通はむとなり。  
○吾毛通武 舊來「ワレモカヨハム」とよめり。上にあけたる卷七、一一三四の例によりてその意をさとるべし。吾も「おほきみ」と共にこの家に通はむとなり。

○一首の意 上の如く不明の點あれば詳かに知り難し。遷都の詔勅を受け、畏み仕へ奉りて今までそこに一家團欒したりし故郷藤原京なる家をばあとに残し置きて泊瀬川に舟を浮べて乗り流のままに奈良をさして行くことなるが、この泊瀬川の川曲ごとに、幾度となく顧みては故郷の空をながめつつ行きくらし、泊瀬川を下りはてはその川合より佐保川を溯りて奈良京の邊に至りて舟を泊て、その中に宿ぬれば、折節寒さ烈しくて朝まだきとく目さめて床のままにて眺むれば、在明頃とて、船屋形の外もさやかに見ゆるが眞白に霜はふり、川には氷が磐石のやうに張りつめてあるが、かやうなる夜をもたえず通ひかく辛苦してわが天皇の命のままに作れる家なれば、わがおほきみよ、千代萬代に命長くこの家に來ませ。われもわがおほきみと共にこの家に通はむとなり。これ新しき家の出來しことを言ほけるものならむ。かの顯宗天皇の室壽の詞などの趣もかくの如く、家の祝詞はやがてそこに住む人の祝詞となるべきものなればなり。

反歌

(八〇) 青丹吉、寧樂乃家爾者、萬代爾、吾母將通、忘跡念勿。

○青丹吉 上にいへり。

○寧樂乃家爾者 「ナラノイヘニハ」とよむ。「家」を「ミヤコ」とよめる本もあれど、とるべからず。上に「通」字作家爾にといへる寧樂の京の家をさす。その家にといへるなり。

○萬代爾 「ヨロヅヨニ」とよむ。長歌に「千代二手」といへるに對して「ヨロヅヨ」といひかへたるなり。

○吾母將通 「ワレモカヨハム」とよむ。上の長歌の語を受けて用ゐるたるが、この語のみをくりかへしたるはその他の事項は本歌にゆづりて言外にその意をあらはせるなり。

○忘跡念勿 「ワスルトオモフナ」とよむ。契沖は「しばし本宅へ歸る時君の御事を忘るらんと思召すなとなり」といひ、考は「今よりは長くしたしく通はむにうとぶる時あらんとなおほしそとなり」といへり。

○一首の意 この寧樂の新につくれる家には行く末遠く長く吾も通ひつつ奉仕せむ。時には參らぬ場合ありとも君の御事を忘れたりとは思召し給ふなとなり。

右歌作主未詳

○右歌作主 「作」字なき古寫本二三あり。それによらば、歌主といへるなり。いづれにしても意かはらず。この注によりてこの歌の作者古より明かならぬものたるを見る。

和銅五年壬子夏四月遣長田王子伊勢齊宮時山邊御井作歌



○和銅五年壬子夏四月云々 この時この事ありし由續紀に見えず。

○長田王 古寫本「サタノオホキミ」とよめる本おほし。「ナガタ」とよむべきものと思はるれどいづれも確證なし。續日本紀を見るに、和銅四年夏四月の叙位に正五位下となれるうちに長田王の名あり。この王は後に近江守衛門督攝津大夫等に歴任し、天平九年六月には散位正四位下長田王卒と見えたる人なるべし。この王の父祖未だ詳かならず長親王の子なりといふ説もあり。その證とする所は三代實錄貞觀元年十月二十三日の廣井女王薨去の條に「廣井者二品長親王之後也。曾祖二世從四位上長田王云々」とあるによれるものなるが、その位違へるが故に、證としては薄弱なるが上に、續日本紀天平十二年冬十月の條に「從四位下長田王授從四位上」とありて長田王の名ある人二人見ゆるのみならず位はこの方に似たれば、長親王の御子はいづれの方にましまさむか知り難し。これは攷證にいへる所なるがよき説なり。

○伊勢齋宮 「齋宮正しくは齋宮と書くべし。但し廣韻には齋字に注して「經典通用齋齊也」とあれば、必ずしも誤とはいひ難し。齋宮とは伊勢の齋王のまします宮なり。齋王とは天皇の御手代として、皇太神宮に奉仕せらるる皇族にして、かの豐蹶入姫命以來未婚の内親王を以て任ぜられしなり。延喜式齋宮の條に「凡天皇即位者定伊勢太神宮齋王仍簡内親王、未嫁者卜之あり。そのよみ方は和名鈔に齋宮寮を「伊豆岐乃美夜乃豆加佐」と注せるによりて、「イツキノミヤ」とよむべし。齋宮は伊勢國多氣郡にありて、今「サイク」といふ地名に名残を止めたり。この地に宇御館といふ所ありてその遺址今に存す。この齋宮に關する事務を掌る官廳に齋宮寮と

いふありて頭以下の職員ありしが、その規定は令に見えねど續紀に大寶二年正月從五位下當麻真人橘を齋宮頭に任ぜられしこと始めて見えたり。

○山邊御井作歌 「ヤマノヘノミキニシテヨメルウタ」とよむべし。山邊御井は或は大和國山邊郡毛原村にありとし、或は伊勢國河曲郡山邊村にありとし、或は同國壹志郡なる忘井を之にあつるなど異説紛々たり。然るに玉勝間にて上の伊勢國河曲郡鈴鹿郡といへるは誤か、若くは郡域の變更ありしが故か、とにかくに同じ所なりの山邊なる由を論じてより人々皆之を信ぜざるさまなり。されど、この説はうけられず。何となれば、この頃の伊勢神宮への通路は續紀によるに、聖武天皇の天平十三年十月壬午(二十九日)神宮への行幸の順路は次の如し。

壬午 山邊郡竹谿村堀越頓宮

癸未 伊賀國名張郡(郡家所在地)

十一月朔甲申 伊賀郡安保頓宮

乙酉 伊勢國壹志郡河口頓宮(關宮、所謂河口關所在地)

(停御關宮十箇日)

乙未 發河口到壹志郡宿(以下美濃近江に到りまししなり。故に略す。)

かくて伊勢の齋王の任解けて歸京せらるる場合には先づ難波に趣きて解除せらるる規定なるが、その順路は江家次第によれば次の如し。

一日 著壹志頓宮



二日 著川口頓宮

三日 到伊賀堺屋奉仕堺祭著阿保頓宮

四日 就大和郡介頓宮

五日 過大安寺並奈良坂至山城相樂頓宮(以下略す)

即ち古奈良より伊勢神宮への順路はかく一定せるを見るべし。即ちこの通路は奈良より山邊郡都介を経て伊賀國名張に出でそれより阿保を經、伊勢地村を過ぎて伊勢に入り垣内村大村を經て壹志郡八太村に入りしものなり。さてその河口頓宮のありし地は河口關を以て古來名高き地にしてこの關は和銅三年に設けられしものと傳ふ。今の川口村に古の關の址ありといふ。今この順路によりしものとせば、その邊より上にいへる河曲郡山邊までの距離は約十里を隔てたり。遊覽ならば、ともかくも公事を以て到れるものが、往復二十里の迂路を(その當時に於いて)とることありうべき事にはあらざるなり。この故にその河曲郡山邊村なりといふことは信じ難しとす。然れども、この歌の趣にては伊勢の地にありて、しかも御井といはるる以上は神宮又は齋宮若くは離宮附屬の御井たりしことは考へらる。加之卷十三三二三五に「山邊乃五十師乃御井」とあるも同じ處なりといふ説に従ふ時は、こに行宮又は離宮ありしこと明かなれば、その歌には「山邊乃五十師乃原爾内日刺大宮都可倍云々」とあり。先づその山邊の行宮又は離宮といふものの存在をさぐるを順序とす。按ずるに御鎮座本紀に豐受大神の伊勢にうつりませる時の順路をいへる、うちに「次山邊行宮御一宿今號壹志郡是也」とあり。この

(八二)

山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見鶴鴨

○山邊乃「ヤマノヘノ」とよむ。「山邊」の事は上にいへり。

書は神宮の神官の偽造せる書なりとは定評あるものなれど、地名までも偽造すべきにあらねば、この「山邊行宮」といふものその偽造せし頃まで知られてありしものと認むべきなり。今この「山邊行宮」を以て壹志郡新家村とする時は前にあけたる順路と地理一致するのみならず、卷十三に「山邊」に行宮又は離宮ありしさまによめるに合せり。さればその新家村に山邊行宮のありて、その行宮附屬の御井といふものありしものと考へらる。その遺址今考へられずとも、他の地に之を求むるは當らざる事なりとす。さて攷證にはこの上に「過」とか「覽」とかの文字なくば、本集の例にもたがひ、又語をなさずといへり。然れどもこれは場所を示せるものなれば、このまゝにても意通するなり。

○御井乎見我氏利 舊板本「ミヤチミガテリ」とよめるに従ふべし。古寫本には「ミカヘリ」とせるもの少からねどもしかよむべき理由なし。「御井」とあるによりて上にもいへる如く、この「井」はただの「井」にあらで、離宮齋宮又は神宮附屬の御井なることを思ふべし。「ガテリ」は又「ガテラ」といふに同じく或る事を主としてあれど、なほ他の事をもかぬる由をいふ語なり。集中には「ガテリ」とも「ガテラ」とも見ゆれど、「ガテリ」の方古しと思はる。その例卷十七三九四三に「秋田乃穗牟伎見我底利」とあり。



○神風乃 舊來多く「カミカゼノ」とよみたれど「カムカゼノ」とよむをよしとす。古事記神武卷の歌に「加牟加是乃伊勢能宇美能」と見え、日本紀神武卷に同じ歌を載せたるにも「伽牟伽能」と書けるにても證すべし。これを伊勢の枕詞とすることは世人の沿く知れる所なるが、そは神風の「息」の意による。息を「イ」とのみいふは古語なり。息吹などといふ例にて知るべし。

○伊勢處女等 舊板本「イセノヲトメラ」とよみたるを略解に「イセヲトメドモ」とよみたり。今古代に地名の下に「を」とめといふ語を添へていへる場合をみるに、「泊瀬越女」卷三四二四「菟名日處女」卷九一八〇二「菟會處女」卷九一八〇二「可刀利乎登女」卷十四三四二七「古波陀袁登賣」古事記應神卷などの如く直ちに接するを例とす。さればこゝも「イセヲトメ」なるべし。次に「イセヲトメ」とよみたる以上は音の關係よりして「等」を「ドモ」とよむべきなり。この伊勢處女は御井に關係せる點より見れば、ただの處女にあらで、その宮に奉仕する宮女ことに水部の女孺なりしならむか。攷證にもこの伊勢處女は齋宮の宮女なるべしといへるはよけれど、そこより十三四里も隔たれる河曲郡の山邊村の井なりといふ本居説に賛成せるは自家撞着なり。さてここに「等」といへる以上は其の水汲まむとて數人出で立ちしを見られしなり。

○相見鶴鴨 「アヒミツルカモ」とよむ。「ツル」は「ツ」といふ複語尾の連體形「カモ」は後世「カナ」といへるに相當する助詞なり。

○一首の意 この使奉仕のためにこの山邊の離宮に來りしが、名高き御井を一見せばやと立ちよりたれば、その御井を見たと同時に美しき伊勢處女をさへに見たるかなとなり。

浦佐夫流、情佐麻彌之、久堅乃、天之四具、禮能流、相見者。

○浦佐夫流 「ウラサブル」とよむ。これは上の歌(三三)に「樂浪乃國都美神乃浦佐備而」とある、「ウラサビ」と同じ動詞にして、これはその連體形なるなり。何となく心にさびしく思ふ義なり。

○情佐麻彌之 舊訓「コロサマミシ」とよめり。されど、意義通ぜざれば契沖は「彌」は「彌」の誤にして「サマネシ」なるべしといひ、諸家これに従へり。今傳はれる本一もかくかける本はなし。されど、ここは契沖の説の如く誤なるべし。卷十六(三八六九)に「美彌良久埼」とあるは「曼樂」ともかける地名にして、この「彌」は今と反對に「彌」を誤れるなり。「彌」彌字形似たれば、古書に往々混同せりと見ゆ。「さ」は所謂發語にてただ音調を添ふるのみ。似たる例は卷十七三九九五「見奴日佐麻彌美、孤悲之家牟可母」卷十八四一一六「月可佐彌美、奴日佐末彌美」とあり。「まねし」は古くは専ら物事の多くしけきをいへる形容詞にして、その釋はその所の文勢によりて種々にあてらるべし。卷二二〇七「眞根久往者、人應知見」卷四七七八七「君之使乃、麻彌久通者」とあるが如きはその事の度々あるをいへるなり。又卷十七四〇一二「可良奴日、麻彌久都奇會倍爾家流」卷十九四一六九「朝暮爾、不聞日、麻彌久、安麻射可流、夷爾之居者」とあるはその日のみなるをいへるなり。又續紀卷三十六の天應元年四月の宣命に「天下乎毛亂己我氏門乎毛、滅人等、麻彌久在」とあるは至りて多きなり。今いふ「あまねし」といふ語はこの「まねし」に發語の「あ」を添へたるものなるが、これは物事の十分にゆきわたれる由をいふに用るたり。その意に古今の差あり



と見ゆ。

○久堅乃「ヒサカタノ」とよむ。これは「天日月」などの枕詞たるは人の知る所なり。もとは「天の枕詞とせしが、天象一般の枕詞として用ゐるやうになりしなり。名義は古來種々の説あれども、瓠形ヒツカタの意なりとする説穩かなり。委しくは別に記せり。

○天之四具禮能 舊本「アマノシグレノ」とよめり。僻案抄に「天をばかかるところは「アメ」とよむべし」といひてより諸家之に従へり。さて「天のしぐれ」といへるは「シグレ」は天より降りくるものなればいへるなり。「シグレ」は和名鈔に「霽雨」に「之久禮」と注せり。この「霽」字は小雨をいふ漢字なれど、國語の「しぐれ」は暮秋の頃の空曇りがちにて降りみ降らずみ降りつづく雨をいふなれば「霽」の字義とは一致せず。ただ似たるはそのふりかたの五月雨夕立などのやうに烈しからぬ點が小雨の義にあたるといはばいふべし。本集中にいへる「しぐれ」は今説けるが如き雨をいへることは卷六「一〇五三」に「左壯鹿乃妻呼秋者天霧合之具禮平疾」卷十二「一八〇」に「長月乃鍾禮乃雨丹又二〇九四」に「秋萩子鍾禮零丹卷十二「三二一三」に「十月鍾禮乃雨丹又卷十秋雜歌の末に「詠雨」と題せるうちに「秋田刈客乃廬入爾四具禮零」三二三五又「黄葉平令落四具禮乃零苗爾」三二三七とあるなどにて知るべし。

○流相見者 舊訓「ナガラフミハ」とよめるを代匠記に「流相をナガラフ」とよみ、僻案抄に全句を「フラマクミレバ」とよみたるを考に「ナガラフミレバ」とよめり。考の説をよしとす。從來「ナガラフ」の如きを延言といひたれど「ナガラフ」は「流ル」を「ハ行下二段活用」に轉せしめてその事の繼

續せるをあらはす語にしてただに延言といふべきものにあらず。さて雨雪の降るをも花の落るをも「ながる」といひしことは既に述べしところ(五九)なり。  
○一首の意 この歌反轉法によれり。天より時雨のふりつづくを見れば、何となくたえずものさびしく思ふ心のすることよとなり。

(八三)

海底、奥津、白浪、立田山、何時鹿越奈武、妹之當見武。

○海底 舊板本「ワタツミノ」とよみ、古寫本多くは「ミナソコノ」とよめり。契沖はこれを「ワタノソコ」とよむべしといへり。「海をただ「水」の意にするは不當なれば、諸家皆契沖の説に従へり。卷五「八一三」に「和多能曾許意根都布可延能」卷七「一二三」歌「綿之底奥己具舟乎」又「一三二二」に「海之底奥津白玉」などあるにてその説の確かなるを見る。さて「ワタ」は「海」ソコは「至り極る處をいふ意にして深さにいふのみならず、水平的にも遠く至り極る處をいふなり。かくて「ワタノソコ」にて沖の枕詞とはするなり。考には之を枕詞ならずといはれたり。

○奥津白浪 「オキツシラナミ」とよむ。「奥」を「オキ」とよむことは古事記上卷「奥疎神」の條に注して、「訓奥云淤枝下效此」といへるにて明かなり。「オキ」は「邊」と對して用ゐらるること多し。「オキツナミ」は沖の方よりよせくる浪なり。さて浪のたつといふ事よりして以上二句を次の立田山の「たつ」といふ語の序詞とせり。

○立田山 「タッタヤマ」なり。この山は大和國平群郡にありて河内國との堺をなし、平城京より



河内攝津以西の國々に通ずる要路にあたり。されば古は關をおかれしなり。日本紀天武天皇八年十一月の條に「是月初置關於龍田山大江山」大江山は山城國と丹波國との堺にあたる要路なり」とも見えたるこれなり。

○何時鹿越奈牟「イツカコエナム」とよむ。「何時をいつ」とよむは正しく字義によれるものなり。こゝに「越奈武」とあるによりて上の立田山の下に「ナ」を加へて見るべきを知る。「カ」は疑をあらはし「越エナム」の「ナ」は「ヌ」の未然形にして「ム」は豫想をあらはす。この句いつこの龍田山を越え了ることを得るならむかといふ意にして待遠しく思ふ意をあらはせり。

○妹之當見武「イモガアタリミム」とよむ。妹があたりは妹がすむ家の邊なり。歌の趣にては立田山を越ゆれば妹が住む土地の見ゆるなり。早く往きて見たしと冀ふ意をあらはせり。

○一首の意 この歌二段落なり。先づ第一段はわれはやく立ちかへりたく思ふが、あの立田山をいつ越ゆるを得るならむとなり。第二段はせめて立田山を越えなば妹が家の邊も見ゆべきが、はやく行きて見たしとなり。待遠なる意をあらはせり。

右二首今案不似御井所作。若疑當時誦之古歌歟。

○この左注は上の二首が山邊の御井にての詠と見えざれば、これをことわれるならむ。けに上の二首は御井を見てよめる歌とは見えず。しかも目錄に明かに三首とあれば古くよりかくありしならむ。ことにその中の「シグレ」の歌は時節さへ當らざるなり。されどかく載せた

るを見れば古くより長田王の歌と信ぜられしことは著し。或はこれは上の御井の歌のついでに同じ人の歌をつらねあけたるものならむか。

寧樂宮長皇子與志貴皇子於佐紀宮俱宴歌

○寧樂宮 この三字目錄にもここにも下の題と一つづきにかけるは疑ふべし。この三字は下なる文とは直接の關係なきものにして、これはまさに別行にすべきものなるが、卷二の例にて推すにこの三字は上の和銅五年の前に二行を立てて標記すべかりしを誤れるに似たり。さるはかの卷二には「寧樂宮」の三字を和銅四年の前行におきたればなり。而して實際遷都のありしは和銅三年三月なれば、それより以後は寧樂宮の御代といふべきものなればなり。

○長皇子與志貴皇子 この二皇子は既にいへる如く從兄弟の間柄にましませり。

○於佐紀宮俱宴歌 佐紀宮は大和國添下郡佐紀村の地に營まれし宮ならむ。佐紀は當時の平城宮の北にある地にして延喜式内の佐紀神社などここにあり。ことにこの歌の詞に因みあらは孝謙天皇の山陵のある地なり。これは續紀卷三十寶龜元年八月に「葬高野天皇於大和國添下郡佐貴郷高野山陵」とある地にして、此歌に高野原といへるは後にこの御陵となりしあたりなり。この地にはなほ成務天皇神功皇后の御陵ありていづれも「狹城盾列陵」といひたるなどにてその地域を知るべし。この「サキ」は高臺と低地とにわたりしものと見え、かの陵等ある邊は高臺にして佐紀神社の邊は稍低し。而して本集に「娘子部四咲澤」卷四六七五「垣津旗開



澤<sup>ナ</sup>卷十一(三〇五二)などいへる同じ地名に基づける低濕の地たること著し。さてこの宮は恐らくは長皇子の御宮なるべきことは考に既にいへり。さるは志貴皇子の宮は高圓<sup>タカノ</sup>にありしことは卷二の挽歌に見ゆればなり。なほ志貴皇子は靈龜二年に薨じ、長皇子は靈龜元年に薨じたまへれば、この御歌は靈龜元年以前の詠なること明かなり。

(八四)

秋去者<sup>アキサレバ</sup>今毛見<sup>イマモミル</sup>如妻戀<sup>ゴトツマコヒ</sup>爾鹿將<sup>ニシカナク</sup>鳴山<sup>ムネノヤマ</sup>曾<sup>ソノ</sup>高野原<sup>タカノハラ</sup>之<sup>ノ</sup>宇倍<sup>ウベ</sup>

○この歌舊板本訓を施さず。古來意義通ぜざる歌とせしものなり。類聚古集にはあきくれはいまもみることつまこひにしかなくやまそたかのはらのうへとよみ古葉略類聚鈔には

アキサレハイマモミルコトツマコヒニシカナク山ソタカノハラノウヘ  
とよみ、神田本細井本には

アキサレハイマモミルコトツマコヒニシカナクヤマソタカノハラノウヘ  
とよみ、西本願寺本、大矢本、京都大學本、溫故堂本には

アキサレハイマモミルコトツマコヒニシカナカムヤマソタカノハラノウヘ

とよめり。さて代匠記以下の説も亦まち／＼にして一も會心の説を見ず。甚しきに至りては誤字ありとして文字を改むるものさへあり。次にはそれらの説を批評しつつ余が意見をのべむ。

○秋去者 契沖は「アキサラバ」とよみたり。文字のままならば「サレバ」とよみても誤れりとはいふべからず。かくて「秋サラバ」といふ語氣を以てせば、この歌よまれし時は秋にあらぬこととならむ。然るにかくせば、下に「今も見る如鹿なかむ」とある「今」といふ語にあらず。何となれば、鹿のなくは秋にして、その鹿のなくをば「今も見る如」といひてあればなり。この故にこれを「秋サラバ」とよみて、來年の秋にもならばの意とする説も出で來れり。されど、今年の秋に於いて、來年の秋にもならばといふ意にて「秋サラバ」といふ如きは甚しく無理なるいひざまにして、あるべきことにあらず。又「秋サレバ」とせば、下の「今も見るごと」にはよくあへる心地すれど、「鹿鳴かむ山ぞ」といへる「將鳴」と矛盾す。この故に井上通泰氏は「將」字を衍なりとして「鹿ナク山ゾ」といへり。かくせば、理窟にはあふべきが歌としては何の面白みもなく、又すべての本に存する文字を除くも不可なりといふべし。余が案にては「秋サラバ」とよみてよしとするなり。即ちここにては未だ秋ならぬ季節によまれたるにて秋を將來と見てのたまひしなり。その説次々に明かなるべし。「秋サラバ」の語例は卷五(三五八一)に「秋佐良婆安比見牟毛能乎<sup>モノノ</sup>」など例少からず。

○今毛見如 「イマモミルゴト」とよむことは諸家一致して異論なし。その語例は卷十七(三九九一)に「於母布度知可久思安蘇婆牟異麻母見流其等<sup>オノハハツチカクシヤソバムイマモミルミナガハルナラシナラシ</sup>」卷十八(四〇六三)に「和期大王波伊麻毛見流其等<sup>ニギハヤヒノミナトノナミイマモミルミナガハルナラシ</sup>」卷二十四(四九八)に「都禰爾伊麻佐禰伊麻母美流其等<sup>ツメニニイマサメイマモミルミナガハルナラシ</sup>」とあり。さて此句を以て下の句にかければ、現在鹿の鳴けるにてあらずばあらず。而して鹿の鳴くは秋なれば、今を秋とすべき



に似たり。然れども此今を秋とせば、此度は上の「アキサラバ」とよむことに矛盾す。さればとてそれを「アキサレバ」とよむ時は既にいへる如く又下の「鹿將鳴」に矛盾するなり。斯の如く矛盾が循環して止まるところなく、之を解決せむとする説幾たびか出でていつも失敗せる所以も亦この矛盾の循環するが故なり。この故にこの矛盾の循環を語の表面より解かむには井上通泰氏の説の如く、何處か一所文字に改削を加ふべきこととならむ。然れどもかくの如きことは古書研究の非常手段にして萬策つきて手の下すべきものなき場合の最後の方法なりとす。されば吾人はなるべくかかる武斷を避け、なほ内面的に他の見地よりしてこれを矛盾なく解釋しうべき方法存するにあらずやと顧みるべきなり。かく考へて後この語を見るに、「今も見るごとといへる語に心をしづめて熟考すれば、鹿の鳴くさまは現に見てあることは著しきなり。然れども下に「鹿將鳴」とあれば、今は秋にあらざること著し。その時秋にあらねばこそ「秋さらば……鹿鳴かむ」とはいひうるなれ。さてなほこの「今も見るごと」といふ語に心をつけて見よ。「鹿の鳴くはきくべきものにして見らるべきものにあらず。然るにここに「見るといへるは如何。これ鹿の鳴く聲を現に聞けるにあらずして「鹿の鳴くさまを目に見てありといふべきにあらずや。秋にあらずして鹿の鳴くを目に見るといふ以上、これはその實景をいへるにあらずして、その状をかたどれる物を見たるなりといふべきにあらずや。彼是を合せて考ふるに、これは此の御宴の席に鹿の山に在りて妻を戀ひ鳴ける状を象れる洲濱をかざりてありしか、又はその状をかける繪などの障子屏風などをたててありしならむ。その作

物又は繪などを見そなはして、今この席上にて見る如く、秋にならば、實際に鹿の鳴かむ山なりといはれしならむ。酒宴の席に興を添へむ爲に洲濱を据うることは古は盛んに行はれしことにして著者幼時越後國彌彦神社の新年の儀式に用ゐたるを熟知せり。又今も婚姻の正しき儀宴にはこれを用ゐる。俗に鳥臺といふものこれなり。(鳥は古語に築山、山水を鳥といへることのなごりなり)又宮中の御宴會にも用ゐらるるやうに漏れ承る。此の事徳川時代以前にはことに盛んにして平安朝時代にはこれらの作物に工夫をこらしたることその當時の記録又物語日記等に多々記載せられたり。奈良朝時代にもこの事は行はれしこと疑ふべからず。本集中にて酒宴の席に興を添へむ爲に作物をして時ならぬものを見せたる例は卷十九天平勝寶三年正月三日に越中介内藏忌寸繩麻呂の館にて守大伴家持以下を請じて宴樂せし時に積雪を彫りて重なる巖の状をつくり、これに罹麥等の草樹の花をつくりつけしことあるによめる椽久米朝臣廣繩遊行女郎蒲生娘子の歌をのせたるあり。その久米廣繩の歌

奈泥之故波秋咲物乎君宅之雪巖爾左家理家流可母(四二三二)

とあるはこの歌を解するによき参考となるべし。

○妻戀爾「ツマゴヒニ」とよむべし。この語の例は卷五、八七一「都麻胡非爾比例布利之用利」と見ゆ。妻を戀ふるを目的としての意なり。

○鹿將鳴山會 古寫本に「シカナクヤマゾ」とよめるもあれど、又「シカナカムヤマゾ」とよめるもあること上にいへるが如し。然るにここに「將字あれば「ナカム」とよむ方に従ふべきなり。本居



宣長は「鹿をカ」として「カナカムヤマゾ」とよむべしといひて長き論あれど、その論はうけられず。集中「鹿をシカ」とよむべきこと甚だ多くして一々例をあぐるにたへず。これは本居翁の思ひたがへなり。「シカナカムヤマゾ」とよみては字餘りなりといふ論あらむなれども、かくよむ方がへりて調高し。そのままにてあるべし。下の「ゾ」は上の「うましくにぞ」といへるに同じく、強く指し示して上の語を速格に立たしむる力を有するなり。

○高野原之字倍 「タカヌハラノウヘ」とよむをよしとす。「タカヌハラ」は上にいへる如く孝謙天皇の御陵を高野御陵といひ、やがてこの天皇を高野天皇と申し奉れる如く、そのあたり一帯の高地をさせりと見ゆ。「うへ」は上なり。これは佐紀宮は何處にありしか明かならねど、この陵地などよりは南のやや低き地において、そのうしろに高野を見得る地勢にありしが故に宴席にてその高野原の邊を見やりつつよまれしならむと思はる。

○一首の意 余が按によらば、今この宴席にて見る作物若くは繪の如くに秋至らば、この見ゆる高野原の邊は實際に鹿が妻を戀ひて鳴かむ山にてあるぞ。その季節にも至らば、この作物又は繪の如く興趣更に湧くが如くにてあらむ。その時には又もとぶらひ來たまへとなり。

### 右一首長皇子

○かく右云々とかけるさまを以て按ずるに美夫君志にいへる如く、次には客たる志貴皇子の御歌などもありしならむが、後世逸したりしならむ。元曆校本、冷泉本、神田本の目録にはこの

次に「志貴皇子御歌」と記せるあり。



萬葉集講義卷第一附録

萬葉問題集 卷一

萬葉集には古來難問とせられ、今に及びても解決せられざるもの多  
多存す。然るに世には萬葉集は既に訓詁の時代過ぎ去れりなどの説  
を吐きて後進を惑はす徒あり。もとより萬葉集は種々の方面より研  
究せらるべきものにして、これにつきて種々の見地よりして論議せら  
るるは、吾人の歡び迎ふる所なりといへども、訓詁の時代は過ぎ去れり  
などといひて、これが基礎たる研究を無視し、その基礎の研究に従事す  
るが如きものは天下第一の迂愚者と輕侮するに至りては言語道斷の  
事にして世を惑はす罪輕ろしとせず。

凡そ如何なる場合に於いても、それが學術の範圍に在る限り、真正な



る鑑賞又は論斷は事實の正確なる理解の上に立ちてはじめて權威の生ずるものなり。根柢なき空言は如何なる大言壯語といふとも、一旦その論據の誤まれることを指摘せられなば、烈日の下の淡雪の如く強風の前の微塵の如くに消え失せなむ。萬葉集の如き書に至りてはその漢字の上にはた國語の上に、未決の問題多大に存するものにして、昨の是とせしものも、今の見地よりすれば、非なりと認むべき事常に存するものなれば、この基礎的研究は不斷に施さるべき筈のものなりとす。若し、なほ訓詁時代は過ぎ去れりと強ひて主張する人あらば、吾人は先づ本卷の「莫囂圓隣」につきて教示を請はむと欲す。この歌をば何人も首肯すべく合理的に解説せられざらむ間は萬葉集の訓詁時代は過ぎ去れりといふ廣言は吐き得らるべきにあらざる筈なりとす。この故に吾人は、萬葉集が種々の見地より研究せられむことを冀ひ、又さる研究の行はるるを歡び迎ふといへども、その根柢の正確ならざるものあ

らむには一瞥を與ふるにだにも吝なるものなり。

余はかく萬葉集が根柢より研究せられむことを冀ひ、又その研究の向上せむことを冀ふこと切なるあまり、ここに集中の如何なる點が、未決の問題として存するかを示して後進の人々をしてその針路を按ずるに便ならしめむと欲してこの問題集を編せり。これはもとより識者の爲にせるにあらずして初學入門の人々の爲に草せるものなるが、一は如何なる點が解決を待ちつつあるかを明かにしてこれが正當なる解決を下す賢者の續々あらはれむことを冀ひ、一は從來先輩を以て任ずる人々がなるべく事を曖昧に附し、後人をして昏迷せしめし弊を矯めむと欲するにあり。

今この問題集は主としてその問題として存する部分を指摘するに止め、如何なる點が問題なるかの委曲は、後日別に之を編して世に問はむとす。この故に、その問題の下に、その歌の番號と本書にはじめてあ